

衆議院 第三百三十六回国会

金融問題等に関する特別委員会議録 第八号

平成八年六月四日(火曜日)

午前十時開議

出席委員

委員長 高島 修君

理事 小里 貞利君
理事 大島 理森君
理事 松田 岩夫君
理事 早川 勝君
理事 伊吹 文明君
理事 柿澤 弘治君
理事 木村 義雄君
理事 栗原 博久君
理事 白川 勝彦君
理事 野呂田芳成君
理事 穂積 良行君
理事 山本 公一君
理事 安倍 基雄君
理事 江田 五月君
理事 鹿野 道彦君
理事 笹川 堯君
理事 野田 毅君
理事 村井 仁君
理事 田中 昭一君
理事 細谷 治通君
理事 田中 甲君
理事 佐々木睦海君
理事 海江田万里君

理事 尾身 幸次君
理事 小沢 辰男君
理事 森本 晃司君
理事 錦織 淳君
理事 石橋 一弥君
理事 金子 一義君
理事 岸田 文雄君
理事 高村 正彦君
理事 中村正三郎君
理事 原田昇左右君
理事 堀之内久男君
理事 横内 正明君
理事 愛野興一郎君
理事 加藤 六月君
理事 北側 一雄君
理事 鮫島 宗明君
理事 平田 米男君
理事 坂上 富男君
理事 永井 哲男君
理事 小沢 鋭仁君
理事 穀田 恵二君
理事 吉井 英勝君

委員外の出席者

参 考 人 加藤 紘一君

参 考 人 橋本 俊作君

参 考 人 田尻 嗣夫君

参 考 人 田尻 嗣夫君
(東京国際大学
経済学部教授)

参 考 人 池尾 和人君
(慶應義塾大学
経済学部教授)

参 考 人 高野 博君
(全国農業協同
組合中央会常務
理事)

参 考 人 清水 直君
(弁護士)

参 考 人 館 龍一郎君
(東京大学名誉
教授)

参 考 人 藤井 保憲君
(金融問題等に関
する特別委員会
調査室長)

参 考 人 清水 直君
(弁護士)

参 考 人 館 龍一郎君
(東京大学名誉
教授)

参 考 人 藤井 保憲君
(金融問題等に関
する特別委員会
調査室長)

委員の異動

六月四日

辞任

金子 一義君

岸田 文雄君

穂積 良行君

田中 甲君

吉井 英勝君

同日

辞任

高村 正彦君

白川 勝彦君

山本 公一君

小沢 鋭仁君

穀田 恵二君

同日

辞任

佐々木睦海君

六月四日

住専問題の早期解決と徹底究明等に関する陳情書外十件(埼玉県秩父市熊木町八の一五秩父市)

議院内石渡伊雄外千三百三十七名(第三四七号)
住専関連法案の廃案に関する陳情書外百二件(群馬県桐生市末広町一の一〇光山正明外八百九十三名(第三四八号))
は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件
特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法案(内閣提出第三五五号)
金融機関等の経営の健全性確保のための関係法律の整備に関する法律案(内閣提出第九四号)
金融機関の更生手続の特例等に関する法律案(内閣提出第九五号)
預金保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第九六号)
農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第九七号)
特定住宅金融専門会社が有する債権の時効の停止等に関する特別措置法案(保岡興治君外五名提出、衆法第三号)

○高島委員長 これより会議を開きます。
内閣提出、特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法案、金融機関等の経営の健全性確保のための関係法律の整備に関する法律案、金融機関の更生手続の特例等に関する法律案、預金保険法の一部を改正する法律案、農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案及び保岡興治君外五名提出、特定住宅金融専門会社が有する債権の時効の停止等に関する特別措置法案の各案を一括して議題といたします。

これより参考人加藤紘一君に対して質疑を行います。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。高村正彦君。

○高村委員 この三カ月間、政治的謀略によって加藤参考人に対し疑惑なるものがでっち上げられて、誹謗中傷が繰り返されてまいりました。でっち上げられた疑惑は、大別して、共和からの一千万円献金、静岡県信連からの一億円献金、北朝鮮への米援助にまつわるものの三つあるわけですが、私は主として共和からの一千万円献金についてお聞きいたします。

加藤参考人が、平成二年二月八日から十日の間に、新宿のセンチュリーハイアットホテルで共和の森口五郎元副社長から現金一千万円を受け取ったのではないかとすることは、平成四年、加藤参考人が官房長官時代にも指摘されましたが、二月八日から十日は加藤参考人は地方に行っていたことが立証できて、決着がついた問題であります。しかるに、水町重範氏が本年三月四日に、平成二年一月三十一日に加藤参考人がセンチュリーハイアットで共和の森口氏から一千万円受け取ったと声明を出したことによって、解消されたはずの昔の疑惑が日付を変えて蒸し返されているわけがあります。

ちなみに、声明が出された三月四日という日は、新進党が、我が国会が始まって以来初めて座り込みビケによって国会を三週間もハイジャックするという暴挙を開始した日と一致するわけでありまして、そして、わずか三日後の三月七日に、極めて手回しよく、新進党の山田正彦議員らは加藤参考人を所得税法違反だとして東京地検に告発いたしました。その後、証人喚問要求が出て、それを実現することがビケを解く条件だ、予算を通す条件だとエスカレートしていったわけでありまして、我が党の中では、疑惑をでっち上げて予算等を

ただ、秘書の方は、絃和会にどなたがどういう資金を下さっているのか、それから、それがどういうふうに使われているのかということの、お尋ねしても報告がないものですから、余り教えてもらえないのですから、それは、代議士がカンパしてくれた人に会ったときのお礼の仕方、接し方

もありますから、ぜひそこは教えておいていただきたいというのを何か大分言つたらしく、しよつちゅう何かトラブつていたような気がします。

まあ我々代議士というのは、そういう資金団体の事務を任せれば、秘書がどうやっているか、後援会の方がどうやっているか、そんな細かなことまで聞くのも失礼ですし、それだけの時間がございませんで、余り私自身はつまびらかではありませんでしたけれども、しよつちゅうトラブつていたことは事実だったようであります。

○高村委員 このたび水町氏が、仲人までしてもらった参考人に対し、明らかに敵対者として振る舞っているわけでありまして、四度目ということになると一生に一度の仲人に対する感じ方と違ふのかもしれないが、それにしても、普通では考えられないことだと思ひます。何か特別の理由、思ひ当たることはありますか。

加藤参考人の性格からしますと、自分が仲人した人のことをあれこれ言うのを好まないと思ひますので、水町氏が六月七日付週刊ポストで語っていることをもとにしてお聞きいたします。

水町氏の話を要約すれば、水町氏が経営するクリニクにつき、一億円の増資を計画した。そのうち五千万をD氏に出してもらつてを期待した。しかしD氏は断つてきた。D氏はその際、このことは加藤先生御承知のことですと言つた。加藤氏に電話したところ、加藤氏は、「付き合う相手を手をきかんとしたいと思ふのは、経済人として当然の判断だと思ふ」と平然と言つた。それで水町氏は怒つた、こういうようなことを週刊ポストに語っているわけでありまして。

そのようなこと、あるいは当たらずといへども遠からずというような、そういうことでもいいですが、そういうようなことはあつたのですか。

○加藤参考人 プライベートなことではございますので余り語るべきではないと思ひますが、その種のことはございまして。

ただ、一つだけ申し上げておくのは、私が水町

氏に、私の別のスポンサーといひますか、支援経済人を紹介いたして、それで、そこでおつき合ひが始まつたようですが、私がその融資の話に関与したことはありませんで、私がそれにどうしうしろと言つたつもりはありませんで。その経済人の方に、水町氏のいろいろなクリニクの経営等については厳しく指導してあげて下さいといふことを、紹介するとき、つまり四、五年前だつたと思ひますが、三、四年前か四、五年前に言つたことは事実でございます。そういうことを何か誤解されたのかもしれないし、もう一つ、私、つき合う相手をしつかりしろといふのは、水町氏のことでなく、ちよつと誤解があるようでございます。

時間がありませんから、ごたごた申しませんで。その件が、確かに意思疎通を欠くようになった原因であるといふことは言えると思ひます。

○高村委員 加藤参考人とすれば、そのことを、プライベートのことだから詳しくは述べたくないけれども、そのことが、水町氏が敵対者として振る舞うようになった直接のきつかけだつた、こういうふうな考えられるといふことですか。

○加藤参考人 そうだと思ひます。そういう意味では、非常にプライベートな話だと思つております。

○高村委員 加藤参考人と共和の元副社長森口五郎氏とは、どういう関係だつたのでしょうか。

○加藤参考人 私は、直接は存じ上げません。私は、私のために水町氏がやつてくれておりました。先ほど言ひました絃和会というところで、年に一、二回でしようか、私が国会報告をし、みんなで水割りや飲んで食事をするという会が、まあパーティーみたいなものが百人前後の数でやられたと思ふのですが、その年一回か二回のパーティーに一、二回顔を会はされたという関係であつたと思ひます。

それから、その水町さんがやつたゴルフコンペに私も一緒に行つていたということが写真等で、後で紹介されておりました。

○高村委員 そういう会に森口さんが来ておられて、ああ森口さんが来ているな、そういうことに気がついたとか、そういうようなことは記憶にありませんか。

○加藤参考人 そうですね、森口氏も平成四年のあの事件以来有名な方ですから、今になれば当然そう思ふでしょう。しかし、そうですね、代議士というものは、そういう会にいろいろ出ていきますが、自分で組織したり、例えば、この方とこの方にこの会に入つてもらいたいといふような、そんな依頼をして、自分で主導的につくつた会は、それが仮に百人でも全部覚えていた場合がありませんで、人様につくつていただいた会とか、人様のための何十人、百人近いコンペに自分もちよつと招かれて行つたといふ場合にはほとんど覚えなないといふのが実態ではないかと思ひます。

○高村委員 森口さんと少人数で会つたことはなといふことですか。

○加藤参考人 はい、その絃和会及び水町さんの会の関係以外ではお会いしたことはありません。

○高村委員 加藤参考人は、平成二年一月三十一日、新宿のセンチュリーハイアットホテルで共和の森口五郎副社長から一千万円を受け取つたことがあつたといふ疑惑を持たれていられるわけでありませんで、そういうことはありますか。

○加藤参考人 平成四年にも、またそれから今回のいろいろな報道等においてもいろいろ話題にされましたので、私なりにいろいろ考えてみましたけれども、その覚えはどうしてもございませんで。

○高村委員 覚えがないといふことは、あつたかどうかよくわからないといふことですか。それとも、幾ら考えても、覚えがないといふことは、そういうことではないといふことなんですか。

○加藤参考人 私にとりましては、覚えはないといふことは、そういうことではないといふことであつたと思ひます。

○高村委員 平成四年、共和からの献金について国会で質問された前後に、事実確認のために水町

氏に会つたことがありませんか。

○加藤参考人 ございませんで。当時、国会でいろいろ議論になりました。衆参で議論になりまして、その際に、そういうことをいろいろ言われていたけれども、自分には覚えがないのだけれども、実はどうなんだろうといふことを申しました。そうしたら水町氏は、そういうことはいいから自信を持つてしっかりと答弁してください、そんなことはありませんでいふことをきつて私に言つてくれました。

○高村委員 当時、二月八日から十日の間に会つたのではないかとということが問題になつていたわけでありませんで、その二月八日から十日の間にはないと。だけれども、一月三十一日には本当はもつていられるですよといふような話の水町氏からあつたことはありますか。

○加藤参考人 そういうことはありませんで。特に当時の話題は、八日、九日の日程といふのが国会で大分話題になりましたから、そのところはほとんどそれに集中しておりましたけれども、そのほかの日にちのことについては言及はありません。

とにかくそういうことではないんだから、そう答弁をしつかりやつていくのが筋じゃないでしょうかといふことを言われました。

○高村委員 共和の森口氏から直接一千万円を受け取つたことがないにもかかわらず、加藤参考人は水町氏に一千万円を預けていられるわけでありませんで、これはいつごろ、どういう理由で預けたんですか。

○加藤参考人 いつごろかと言われませんで、そこがはつきりいたしません。いづれにしても、平成四年の上半期であつたと思つております。

分話題になりました。後ほどそれは、あるものは事実上ない、つくられたものだというのが最近わかったようでありまされども、当時そういうことが非常に話題になって、当時私は内閣の官房長官でもありました。だから、その管財人会議で、政治家に渡ったお金は、もちろん私だけではないのでしようけれども、返してもらわなければならない。議論が大分あったようで、それが報道もされました。だから、これは内閣に迷惑かけちゃいけないなと。

それからもう一つ。センチュリーハイアットでということとを当時言われていたのですが、それはそういうわけで記憶はありませんが、水町さんはさっき言いましたように紘和会という正規の私の後援団体をつくっていただいているわけでありまして、そこに、経理は我々よくわからなかったというところは先ほど申しましたが、お金が来ている関係、可能性はある。水町氏と森口氏との非常に親密な関係ですから、お金が来ている関係もある。そして、その共和が破産した。

そうしますと、これは皆さんよくあるケースかと思いますが、政治資金の応援をいただいていた相手先が破産しちゃった。すると、これまでいただいたお金は返さなきゃいかぬのかなという気というのはどうしてもあります。そこは難しいところなのです。返す場合もあるし、それは別な話だともうときもある。そういう社会的責任みたいなものもありまして、そんなことで、水町氏の方に、チャンスがあったら、そして献金が事実ならば、事実そういう献金ということがいろいろな形であったならば、それはチャンスを見て返しておいてほしい、水町氏と森口氏の方は連絡がとれていくわけですので、そういうのでお渡ししたものでございます。

○高村委員 水町さんはそれを了承して受け取ったわけだと思えますが、実際に水町さんに一千万円を手渡したのはだれですか。

○加藤参考人 私ではなくて、私の秘書の森田でございます。

○高村委員 ひよっとしたら紘和会の方に献金があったのかもしれない、そういうことで、参考人は官房長官であつたわけでありまされども、内閣に迷惑をかけてはいけないということで、一千万円を返しておいてくれと言つて預けたというのは極めて自然で、納得できることであります。

一方、水町氏は週刊ポストで、加藤氏は、一千万円はだれかに預けたと言ひ出した、「とはいへ森口氏からの一千万円はもう使つてしまつてないです、」「だから自分で捻出した金を預かつてほしい」と言つておられるが、これは極めて不自然で、言つたと言つておられるが、これは極めて不自然で、職務権限があることを頼まれて、例えば名画をもらつた、そんなことであれば、置いておいたら危険だから、だれかにほとりか冷めるまで預かつておいてくれと言つたことは一般的にはあり得ても、現金、それも使つてしまつた金をわざわざ捻出して、預かつてくれと言つたことは、何のメリットもない、不合理、非現実的、一般的にもあり得ないことであります。

念のために聞きます。総理大臣が外務大臣になつたら返してくれと言つたことはありますか。

○加藤参考人 そんなばかなといひますが、そういうことはあります。

それから、問題は、一番重要なことは、管財人会議等で、政治家に渡つたお金は、あるのならば返してほしいという言ひが言われて騒がれていくというならば、もしそういう事実があるならば返してほしいという言ひを水町氏に言つたのであつて、そういう気持ちで渡したのであつて、今言つたような言ひはあり得ないことでござい

ます。

○高村委員 当時、ひよっとしたら紘和会が一千万円森口氏から受け取つておられるのかもしないと思つた、こういうことでありますが、今、水町氏が森口氏もしくは管財人に一千万円を返してないといふことはどういふことだと思ひますか。

○加藤参考人 本当にいろいろな形の献金があつたならば、一千万円をお返しいただいていると思ひます。

○高村委員 水町氏が加藤参考人に対して五千万円融資の件で逆恨みをして悪意を持つていたこと、加藤参考人が水町氏に一千万円預けた理由は、加藤参考人が述べたことが極めて自然であることが明らかになりました。

実際にあつたことを立証するのは容易でありまが、事実がなかったことを立証するのは不可能に近いことから、古来、悪魔の証明といつて裁判でもそのようなことは要求されないことになつておりますが、このたびは、幸いにも、加藤参考人が一千万円を直接受け取つたといふのはでつち上げだといふことが国民にもわかりただけだと思ひます。

加藤参考人は今、水町氏に対してどのような感情を持っておられますか。

○加藤参考人 先ほど申しましたように、自分も仲人した人間でございます。それから、私という人、ゴルフをしたりのつき合ひもございまして、そういう人物とこういう個人的にまづい関係になつてしまつたといふことは、やはり私もいろいろ考えなければならぬところが多い、こう思つております。

しかし、それは私たちの個人の関係でございまして、またよくなる場合もあり得る、そういうふうにして思つておられて、個人の関係は個人の関係としてそつととしておいていただけないかという気持ちでございます。

○高村委員 水町氏の加藤参考人に対する敵対行動であります。二月二十二日に水町氏が加藤参考人の森田秘書に電話して、その会話のテープを隠しどりにしております。あるいは、二月二十四日に水町氏の代理人岡田弁護士が一千万円の受領の催告状を発送しております。そして、二月二十五日に水町氏が何か参考人に私信を出しておられるのか。そして、二月二十八日に岡田弁護士名義で一千万円を供託している。三月四日に水町氏が声

明を出した。そして、三月七日に新進党の代議士らが告発状を提出しているというふうには、極めて計画的に行動しているように見られます。これらは政治的謀略のための証拠づくりのためになされたものとしが考えられないわけでありまが、

しかも、右の一連の行為が開始されたのは住専問題に関する与野党の攻防が始まつた二月二十日以降であり、このことは、本告発が自民党幹事長である加藤参考人に打撃を与えることにより、住専問題を野党側に有利に展開しようとする政治戦略に基づくものであることを物語つておると思ひます。

本年三月二十四日付の公明新聞の一面トップに「貸し手静岡信連から一億円」といふ見出しで、あたかも加藤参考人が一億円の政治献金を受け取つたと断定するような記事が出ておられるわけでありまが、こうした疑惑を公党の機関紙があなたに対してかけておられるわけですが、身に覚えのあることですか。

○加藤参考人 全くございません。

政党的機関紙でございまして、それぞれの主張があつて、そこでお書きになつたことを、名譽毀損していいのかといふような議論も党内でいたしました。しかし、政党的機関紙ならば何を書いてもしょうがないことではないか。ちやうどこの国会の中で発言されたことはいかなることで免責になるというもので、いろいろな議論がされておつて、例えば先ほどの北朝鮮疑惑にしましても、どうしてこんなことをおつしやるのだからと思ふようなことも発言されております。

まあ静岡の問題につきましては、後ほどまた新進党の方がお聞きになつたときに正確にお答えします。疑惑をお持ちになつた以上、それはお聞きにならないことではないと思ひますので、正確にそのときにお聞きいたしてみます。

○高村委員 食糧難に悩む北朝鮮に対し、我が国は平成七年六月、緊急輸入した外国産米五十万トンを、一部無償一部有償で援助することを決めました。ところが、実際、北朝鮮に援助米が輸出さ

れた際、その中の一部に国産米が含まれていた、それを実行させたのが加藤幹事長であると疑わ

れた。その一部に国産米が含まれていた、それを実行させたのが加藤幹事長であると疑わ

れた。その一部に国産米が含まれていた、それを実行させたのが加藤幹事長であると疑わ

れた。その一部に国産米が含まれていた、それを実行させたのが加藤幹事長であると疑わ

れた。その一部に国産米が含まれていた、それを実行させたのが加藤幹事長であると疑わ

れた。その一部に国産米が含まれていた、それを実行させたのが加藤幹事長であると疑わ

れた。その一部に国産米が含まれていた、それを実行させたのが加藤幹事長であると疑わ

れた。その一部に国産米が含まれていた、それを実行させたのが加藤幹事長であると疑わ

れた。その一部に国産米が含まれていた、それを実行させたのが加藤幹事長であると疑わ

れた。その一部に国産米が含まれていた、それを実行させたのが加藤幹事長であると疑わ

れた。その一部に国産米が含まれていた、それを実行させたのが加藤幹事長であると疑わ

れた。その一部に国産米が含まれていた、それを実行させたのが加藤幹事長であると疑わ

れた。その一部に国産米が含まれていた、それを実行させたのが加藤幹事長であると疑わ

れた。その一部に国産米が含まれていた、それを実行させたのが加藤幹事長であると疑わ

いたしました。

次に、松田若夫君。

○松田委員 新進党の松田若夫でございます。

加藤幹事長、きょうは御苦労さまでございます。ただいまお伺いしておりますと、何か水町さんを使つた政治的謀略とかでつち上げたとか、あるいはまた水町氏の人格を傷つけることを印象づけるようなやりとりもございました。そうであれば、なぜ水町氏をここに呼んで詰問しないんですか。それをしないのもさえないのも、自民党の幹事長、加藤さん、あなた本人ではないのですか。

今のやりとりをお聞きして、まず冒頭そのことを申し上げて、イエスカノーか、できるだけ簡潔にお答えをさせていただきたいと存じます。与えられた時間がわずかでございますので。

さて、加藤さん、先般この委員会でも話題にしましたが、プロヒューモ事件というのを御存じでしょうか。一九六二年から六三年にかけて、英国の現職のプロヒューモ陸軍大臣とコールガール、キーラーとの接触、及びキーラーとソ連海軍武官との接触をめぐって起きたスキャンダルでございますが、性モラルの問題あるいは国家機密漏えい問題といったことでイギリス内外を沸かせたものでございます。当のプロヒューモ氏は、下院でこの問題に關してその発言をした、性モラルやあるいは国家機密漏えいの問題からではなく、議會を欺いたことを理由に大臣並びに下院議員を辞職されました。

あなたは、もしあなたが日本の議會、国会でうそをついていたことが判明した場合、どう責任をおとりになるのか、プロヒューモさんのように辞職をなさるのか、まず明確にお答えください。

○加藤参考人 私がそういうようなことをしたら、それなりの責任をとらなきゃならぬのだと思

います。

います。これまでのあなたの答弁は真実、事実を、うそを述べていないかどうか、真実を述べてこられたかどうか、確認をしたいと思います。

平成四年二月二十日、衆議院予算委員会において草川昭三委員からこの質問を受けておられます。

平成二年の一月の総選挙、一月二十四日に解散、二月の十八日に投票が行われたわけでございますが、「この間加藤さんは新宿のホテルセンチュリーハイアットに行かれたと思うのですが、どうでしょう。」「そこで加藤さんと森口副社長と会長のドクター、水町さんのことでございますが、いろいろなお話し合いがあったというのですが、その点御記憶ございませんか。」「ございません。」「森口副社長はそこで加藤さんと、短時間のよう

でございますけれどもお会いになったというお話があるのですが、その点はいかがですか。」「そういう事実はございません。」

これは真実でございますか。

○加藤参考人 そういう記憶はありません。したがって、事実ではありません。

それからまた、その質問は、二月の八、九、十、いたかというところでありますが、そのときにはい

だからはずり言いました。その当時、前提として、情報等で全部一月八、九、十でござい

ました。それから、その二月八、九、十にかかわらず、私はそういうことがあったように記憶はござい

「会っております。」そこで、「一千万を森口が渡したと言っておるんですが、これはいかがですか。」「そういう事実はございません。」

これは正確ですか。

○加藤参考人 そういう記憶もありませんし、そういう事実はありません。

○松田委員 正確ですか、はい、そうですね、それで結構です。

平成四年六月十日、国際平和協力等に関する特別委員会において、上原康助議員から、「加藤氏に倒産共和から一千万の政治献金があったということが明確になっている。」これに対して加藤国務大臣、「そのいわゆる一千万の問題、私には記憶がございません。また、私たちの方の資料で調べましても、その事実はございません。」

これも先ほど同様正確だと、真実を述べておられると。はい。

高沢寅男さん、高沢委員からでございます。同じ日でございますが、共和の元副社長の「森口五郎氏が、今回の共和事件にかかわる使途不明金がたくさんありました。」「その精算の報告を破産管財人に対して提出したわけでありまして。」そのリストの中に加藤官房長官、あなたに対して一千万円、こういうふうに記載されているわけでありまして、「あなたに一千万円を渡したということ、しかも破産管財人に対する報告書の中で出てくる。このことをあなたは一体どうお考えか、お尋ねしたい。」これに対して、加藤国務大臣、「私たちの方の資料にはそういうものはないと思

います。また、私の記憶にはそういうものはないと思

正でございますか。真実でございますか。

○加藤参考人 そのとおり、答弁したとおりでございます。

○松田委員 ありがとうございます。

続いて、加藤国務大臣、その後ずっと一連の審議の中で、「私が申し上げたいのは、リクルート事件で私はかなり懲りましたので、お金には直接タッチしないように、それ以来原則を貫いており

ます。したがって、私が受け取ることはございません。」

これも真実を述べておられますね。

○加藤参考人 そのとおりです。

○松田委員 わかりました。要するに、受け取っていない、会っていない、そういうことでござい

ますね。これまでの国会の質疑ではそういう御答弁をされ、先ほど高村委員からの御答弁にも同趣旨のことを申されておられました。果たしてそれが真実かどうか、これが今問われておるわけでございます。

さて、そういう中で、愛知和男議員からこの前もまた、つい最近でございますが、御質問がございました。そのときも同様に、「彼に会ったとかどうとかということについては、私は記憶がありません。」こういう御答弁だけをされておられます。

私も読みますと、これだけ何回も質問されながら、記憶がありませんという答弁はいかになことかな、しっかり、本当に会っておられないのであれば、会っていないということをぜひ明確に申されないので、そういうふうには……(発言する者あり)

○高島委員長 静粛に願います。

○松田委員 私は調べまして受け取りました、それはちよつとこつちへ置いておきましょう。

さてそこで、今の献金問題について、具体的に改めてきょうここで聞きましてまいります。簡潔にひとつお答えをいただきたいと存じます。

あなたは平成二年一月十日には、先ほどもおっしゃいました、この国会答弁の中でも出てまいりますが、金品の受領をしていない、そのときは東京にいなかったというのを述べておられます。金品を受領したのは平成二年一月三十一日ではなかったのですか。

○加藤参考人 そういう記憶はない、したがって、そういう事実はないとは思っております。だから、その日付がどうのこうのという話ではございません。

○松田委員 一月三十一日に受け取っていない、平成二年一月三十一日、金品を受け取っていない、こういうことでございませう。

○加藤参考人 そういう記憶はありませんし、そういう事実はないと思っております。

○松田委員 事実はないわけでございますね。事実があるという前提でお聞きしてまいります。受け取らないで結構でございます。

○高島委員長 静粛に願います。

○松田委員 受け取られた場所はホテルセンチュリーハイアットだと……(発言する者あり)

○高島委員長 静粛にしてください。

○松田委員 言われておりますが、これも事実ではないのですか。(発言する者あり)

○加藤参考人 ちよつと今こたへたして、質問の意味がわかりませんでした。

○松田委員 平成二年一月三十一日、お金を受け取られたと言っておられる方がおられるわけですが、その場所はホテルセンチュリーハイアットであったと言っておられます。これは事実ですか。

○加藤参考人 そのセンチュリーハイアットで、そういう、会った記憶はございません、こういうふうに申し上げております。

○松田委員 記憶がないのですか。事実がないのですか。

○加藤参考人 記憶がないし、事実ありません。

○松田委員 それで結構ですから、なければいとはつきり答えていっていただければいいのです。

あなたは、一月三十一日午後八時ごろから九時ごろまでおられたそうですね。そのとき既にそのホテルの部屋には水町氏と共和の森口副社長が待つておられましたか。お答えください。

○加藤参考人 そういう記憶がありませんし、会ったということも、いろいろその後、今回も議論になりましたからいろいろ考えて、そして手繰つてみたけれども、その記憶もないし、という

ことは、そういう事実はないのであります。だから、今そのところを何時何分、それでどうのこうの開かれても、それはちよつと困るのでございませう。

○松田委員 わかりました。

さてそこで、森口氏からあなたに一千万円が渡され、そのときあなたは水町氏に、ちよつとだいいいのでしょつかねと聞き、水町氏がよろしいのではないですかと答えたので……(発言する者あり)

○高島委員長 静粛にしてください。

○松田委員 森口氏に、ありがたいことですよ、紙袋を受け取りましたね。事実ですか、事実でないですか。

○加藤参考人 事実ではありません。

○松田委員 すべて否定をされました。

一月三十一日、水町氏の言うところによれば、この日、今私がお聞きしたことが厳然としてあったと申しておられます。水町さんが、後でまた出てまいります。録音テープとともに東京地検特捜部に提出されました水町クリニクの秘書が当時記録しておりました当時の業務日誌で見ますと、この日水町氏は、今お聞きしたような一月三十一日のその時間にそちらに行つておられるということが確認されておるわけでありませう。

恐縮でございますが、こうして水町氏がそういうことをおっしゃつておられる。それを全部否定されるということであれば、一月三十一日の加藤幹事長の行動日程を明らかにしていただくわけにはまいりませんか。古いことではございますが、まさにいただかれたかどうか。直接あなたが森口さんにお会いになつて、いただかれたかどうか。そのことがこうして長い間問われてきておるわけでございますから、一月三十一日の行動日程、こ

こで明らかにしていただかせませんか。

○加藤参考人 それは四年前に問題になりました、当時も調べました。そのときに、主な日程は、二月の八、九、十だったと思いますが、その前後一、二カ月の日程を全部調べろという話でありま

して、当時、一月三十一日という特定の日は話題にも上がっていませんでした。(松田委員「いや、きょうは一月三十一日の行動日程を」と呼ぶ)だから、答弁は聞かれましたことに答弁いたしておりますので、お聞きください。

それで、当時もいろいろ調べたんですが、松田先生御承知のように、あれは選挙が、解散して、そして次の投票が行われるまでの告示の二、三日前というのが一月三十一日ぐらいたったんじゃないかと思ひます。

いすれにしても、その時期というのは、東京の事務所とそれから選挙区の事務所、これはプレハブ事務所をつくられて、両方で日程コントロールをしないと、代議士にとりましては一番整理がつかないときでありまして、そのときの日程をいろいろ調べました。調べましたけれども、なかなか具体的な日程というのはそのときは上がってきませんでした。

そこで問題なのは、そのときに東京にいたかどうかということなんだろうと思うんですが、地方遊説していたという記録は、現在もいろいろ調べようとしているんですが、地方に出ていたという事実はありません。

○松田委員 恐縮でございますが、一月三十一日、これがポイントの日になつております。ぜひ、加藤一幹事長のために、この日の行動日程を御提出くださいますよう、今からお調べいただいてわかる範囲で結構でございます。御提出してくださいませう、委員長、よろしくお願ひをいたします。

平成三年十二月に、今日の住専問題の発端となりました共和事件が発覚をいたします。平成四年一月十三日に阿部文男代議士が逮捕された前後から、これに対する善後策を、加藤幹事長、当時御検討されたようであります。場所は、幹事長が、加藤さんが事務所に使つていた全日空ホテルの七

○一号室、メンバーは、あなたと、あなたの第一秘書森田氏、弁護士の三宅氏、TBSの城所氏等々、これらのメンバーが集まつて、善後策につ

いて協議されましたか。事実を、そうでなければ、ないとかあるとかで結構でございますので。

○加藤参考人 私が水町氏と二、三回お会いしたことはございます。

ただし、その場所は全日空ホテルではありません。ニューオータニです。

○松田委員 そうすると、以後お聞きするわけでございますが、全日空ホテルの七〇一室室というのは、あなたの事務所であったことは事実ですか。

○加藤参考人 それは事実でございます。

ただ、私がなぜニューオータニにしたかというと、当時官房長官でありまして、そして水町氏に会う用件と、それから別途、公務でいろいろ人に会ったり指示するという意味で、二つ別に部屋をとって会っていた。水町氏に会う別の部屋をとっていたということは言いませんでしたけれども、そういったことがあったものですから、私の記憶に残っております。

○松田委員 しばらく、ちょっとその会合のことについてお聞きしていくわけですが、平成四年二月二十日夜、すなわち先ほど言いました衆議院予算委員会、草川昭三議員が、あなたが共和の森口副社長に会ったかどうかを質問した夜でございますが、その日も、今申しした関係者、全部かどうかはともかく、関係者の方と対策会議と申しますか、会合を持たれましたか。

○加藤参考人 私は、水町氏に会いまして、こういうことが国会で、またマスコミで話題になっているんだけれども、そういうことがあるんだらうかと、私が忘れていたということもあるし、そういう可能性もあるわけだからどうなんだろう、私は全く覚えがないけれども言いましたら、水町氏は、そういうことはありません、だから自信を持ってないということをしつかりと答えてくださいますか。

○松田委員 先ほど高村委員の質問の中でも同様に答弁されておられますね。水町さん自身が、加藤さん、あなたが森口さんからお金をもらったこととはないということをはっきりおっしゃって

れます、こうおっしゃっておられましたね。その水町さんが、いや、直接会って、彼がもらっているんですよと一方でおっしゃっておられるわけでございます。

先ほど申しましたけれども、それならなぜここに一緒に、私どもは、一緒に呼んで、加藤幹事

長のために、この不名誉を青天白日のもとに明らかにすることがあなたにとってどんなに大事かということ、水町氏の証人喚問もお願いしてやるわけですが、きょうは残念ながら実現できていない、こういうわけでありまして。(発言する者あり)

○高島委員長 静粛にしてください。

○松田委員 さて、引き続きお聞きします。さらに、平成四年三月十七日の夜、すなわちこれも、先ほどの衆議院予算委員会佐藤三吾議員が、共和からあなたへの一千万円やみ献金問題を質問した日の夜のことでございますが、また同じく関係者が集まって協議をされましたね。

○加藤参考人 そういう具体的なことを覚えておりません。ただ、二、三回水町氏には会いました。それからもう一つ、何人かの人が一緒に会ったということはありません。

例えば、TBSの記者さんの話がありましたけれども、その方は社会部の記者でございます。この問題の取材にいられたということはあります。しかし、それが具体的にどういう場面であったか、その日は覚えていませんが、そんな方と一緒に対策を立てるわけはありません。(発言する者あり)

○松田委員 荒唐無稽ではなくて、会合がしばしば持たれておるものですか。しかも、その質問の日の夜とか、問題が起こったときに、問題が起こったと言ったと語弊がありますが、相談をしたいなと思われても不思議ではないという夜、会合が持たれておるわけでございます。

したがって、正確に答えをいただきたいわけですが、御記憶にないからわからないのか、三月十七日の夜、水町さんほか何人の方とお会いになったかどうか。

もう一度確認しますが、と申しますのは、この一連の会合がなぜ持たれたのかということ、私自身はけげんに思うわけでありまして。三月十七日、そして先ほどの二月二十日夜、ともに質問があった日でございますけれども、覚えておられませんか。

それでは、これまた恐縮でございますが、こうした一連の会合、実は私どもとしては非常に大事に思うわけでございます。といいますのは、きょうここに来ておいてはしかた水町氏のお話によれば、こうした会合を通じていろいろ対応を協議していきまして、こういうことでございまして、三月十七日夜、なかつたんですか。夜、会合はあつたんですか、なかつたか、もう一度確認しておきます。

○加藤参考人 私は水町氏とその前後二、三回会ったということを申しました。ですから、それがどの日であったかは覚えておりません。だから、三月十七日であったかもしれません。四年前のことでございます。

それで、もう一つ申し上げたいのは、はつきり申し上げられるのは、今いろいろ人の名前が出されましたが、その人たちが一緒に会合を持ったことはありません。持つわけがありません。

○松田委員 わかりました。一緒に会合を持ったことは、弁護士、三宅さん、先ほど名前を申しましたが、こういった方々と一緒に持ったことはない、この一月以降、わかりました。さて、この三月十七日の夜会合を持たれた際、あなたは、ちょうどこれは佐藤三吾議員の質問の終わった夜でございますが、佐藤三吾議員の質問についての手は打っておいた、こうおっしゃったと報じられておりますが、これは事実でございますか。

○加藤参考人 手を打っておいたといういろいろな誤解を受けますけれども、申します。私は、佐藤三吾議員から質問を受けて追及されております。

何か手を打っておかれたのですか。

○加藤参考人 よく国会で手を打ったというのは、手を加えてほしいというような手を打ったというふうに週刊誌等に書かれます。書かれております。しかし、私は佐藤三吾議員からこの問題について追及を受けております。

○松田委員 改めて申し上げますが、なぜこの会合を持ったかどうかということをお聞きしておるかとお申しますと、私どもがお呼びしたかった水町氏のお話によれば、彼の手帳には、この一連の、森口副社長から一千万円いただかれたやみ献金問題について、その対応を協議するため、質問のあるたびとかその他必要なときに、今二、三回とおっしゃいましたが、日取りが彼の手帳には書いてあつて、確かに会合を持って、加藤幹事長、加藤先生も入っているいろいろ対応を協議した、こうおっしゃっておられるものですから、それでわざわざお聞きしておるわけでございます。

ところが、今のお話でございますと、今申ししたようなメンバーではないが、水町氏とは二、三回、この質問に関連して、佐藤三吾議員のこととか、今おっしゃいましたね、関連してお会いしたことはあるということですか。正確に教えてください。

○加藤参考人 いろいろ報道されておりましたので、その事実があつたかどうかということ自身は覚えていないけれども、水町さんにお聞きしたいということではございました。それからまた、その後管財人の、いろんなリストみたいな願書が当時たしかあつたように思います。そこで、そういうことはどういふことなんだろうという意味で水町氏と会ったことはございます。

ただ、そのノートがあるとかいろいろおっしゃいますけれども、まず第一に、会っておりません。これはホテルニューオータニでございます。だから、その事実関係からまず間違えておると。正確かどうかということとは問題があるかと思っております。

○松田委員 場所の点については今おっしゃった

わけですが、会合をされたことは幾たびかあったという事は確認していただいたわけでありまして。

さて、先ほどの返金の問題について話を移します。

平成四年、時期はとも上半期と先ほどおっしゃいましたが、水町氏があなたから一千万円を預かることとなる経緯の中で、あなたが、この先ほど話題にいたしましたいつもの会合で、「国会にもマスコミにも、ノーといつて突っ走るには、足元に一千万円があつては俺にも良心の呵責がある。やはり足元には置いておきたくない」と報じられております。これは事実ですか。

○加藤参考人 そういふ発言をしてはおりません。

○松田委員 水町さんが、そういう発言をされたとおっしゃつておられるわけでありまして。ここでも大きな食い違いがございます。

さて、水町氏が預かることになりました、水町氏はあなたに対して、預かりますが、いずれきちんと返しますからと言ったところ、あなたは、総理から外務大臣になつたら返してくださいと言われたそうですね。

先ほど、そんなばかなことを言うはずがないと答弁をされておられました。私からも改めてお聞きいたします。水町氏の話では、確かにあなたはこうおっしゃつたと言つておられるわけでありまして。もう一度確認をしておきます。

○加藤参考人 先ほど高村さんにも申しましたけれども、私が当時考へておりましたことは、やはり、管財人のリスト等の問題に、名前が出たというところで、もちろん国会でも取りざたされたけれども、マスコミでも取りざたされた。それは宮澤内閣というものの対して大変迷惑をかけることになるわけでありまして。したがつて、特に平成二年二月分というふうなことで何かたしか書かれていたというふうな思いしますので、その点はどうしても、非常に困つたなと思ひました。

親しい関係から、正規の政治資金団体としてこればちゃんと水町さんが居てくれているものだけれども、その紘和会というところに資金が来ているという可能性は、私は、あるというふうな思ひました。この辺は、余り経理はどうなつていのですかというのを聞くかと水町氏には失礼ですが、そういう会話はいたしておられませんけれども、そういう可能性は十分にあつたわけでございます。

それから三番目に、これは松田さんも地元でよくあると思うのですけれども、資金を受けていた会社が倒産したと、そうしたときには、まあ気持ちとして……(松田委員「質問に答えて」と呼ぶ)はい。でも、ここは重要なところですからお聞きいただきたいと思うのですが、そういうことから……(松田委員「質問にだけ答えてください」と呼ぶ)はい。どうしても社会的責任からそういうことは、お返ししておかなければいけないのではないかと、その三つの動機で考えるわけでございます。そういう関係からいへば、水町さんの足元に置いていいという話ではない、チャンスがあつたら森口さんないし管財人の方にお返ししておいてください、献金の事実があつたらお返ししておいてくださいというのが論理というものではないかと思ひます。

○松田委員 私の質問に直截簡明に答えていただければありがたいわけでありまして。

さて、今いみじくも話題にされました点に、では触れさせていただきますが、あなたは、三月一日の記者会見で、献金問題が浮上した平成四年に、何月かこれ、はっきりおっしゃいませんが、それは何月かわかりますか。平成四年の上半期と先ほどおっしゃいましたが、お返しになつたのは。

○加藤参考人 水町氏はそれを二月とおっしゃつていたようですけれども、二月というのではないと思ひます。で、具体的な日にちは我々もわかりません。かなり後になつてからだつたのではないかなという気はしますが、ちよつとわかりません。

○松田委員 この点は非常に大事でございまして、

で、加藤さん、一千万円をお返しになるわけですよ。そんな、ポケットに入つていようなお金じゃありませんよ。しかも……(発言する者あり)ああいう感覚で日本の政治が行われるとすれば大変でございますが、一千万円ぐらい何とでもなるとおっしゃいましたが。

さて、そのお金を、三月一日の記者会見で初めて、この水町氏に秘書を通じて現金を届けたという事を明らかにされたわけでございます。そして、その理由としてあなたは、先ほど、そして今もまた、「私は現金の授受には直接」、こう言われて、これは正確ですか、これは朝日新聞の報じたところを読み上げていられるんですが、「私は現金の授受には直接タッチしないことにしている。しかし、内閣に迷惑をかけてはいけないと思ひ、後援会の金からねん出した。本当に献金があつたのならば、共和の元副社長が管財人に返却したらいいと思つて渡した」と言われて、その上で、「政治資金収支報告上の義務違反になつていいることは申し訳ないと思つていいる」と報じられていられるわけでございますが、これは正確でございますか。会見された中身と正確でございますか。

○加藤参考人 不正確でございます。

○松田委員 どの点が不正確でしょうか。簡潔にお願いします。

○加藤参考人 私は、献金が事実――まあ当時の記者会見の様子、ちよつと資料を見ないとよくわかりませんが、献金が事実ならば、どうして返却しておいてくれなかつたんだらうということをおっしゃいました。ただ、その献金を水町さんは否定しておられました。そのセンチュリーハイアットですね。

それで、どうして渡したかということについては先ほど言ひました。紘和会という正規の団体に来ていいる可能性も十分にあるし、それから、資金団体、管財人リストでいろいろ言われていいることもあるし、それから、宮澤内閣にいろいろ迷惑をかけてもいけないし、そういう意味でお預かりし

ていただいておつた一千万でございます。だから、現実にお金はそちらに、水町さんの方に行つていられるわけですから、もし献金が事実だつたら、そのお金をどうしてお返ししておいてくれなかつたんでしよう。そこは私は腑に落ちないところなのであります。

○松田委員 私どもからすれば、献金の事実を加藤さん自身否定されながら、返却をされること自身まことに不自然そのものでございまして。本当にあなたに献金があつたから返却されたのではないですか。あなたがいただいてもいいいそんなお金を、あなたが、あなたの後援会の金からなせお返しにならねばならないのか。極めて不自然でございます。本当に献金があつたになつたのに返金をされる。全く理解できないところでございます。どうしてでしょうか。

○加藤参考人 これは高村議員にも先生にも何度も私なりに御説明したつもりですが、そのセンチュリーハイアットの記憶は、私はありません。そしてまた、そこを当時水町さんにどうだつたんですかと聞いたら、それはないから自信を持って答えてくださいと言つていたわけですね。じゃどうして騒ぐのか、共和管財人がですね。

そうすると、私としては、水町さんと森口さんの親しい関係から、正規の紘和会という政治団体があるわけですから、そこには、収支報告、僕らは余りよくわかつていいる。しかし、団体がお金を受け取るようになっていいるわけですからそつちに来ていいる場合もあると思つて、万が一献金がいいるような形であつたならばそれでお返ししておいてほしいということをおししたのでございまして。

○松田委員 まことに不自然な話でございます。献金の事実を否定されながら、返却をされる、まことに理解に苦しむところでありまして、それはさらにお聞きします。

後援会から抽出したという事でございまして、この後援会から抽出したのでございまして。抽出したことを証明するものがありますか。あつたらお出しください。

逆にあなたは、記者会見で、水町氏がいきなり一千万円の供託という拳に出たかのような発言をされておられます。これまた水町さんとあなたと

の間に大きな違いがあるわけでございます。

さて、これまでのそういったあなたの不誠実な対応のために、水町さんはそのときの秘書との電話の内容を念のために録音しておいた、こういうことでございます。その記録によりまして、あなたの森田秘書は「一時預かったような形になっているんだよねー」、こう森田秘書は答弁しておられます。答弁というか、お答えしておられます、電話の中で。ここにそのテープを起した原稿も持っていました。……（発言する者あり）本当かどうか、水町さんがここにおられればすぐ解決することでありまして。（発言する者あり）

○高島委員長 静粛に願います。

○松田委員 ここにいろいろやりとりもありません。もう時間が限られてまいりましたから申しません。一つのポイントでございまして。あれは「一時預かったような形になっているんだよねー」、先ほど私は質問の中で申しました、「預かりますが、いずれきちんと返しますから」と言ったところ、あなたは「総理が外務大臣になったら返してください」、こう言われた。これももうそだと言われましたが、水町さんはそうおっしゃっておられます。

まさに一時預かったような形になっているんだけれども、このお金がまさに、七十三億円住宅ローンサービスから借りた共和、そこから来ている金だということで、水町さんは、これはまさに返すべき金だ、破産管財人に返すべき金だということ供託されたわけでございまして。

さて、このあなたの森田秘書、「一時預かったような形になっているんだよねー」、これはどういうふうな理解したらいのでしょうか。これは事実でないということでしょうか。事実だとしたら一体この一千万円は何なのか。あなたから一時預かった金だ、いずれお返しする金だ、こういうやりとりがあなたの秘書との間でされておるわけでありまして。

改めて、このお金の性格を聞きます。
○加藤参考人 同じことを申ししますが、も

し献金の事実があったならばそれを返しておいてほしい、共和側に。それまで預かっていただくという金であって、事実ならば、献金が事実だとおっしゃるならば、なぜ返しておいてくださらなかったのでしょうか。森口さんと水町さんの方の連絡は常にとれるし、そういう関係になっているし、なぜ返していただけなかったのかと思います。

それから、もう一つ申し上げます。

水町氏は私の友人でございました。私との会話を、電話を録音するような性格の男ではございません。どうしてそんなことを彼がやるようになったのでしょうか。

○松田委員 あなたの対応が不誠実であったため、そうされたということでありまして。（発言する者あり）

○高島委員長 静粛にしてください。静粛にしてください。

○松田委員 時間が限られてまいりましたけれども、今の質疑を通じてまことに明確になってまいりましたことは、あなたの言っておられることと水町氏が言っておられることがことごとく異なっているということでございます。あなたがうそをついているのか、水町さんがうそをついているのか、国民の前に明らかにすべきことであります。

水町氏は証人喚問に当たると言っているのに、なぜあなたやあなたの所属する与党は、あなたと水町氏の証人喚問をかくくなく拒むのか。あなたは参考人なら応ずると言われました。なぜか。水町氏の証人喚問は絶対に認められないと自民党は強く主張いたしました。なぜ水町氏を証人として喚問することを拒むのでしょうか。

今回のあなたへの質疑を通じて、あなたと水町氏の証人喚問の必要性はますます強くなりました。委員長、ぜひ、両氏の証人喚問を改めて要求して、私の質問を終わります。委員長、よろしくお願いをいたします。

○高島委員長 これにて松田岩夫君の質疑は終了いたしました。

次に、田中昭一君の質疑に入ります。（発言する者あり）静粛に願います。静粛に願います。（発言する者あり）静粛に願います。次の質疑に入っております。静粛に願います。

田中昭一君。――静粛にしてください。

田中昭一君。――静粛にしてください。

○田中（昭）委員 社民党の田中でございます。私に与えられた時間は極めて少ないわけですが、国民の皆さんに対して政治に責任を持つ政権与党第一党としてのかなめである幹事長の責任は極めて重たい、私はこう思っております。

私は、加藤幹事長は個人的には尊敬をいたしております。私の地元で起こりました公害の原点である水俣病の問題につきましても、四十年間なかなか解決がつかなかった問題について、幹事長が政調会長時代に決断をされました。六千名もの被害者が救済をされました。私は、政治家の決断としては高く評価をすることができるところではないか、こう実は思っております。ですから、今回のこの問題について、いろいろと幾つかの疑惑が投げられてきていることについては極めて残念で、極めて遺憾であるし、これらの問題については明確に疑いを晴らさなければいけない、こう思っております。

今お二人の方から共和の問題についていろいろと質問がございました。時間がございせんから多くを申し上げませんけれども、私は、この問題については、例えば水町さんがここに来て言われたとしても、どちらを信頼するかの問題ですから、決着はつかないと思っております。これは司直の手に移っているわけですから、司直の手で明確に解明されて以外にはない、こう思っております。したがって、司直の手で明確な判断ができれば、その判断については責任を持って対応するということに明確にしておかなければいけないだろう、こう思っています。

そのことを前提にいたしまして、私は、今お二人の御意見などお聞きをしながら、私自身とし

てすっきりしない点、少しうさん臭い点などもたくさんございます。こういう点について少し幹事長の御見解などいただきたいと思います、こう思っております。

それは、幹事長と水町さんとの関係についてです。仲人もされた、再三ゴルフにも行かれた、そして加藤幹事長を大激励をされてきた、そういう水町さんが、今、ずっと昔のことを取り上げて、なぜ加藤幹事長と対決をしなければならぬ状況になったか。こういう問題については、加藤さんと水町さんとの関係についてはもう少しやはりメスを入れなければ、この問題で国会の審議の状況に影響が出ている問題ですから、ここの問題についてもう少しはっきりする必要があるのではないか、こう思っております。

今、事実関係については幹事長は否定をされております。私は、水町さんが後援会の会長であるし、政治資金団体でもある、こういう状況の中では、そういう事実関係については、もし仮にそういう事態があったとしても、私は、なぜ政治資金団体の立場から政治資金規正法に基づいてきちんとした処理をしなかったのか、こういう点について疑問を持ちます。

また、水町さんの団体がしないにしても、加藤さんに対しては激励をする立場で、頑張ってくれということをそのときも再三言っておられたわけですから、なぜ、きちんとこの問題については政治資金規正法に基づいて処理をするというような、そういうことを提言をする責任と義務があったのではないかな、そういう社会的地位の人であつた、私はこういうふうな考えをもちますが、たまたま、そういうことをやらすにおいて、今にあって、やみ献金だ、やみ献金だということで騒いでいる口を出して正義漢面をしているという問題については、私は極めて問題があると思っております。

四年前に私たち日本社会党も、参議院の予算委員会やあるいは衆議院のP・K・Oの特別委員会で、この問題についてはいろいろと質疑をいたし

ております。その際も、事実関係については否定をされているわけであります。

これも週刊誌によりますと、加藤氏を通じてあつせんを依頼しておいたいわゆるクリニクに対する増資五千万の問題について、結果的にそのことができなかったために腹いせにこういう問題に飛びついた、こういうことも週刊誌に言われているわけですが、しかし、今いろいろと言われる問題は、週刊誌に根差している意見と言っているわけですから、週刊誌にはそういうことが書いてあるわけです。

私も政治家の端くれですから、いろいろ経験がございます。例えば、就職の問題などについて依頼がある、それがうまくできればいいのですけれども、できなかった場合には、手のひらを返すような行動に出られる方もおられるのです。

そういう意味では、私は、水町さんがやはり加藤さんの政治資金団体として、後援会としていろいろやっておった、そしていろいろ増資などの問題についても依頼をした、それがうまくできなくなったから、手のひらを返すような形で、今敵対視をするような、そういう状況になってきているのじゃないかな、こういうことを感じるわけでありますが、こういうことを是認するすれば、私は、これは政治家に対する大変な恐喝行為にもなるのではないかな、こういうふうに思うわけであります。

しかも、今の時期になぜそうかという問題ですけれども、クリニクの母体になっている医学研究機構というのは、あるようでございますが、この機構に対しては、告発をする直前に五千万の増資がされているということも、これも週刊誌に書いているわけであります。

したがって、そういうことを総合的に見た場合には、この問題はやはりうさん臭いところがある、だから仕掛けてある、政争に利用している、こういう面が私にはあるのではないかな、こういう気がするのですけれども、この点について、率直に、加藤幹事長と水町さんとの個人的な関係、今日に

至った経過について幹事長はどのようにお考えになつておるか、率直に申し上げていただきたいと思ひます。

○加藤幹事長 時間が余りありませんから、手短かに申しますと、やはりきつかけは五千万の増資の話だと思ひます。五千万というのは大きな金です。したがって、私が紹介した経済人に水町氏が依頼し、そこで話し合いになつていたというのを聞きまして、けれども、しかしこれは、経済人の方が水町氏の経営方針等いろいろ聞き、そして厳しい判断をされたとしたら、我々政治家が、そういう民間の人たちの五千万の融資する、しないにはなかなかタッチできないところがあった。私としては、もっと強引に頼むべきところのなかと今も反省したりしておりますけれども、しかし同時に、それはいいことではない、そんな経済人の人たちが判断した場合にはそれはいいかぬといはずれにしても、これは個人の話、私と水町という人間の個人の話でございます。それがどうして途中から、彼がうちに電話をかけたときに録音テープがとられたり、告訴になったり、こういう話になるのか。私は非常に、今後、政治とそういう問題点については考えておかなきゃいけないときに来たのではないかと思ひます。

○田中(昭)委員 もうあと五分しかございません。もう一つ、私は、幹事長の立場でこの際明確にしてほしうござります。

それは、先ほども少し触れられておりましたけれども、北朝鮮との関係についてであります。米の問題もいろいろございまして、私はそれ以上に、このにせドル問題について、いろいろ国会の場でも提起がございまして、これは、いわゆるにせドルの識別機が日本から北朝鮮にたくさん送られておるといふ問題とか、先ごろ日本で発見されたにせドル事件に加藤事務所が関与をしている、こういう問題などが、これは国会の場で触れられておるわけです。実際に国会で問題提起がされておるわけですから、それから、週刊誌にも書かれておるわけでありまして、そして、加藤さんのと

ころの事務所の人の氏名も出されておるし、それから国交のない北朝鮮と我が国の外交問題でいろいろと動きをしている方の名前なども出ておりまして、加藤グループとして北朝鮮との間にせ札問題なども含めていろいろ問題あり、こういう指摘がございまして。

私は、これは与党第一の幹事長としては、この問題についてはやはり明確にしておかなければ国民の皆さん方の政治不信は払拭できないと思ひますから、時間がございませぬから、この点について幹事長の見解を明確に申し上げていただきたいと思ひます。

○加藤幹事長 この問題は本当に新進党に聞いていただきたかつたと思ひます。どうしてお聞きにならないのか。

我々がせ札だとカサリンに言及することはございませぬ。我々は、北朝鮮の問題については……(発言する者あり)

○高島委員長 静粛に願ひます。静粛に願ひます。

○加藤幹事長 北朝鮮の問題につきましましては、我々は、与党三党の間で、村山政権のテーマとして北朝鮮との関係の打開というのを考えなきゃならぬと思ひました。最高責任者会議で決まりました。そこで、我々は、当時政調会長であつたもので、その問題にタッチいたしました。そして、人道的な米の支援の問題もタッチいたしました。

そういう中で、北朝鮮との国交がない中で、外務省も、またいろいろ北朝鮮問題に関与をされた努力がされている政治家の皆さんがコンタクトのチャネルとしているのは、朝鮮総連と、それからもう一つは吉田猛という人でありました。私は、米の問題をやるということになって初めてその吉田猛という人を知りました。そして、渡辺美智雄さんを団長とする例の訪朝団なんかの段取り等について、いろいろ知識を聞いたりしました。もう完全に北朝鮮とのコンタクトのできる人だといふふうに思つていました。

その人とうちの事務所が、約三、四カ月いろいろ

事務処理をお手伝いいただいたということだけで、どうしてこゝまでサリンだとかにせ札だとか書かれるのでしょうか。

私は、北朝鮮は今、あの体制はよくないと思つていますが、あんな体制は、そして、いずれ経済崩壊するおそれのある状況だと思ひます。その崩壊を待つて三十八度線を越えてくるように考えるのか、それとも、その前に国際社会に引き出すのか、または、そういうことをしていませんと……

○高島委員長 簡潔に願ひます。

○加藤幹事長 つまり、沖縄の四万五千人、六千人の教も減らないという中で、我々は北の問題を考えなきゃならぬと思つています。

したがって、この北の問題にかかわるとすぐこのように書かれるということだつたら、日本の政治家はだれもこの問題をタッチできなくなるのではないかとこの問題を危惧いたします。

○高島委員長 申し合わせの時間が来ておりますので、終わりにしていただきます。

○田中(昭)委員 はい、わかりました。

共和からの一千万の問題は、先ほど申し上げましたように、司直の判断に従つていただく。

それから、後から出てくると思ひますけれども、静岡の信連の問題とか北朝鮮の問題などは、これは確実な証拠も何もないわけですから、会期末も迫つておるわけですから、これらの問題と絡めて国会審議が妨げられる、こういう状況でなくて、今申し上げましたような立場から、会期末に向けて、金融六法を含めまして早急にやはり国会の審議を急ぐということが必要であるということをお願いいたします。

○高島委員長 終わりにしていただきます。

○田中(昭)委員 最後になりました。

委員長、先ほどの説明の中で、二流、三流の週刊誌というのを申し上げましたので、この点については取り消しをしていただきたい、こういうふうに思ひます。

終わります。

○高島委員長 これにて田中昭一君の質疑は終了

いたしました。

次に、小沢鋭仁君。

○小沢鋭仁委員 私、新党さきがけに与えられた時間は八分でありますので、超特急でお聞かせいただきたいと思います。どうか御理解をいただきたいと思ひます。

まず第一点ですが、先ほど来ずっと質疑を聞いておりまして、加藤参考人はないとおっしゃっている、それから、水町さんはあるとおっしゃっている。しかし、その中でつくづく思うのは、水町さんは政治団体の責任者であつて、もしあるとすれば、あの当時の政治資金規正法で十分これは処理、全く問題なく処理できるはずの問題、加藤さんはいわゆる職務権限、全く関係ありません。なぜそれを水町さんが、あると言いながらしなかつたのか、私はこのところがまず問題だと思ひます。ただ、これは、時間がありませんから、裁判が起つておりますので、その裁判の中で明らかになつていくと思ひます。

そういう中であつて、私は加藤参考人にぜひお聞きをしたいのでありますが、この裁判の中で、もし万々が一有罪というようにことが確定されたとときは、これは私、大変残念であります。政治家の大先輩としてそれはきちつと身を処していただかなければいけないと思うわけでありまして、新党さきがけとしてもそう思うわけでありまして、そのお気持ちをお聞かせいただきたいと思ひます。

○加藤参考人 私は、今告発されている問題につきましては、完全に潔白だと思つております。当然のことだと思つております。万が一今みたいなことがあつたら自分の身を賭して処するのには当たり前のことだと思つています。

○小沢鋭仁委員 まずその一点を、本当に聞かせていただきたかつたわけでありまして、明快な御答弁をいただきました。

それで、時間がありませんから、私は、この場合は金融特でありますから、まさにこの問題とそれから住専処理の問題、金融問題の関係があるかな

いか、その点に絞つて聞かせていただきたいと思ひます。

これはまさに、新進党の皆さんが、例えば今回の参考人のこの問題のときにこういうふうにおつしやつています。五月二十九日、山岡賢次委員の質問であります。金融安定化とか景気対策とか、国民を欺くような美名のもとに導入しようとしているこのスキームが、実態は、加藤紘一氏主導による種々の住専不正の隠ぺいのものではないのだらうか。これがこの問題の焦点だと私は思ひうわけでありまして、そこをお聞かせいただきたいと思ひます。

まず、覚書ができたときに官房長官であられて、そしてそれを先導したという話が、指摘が、山田正彦議員の二月二十六日の予算委員会の質問でありましたが、このとき、加藤参考人はもう既に官房長官ではありませんでした。それをまず一点、それから同時に、住専スキームが決定された十二月の時点、これは政策決定の現場の責任者ではなかつたですね。私も一緒にやらせていただいたのですが、その二点。

それからもう一つ、それに加えて、私は、この問題が加藤参考人一人の力でねじ曲げられたというところは、与党に対する大変ないわゆる侮辱だと思つております。私も、一年間の問題をやってきておりました。その中で、与党三党の政策決定のスキームの中で、加藤参考人が一人でこの問題を自分に都合のいいようにねじ曲げることができたのかどうか。こんなことを言われたならば、新党さきがけとしても、与党の一角として大変不名誉であります。そこについて、一緒に加藤参考人もずつとやつてまいつた中で、どうお考えになつてゐるか。まさにそのスキームを変えられるような与党の今の政策決定メカニズムかどうか、その点を聞かせていただきたいと思ひます。

○加藤参考人 例の住専についての覚書がつけられましたとき、私は官房長官ではありません。自由民主党幹事長代理でございます。それから、昨年十二月に住専スキームが決まりましたときに、

私は、政調会長をやめて三、四カ月、自民党の幹事長でございます。その二つとも責任者の立場からは離れております。ただ、幹事長であつたり幹事長代理でありますから、政策決定にはかなりの責任がある執行部の人間であるということはそのとおりでございます。

ただ、小沢鋭仁さんが御指摘になった点は、私は非常に重要な点だと思ひます。私も私なりに党内で影響力はあると思つておりますけれども、しかし、連立三党の政策決定というのは、一人の幹事長とか政調会長で物が決まる仕組みではありません。ここがほかの政党とちよつと違うところじやないかなと思ひます。

我が党は、全員、ボトムアップといひまして、下から何度が会議を盛り上げて、そして最後に調整して決めるという仕組みでありまして、私一人が住専、農協、そんなことで物を決めていたと言われたら、恐らく与党三党の上から下までの方が怒られるんじゃないかと、名譽のために申し上げておきたいと思ひます。

○小沢(鋭)委員 時間がありません。

最後に急いで質問しますが、静岡県信連の問題というのが先ほどから出ています。これは、まさに系統を救うためにこのスキームをつくつたのかどうか、そこにもまさに直接的に關係する話でありまして、この住専処理と加藤問題ということであれば、これがもし真実であれば、ここが中心であります。まさにこの問題こそが中核の問題であります。

それで、新進党の皆さんは、先ほど私が申し上げた山田正彦議員の二月二十六日の予算委員会の質問でこれをなさつています。その後、調査にも出られております。そして、各報道にもそれは発表されております。

そういう中で、私の耳にも伝わってくるのであります。私が、いわゆるこの問題はオーバervランであつた、いわゆる静岡の新進党の議員の方々から静岡信連に、質問趣意書までつくつて申しわけなかつた、この問題はこれでもう終わりにしたいとい

いう、そういう話が入つた、そういう話も聞かえてくるわけなんです。真実かどうか私はわかりません。しかし、そういった話が、例えばきょうの問題でも全くこの問題は議論にならない。これは議論にならないのはどういふことなのか。これこそが、もし本当であれば、住専問題の核心のほうであります。

これは新進党の皆さんに本当はお聞きしたいんですが、加藤参考人、これをどうお感じになつていますか。

○加藤参考人 静岡県信連というのは、いわゆる全国の信連の中で一番住専に対して貸し込みが多かつた一番深刻な県信連じやないかなと思ひます。したがつて、そこから私が一億円を受けていたとするならば、それは大変な影響力を持つ、まさに実はあの共和事件よりも住専処理の審議としては重要な部分だろうと思ひます。その事実は全くありません。

そして、笹本という専務でしたか、ということのようですが、これはもつともつと調べて本当にそんなことがあるのか明確にしたいと思ひます。私の名譽のために申し上げたいと思ひます。

○小沢(鋭)委員 以上です。ありがとうございます。

○高島委員長 これにて小沢鋭仁君の質疑は終了いたしました。

次に、穀田恵二君。

○穀田委員 今の質疑の中で肝心な問題は、もらつていないが返したということが多くの方が納得できない中心問題だと思ひます。

そこで、今回の処理をめぐつて水町氏には二、三度会つたことはお認めになりました。そうすれば、私は、紘和会に金が入つたかどうかというのをなぜ確認しなかつたのか、それはいかかですか。

○加藤参考人 それはいろいろ信頼關係もございしますし、そして、その部分は、私からもうなんですというところをいろいろ聞きましたけれども、その事実はありませんというのでした。ただ、あり得る場合もあるなという感じはいた

しております。

○穀田委員 そこで、ではお聞きしますけれども、二番目に、ちょうど九二年上半期にお金を渡したと言われていますが、その当時、共和の森口副社長は保釈中です。ですから私は、森口氏にも尋ねたらよい、つまり、献金元がしたかどうかということを開いたらいいんじゃないかということが一つ。

二つ目に、今お話があったように、尋ねなければ、本人に、水町氏に、幾らだったのかということも、逆に言うと、なぜ一千万だったのかという根拠が私には不明だと思ふのです。その二つ、いかがですか。

○加藤参考人 それは、管財人報告書というのが当時出回っておりまして、その中に、平成二年二月、加藤一氏サイドですか、あてというのですか、そこで一千万という言葉があつて、それが騒ぎになつて、管財人会議というのがありまして、債権者会議ですか、そういう中で政治家に対する献金というのは返してもらふべきではないかという議論があつて、それが大騒ぎになつていたから一千万ということでございます。

○穀田委員 それもおかしな話で、紘和会がもらつていたら紘和会の方に返しなさいと言えは済むことですよ、それは、普通は、普通の常識で言え。それは、そういう点を指摘しておきたいと思ふのです。

そこで、森田秘書も、現金授受に立ち会つたと言われている三人のうち二人が認めておられる。あわせて、森田秘書は、水町氏の電話のやりとりで、平成二年に受け取りがあつて、森口が直接渡しているんだよねとの問いに、うんうん確認していると報道されています。これは報道されています。これは森田秘書に確かめましたか。

○加藤参考人 それは森田にも確認しました。彼は、一体どういう会話なのかかわらないので、すべてうんうん、うんうんというので、相づちではなくてただ聞いていますよという意思表示だけだった、それがどうしてうんうんというふうにな

るのか、まあいろいろその辺、感じが違ふと思われれば、そのテープを、僕らの手元にはないですけれども、お聞きいただければいいと思います。

○穀田委員 加藤参考人は先ほど、一千万の返却資金は社会計画研究会からだと答弁されました。その政治活動費という中からお出しになつたと。そのうちのどの項目なのか、明らかにしてください。

○加藤参考人 私はそこまで詳しくないのですけれども、先ほど言いましたように、二億一千ほどの私の後援会の収支報告書の中の政治活動費が一億一千四百で、その中の一部、そしてその他活動費という部分とかなんとか聞いていましたが、そういう細かなことはわかりません。

○高島委員長 時間ですから、御協力をお願いします。これにて穀田恵二君の質疑は終了いたしました。次に、海江田万里君。

○海江田委員 今加藤参考人からお話がありました、その管財人のリストでございませう、これは今私も手元に持っておりますけれども、ずっと名前が書いてあつて、そこに、三十六番目、加藤一、一千万、平成二年の二月、センチュリーハイアットにおいて水町立ち会ひのもと選挙費用貸し分と書いてあるのですよね。それで、加藤一氏依頼分と。

それから、一つ新事実として、この加藤一さんの後に、当時の代議士、今落選をしておりますけれども、代議士の名前が括弧して書いてありまして、この方の二百万も含めて一千二百万円分、貸し分という形で書いてあるのですよね。

これはやはり借りたのじゃないですか、一千二百万円。これは、紘和会とかそれから水町とかいう名前じゃなくて、加藤一氏に貸したというふうに書いてあるのですよ。少なくとも共和の側はそういう認識を持つておるのですが、そういう事実はありませんか。

○加藤参考人 いわゆるセンチュリーハイアット

で会つた記憶はございません。

それから、例の管財人報告書というのは、当時も我々、大分話題になつたのですが、果たして本物であるかどうかというのも今大分議論になつていようございまして、そして、いずれにいたしましても、センチュリーハイアットで我々がお会いして、そういうことがあつたという事実、記憶はありませんし、そういう事実もありません。

○海江田委員 それから、社会計画研究会の会計報告を見ますと、加藤一さんが個人で寄附をしている部分があるのですよ。だから、ここで借りておつて、個人が借りておつて、ここで個人が借りたお金を寄附するということはあり得ることです。すかね、これは。だから、そういうようなことも考えられるのじゃないだろうかということをやはり一度考えていただかなければいけない。

それから、あともう一つだけ。やはりこれだけ意見が違ふと、水町さんを政治家として告訴した方がいいと私は思ふのです。きょうもこれから記者会見をやつて、きょうの質疑に対する、加藤参考人の答えに対するいろいろなことを言うそうですから、やはりそれを聞いて、場合によつては告訴するということも考えませんか、言われつ放しでは、これは大問題だろうと思ふのです。

○加藤参考人 この点につきましては、今現在司法的に黑白がつけられる段階になつておりますので、それにお任せしたいと思つております。

○高島委員長 これにて海江田万里君の質疑は終了いたしました。以上をもちまして加藤参考人に対する質疑は終了いたしました。

午後一時十五分より再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時一分休憩

午後一時二十四分開議

○高島委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法案外五案の審査のため、参考人として全国銀行協会連合会会長橋本俊作君、東京国際大学経済学部教授田尻嗣夫君、慶應義塾大学経済学部教授池尾和人君に御出席をいただいております。

この際、参考人各位に一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、御多用のところ本委員会に御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。本委員会での審査に資するため、それぞれの立場から忌憚のない御意見を述べいただきたいと存じます。

次に、議事の順序であります。橋本参考人、田尻参考人、池尾参考人の順序で、お一人十五分程度に取りまとめて御意見をお述べいただき、その後、委員からの質疑にお答えをいただきたいと存じます。

○橋本参考人 全国銀行協会連合会会長を務めております橋本でございます。

銀行界としての意見を申し上げさせていただきます。まず前に、住宅金融専門会社の問題につきまして、世間をお騒がせし、国民の皆様方にご迷惑、御心配をおかけしておりますことをまず深くおわび申し上げます。

さて、私も金融界は、相次ぐ金融機関の経営破綻の表面化、住専問題などにより、国内外におきまして我が国金融システム全体に対する信頼感は著しく低下している状況でございます。こうした金融システムに対する信頼感の低下は、我が国経済の先行きに不透明感をたらしている結果となつております。私も金融界にとりまして、住専問題に限らず不良債権の処理を早期に完了し、一日も早く金融システムの安定性に対する懸念を一掃しなければならぬ当事者であり、その責任を痛感しているところであります。

それでは、法案につきまして申し述べさせていただきます。第一に、特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法案についてであります。

住専各社の経営が事実上破綻している現状、多数の金融機関を通じた金融システム全体の安定性に与える影響も大きく、不良債権問題の中でも緊要な問題であることから、住専問題の処理を具体的に実行していくスキームを含む本法案の早期成立が不可欠であると考えております。

もし処理が先送りされることになれば、海外からの信頼を損ない、ジャパン・プレミアムが増大となる。我が国金融機関の海外での資金調達に困難となることが考えられます。ひいては株価等に著しい悪影響を及ぼし、回復してきている我が国経済に重大な影響を与えかねないと考えます。

私どもとしては、本問題の一刻も早い解決を目指して、政府の処理スキームに沿って、住専向け債権の放棄を行うことに加えて、金融安定化拠出基金への拠出や、住専処理機構への低利融資などの最大限の対応をしてまいり所存であります。今まで御説明してきたとおりでございます。

しかしながら、これまでの国会での御審議の過程でいろいろと厳しい御意見をいただいております。公共性の高い金融機関として何か金融システムの安定に貢献できる新たな寄与について模索しておりますが、私企業としての限界もあり、なかなかいい案が思い浮かばず、苦慮しているところでもあります。

私どもとしては、現在の関係者の合意が得られている処理案のスキームが崩れると、もう一度合意を形成するには容易な道でないことを感じておりますので、ぜひとも原案どおりで法案が早期に成立することを望んでおります。

法律案、預金保険法の一部を改正する法律案につきまして申し述べさせていただきます。当面する不良債権問題の早期処理に向け個別金融機関が取り組んでいくことはもちろんであります。基本的には中長期的な安定性維持のために、市場規律の發揮と、金融機関や預金者の自己責任原則の徹底を基本とした透明性の高い金融システムを早期に構築していく必要があると考えております。

金融三法案は、今後の我が国の金融システム安定のために必要な包括的枠組みや諸施策を実現するものであり、あわせて当面の金融機関の破綻処理にかかわる預金の全額保護等を行うもので、極めて必要度が高く、法案が早期に成立することを望んでおります。

三法案の第一の金融機関等の経営の健全性確保のための関係法律の整備に関する法律案につきましては、早期に正措置と言われる金融機関の経営の状況に応じとるべき措置に関する規定の整備、金融機関等のトレーディング取引への時価法の導入が盛られており、その必要性から望ましいことと存じます。

なお、早期に正措置の導入に当たりましては、経営の自由度を損なうことのないように、発動基準を明確化し、健全性を判断する基準である自己資本比率の測定につきましては、客観性を確保することと制度の公平な運用がなされることを期待しております。

三法案の第二の金融機関の更生手続の特例等に関する法律案につきましては、金融機関の破綻処理について、従来の任意の営業譲渡等による処理に加え、司法上の倒産手続を用いる法制面の手当が行われており、妥当なものと考えています。

本法案では、現行法制では会社更生手続を用いることができない協同組織金融機関についても、会社更生手続をベースとする処理手続を認める特例を設けています。これにつきましては、破産手続により事業の解体を行うことは利用者や地域経済に大きな影響を与えるケースが考えられるた

め、更生手続を選択できるようにしたものと理解しておりますが、破綻処理最小化の考え方のもとの運用が期待されるものであります。

三法案の第三の預金保険法の一部を改正する法律案につきましては、預金者保護、信用秩序の維持の観点から五年間は預金者に預金の全額を払い戻すこととし、そのためのペイオフコストを超える特別の対応が設けられておりますが、時限的措置としてはやむを得ないものと考えております。ただし、五年間の預金全額保護につきましては、預金者や金融機関経営者のモラルハザードを助長する問題もあるため、あくまでも時限的措置として位置づけておくことが必要であると考えられます。

預金保険料につきましては、合計で昨年度の七倍とされる引き上げが予定されておりますが、金融機関の負担度合いという点において見れば、昨年十二月の金融制度調査会答申においても触れられておりますように、個別金融機関の経営状況のありようにはおのずと差があることを考えますと、限界の水準であると思われれます。

なお、預金保険料の負担増加につきましては、昭和四十六年の預金保険法に対する附帯決議も認識しております上、保険料負担は金融機関の一つの義務と理解しておりますので、預金者に転嫁することなくみずからの経営努力で極力吸収してまいり所存であります。

今後五年間に生じ得る信用組合の破綻処理の円滑化につきましては、受け皿・回収機関として整理回収銀行を用い、民間金融機関の特別保険料による財源が不足する場合に財政資金を投入するという時限的枠組みが不可欠であり、信用組合以外の破綻処理への財政資金の投入は現状必要ないと政府が判断し、法整備がなされているものと理解しております。

いろいろと申し上げてまいりましたが、銀行界にとつての課題は、重要課題であります住専ほか不良債権問題を早期に処理して、来るべき二十一世紀に向けた世界に通用する金融システムを構築

していくことであります。住専を初めとする不良債権処理を具体的に実現していくためにも、法案の早期成立が不可欠であります。何とぞ皆様の御理解を賜りますようお願いいたします。

以上で終わります。(拍手)

○高島委員 どうもありがとうございました。次に、田尻参考人にお願いたしました。

○田尻参考人 東京国際大学の田尻でございます。本日は、私のような者に意見陳述の機会を与えられたことをまことに光栄に存じます。

私は、本日、平成金融危機の当面の打開策並びに今後の金融システムのあり方につきまして、若干の私見を申し述べたいと存じます。

一九九〇年の初めに起こりましたバブル崩壊をきっかけといたします平成の金融危機は、既に市場の反乱を招く、そういう危険な段階に立ち至つておるといふ現状認識を持っております。それを阻止するための時間的な余裕は極めて残り少なくなつてきたというのが私の基本的な認識でございます。

と申しますのは、一九九〇年から約四年間、この問題はバブル経済の崩壊に伴います資産デフレが中心でございました。しかしながら、一九九四年から九五年にかけては、金融機関の倒産が続発いたしました信用不安が拡大するという、クライシスとしては第二段階にステージアップしたわけでございます。そして、昨年から、政府の危機管理あるいは政策対応能力というものに対する国際的な不信感が広がるといふ、危機の段階としては第三の段階に悪化したわけでございます。実物経済と金融経済の両方をいかに制御するかという日本の手腕が、今国際的な関心の中心にあると言つていいかと思ひます。

不良債権問題が表面化いたしましたから五年、住専のスキームが公表されてから既に相当の時間を経過しておるわけでございます。国内外の金融市場、資本市場は、それに対するいら立ちと、また警報を繰り返して発しておる現状があるわけでございます。そういう意味で、現在の住専処理法

案並びに金融三法案は緊急性の高いものだといふように認識をいたしております。

ところで、平成金融危機の本質でございますけれども、第一には金融システムに生じた巨額の不良債権の問題でございます。これはようやく進み出したところでございます。第二は、金融スキャンドル、モラルハザードの問題でございます。これは着手されたばかりでございます。第三の問題は、金融システム、行政の機能不全の問題でございます。これは実はこれから着手しなければならぬという問題でございます。

そういう意味で、住専処理法案を初めいたします関連法案の問題というのは、平成金融危機の打開への入り口であつて、終わりの始まりでは決してないということでございます。

金融に関する記憶は極度に短い、その結果、金融上の大失態がございました。素早く忘れられてしまふというのが欧米社会における歴史の教訓でもあるわけでございます。我が国においてはこのようなことが繰り返されることがあつてはならないと思つてございまして、そういう意味におきまして、議会におかれましてこの問題を長期的、体系的、主体的に御議論いただく特別の議論の場を創設されるなどの取り組みを期待してございまして、焦点の公的資金の投入の問題でございます。

さて、焦点の公的資金の投入の問題でございます。実は、財政資金の投入をまつまでもなく、公的資金の投入はなし崩し的に既に巨額に上つておりますし、そのルートも極めて多様になつてきております。

第一には、簡易保険や年金資金による株式買ひがございまして、いわゆるP K O 資金でございます。第二は、日本銀行による特別融資でございます。さらには、法的に疑義の多い出資の問題がございました。

第三の形態といたしましては、日本銀行が通常行います日銀貸し出しや公開市場操作におきます問題銀行との取引シェアの問題があるわけでございます。

四番目は、預金保険機構からの資金贈与、あるいは出資、融資の形態を通じた公的資金の投入でございます。

五番目は、都道府県段階での財政資金の動員が行われております。

六番目は、共同債権買取機構の創設などを通じてまして税法上の減免措置が講じられておる、活用されておるという現実があるわけでございます。

そして、ただいま一般会計からの財政資金の投入問題が議論されておるわけでございます。申し上げたいことは、国民の共有資産であります公的資金投入ということが既にこれだけ進行しておるわけでございます。六千八百五十億円の財政資金の投入の問題もこの全体の中で位置づけて御議論いただくかないといけない、そのように私は考えております。

さて、債務超過をいたしました金融機関の処理であります。住専は預金受入機関ではございません。しかしながら、その先に控えております問題銀行等々の不安要因を考えてみますと、債務超過をいたしました金融機関の処理は、最終的には、預金の切り捨てか、公的資金の投入かという政治的な決断を迫られる問題でございます。五年間ベイトフをしないという方針が有効である限りは、公的資金の投入は避けては通れない問題であろうかと認識をいたしております。

ところで、財政資金の投入を抑えるというそのかわりに、日本銀行の資金を動員するという案が浮上いたしているやに仄聞しております。しかし、これは極めて危険な考え方であると申し上げねばなりません。日本銀行の無原則な資金動員というのは、中央銀行までを不良債権漬けにしてしまふおそれがあるからでございます。

中央銀行には最後の貸し手機能がもとと要求されておるわけでございますが、これは一時的な流動性不足への対応に限定されるべきものでございまして、金融機関の中長期的な支払い能力の確保、維持にまで中央銀行が踏み込んでほらないといふのが国際的な常識でございます。

現代のような管理通貨の時代におきましては、中央銀行の健全な財務体質と、またその政治からの独立性ということが通貨に対する信頼の基盤になつておるわけでございます。日本銀行の財務体質を悪化させるような代案は、円通貨に対する内外の信頼を損なうばかりか、日本経済の基盤を根底から突き崩すおそれのある考え方だと申し上げたいと存じます。

しかしながら、先ほど申しましたように、広い意味での公的資金の投入は、避けては通れないと申します。既に進行中でありまして、したがって公的資金の投入には、アカウンタビリティーと申しますか、説明責任の原則を明確にしたいと申します。そして、投入されるに当たつての基準は一体何なのかということに議会においてぜひ枠組みを、大枠を設定していただければ願つております。今日、市場の規律を活用するということが言われておりますけれども、そのためには、まづ何よりも政府の規律が必要な段階にあるうかと存じます。

不良債権処理の問題をめぐりまして、いろいろな法的あるいは社会的な障害があることは私も承知いたしております。しかしながら、障害は、実は金融ビジネスの新たなビジネス機会に変えられるものでございます。

かつて国債の大量発行という事態に直面いたしましたあのケースでは、財政上の大いなる問題であり、障害でございました。しかしながら、国債の大量発行が金融市場を育て、金融自由化を促進する非常に大きなエネルギーになつていったわけでございます。そういう意味では、現在巨額の不良債権問題も、その見方を変え、発想を変え、ことによつて、東京金融市場の拡大と新しいビジネスあるいは金融革新のエネルギーに変えていくことは十分可能なことと存じます。そういう意味での法的な体制づくりが今必要だといふふうに認識をいたしております。

次に、今後の金融システムのあり方について申し上げます。

一九九〇年代は、世界的に、政治的、経済的な動乱期にあるといふふうに考えております。したがって、国際システムのサブシステムであります金融も当然ながら変革をしなければならぬわけでございます。これまでの金融行政あるいは金融界にありましたいろいろな慣行だとか伝統だとかしきたりだとか、そういったものはすべて百八十度転換する必要があるといふことは確かでございます。

同時に、これまで世界経済は、一九六〇年代までは数量ベースでいろいろな市場の矛盾を解決してまいりました。七〇年代は価格で調整をいたしました。八〇年代は金融で調整をいたしました。九〇年代は金融で調整をいたしました。九〇年代は金融で調整をいたしました。九〇年代は金融で調整をいたしました。

九〇年代は金融で調整をいたしました。九〇年代は金融で調整をいたしました。九〇年代は金融で調整をいたしました。九〇年代は金融で調整をいたしました。九〇年代は金融で調整をいたしました。

九〇年代は金融で調整をいたしました。九〇年代は金融で調整をいたしました。九〇年代は金融で調整をいたしました。九〇年代は金融で調整をいたしました。九〇年代は金融で調整をいたしました。

九〇年代は金融で調整をいたしました。九〇年代は金融で調整をいたしました。九〇年代は金融で調整をいたしました。九〇年代は金融で調整をいたしました。九〇年代は金融で調整をいたしました。

九〇年代は金融で調整をいたしました。九〇年代は金融で調整をいたしました。九〇年代は金融で調整をいたしました。九〇年代は金融で調整をいたしました。九〇年代は金融で調整をいたしました。

九〇年代は金融で調整をいたしました。九〇年代は金融で調整をいたしました。九〇年代は金融で調整をいたしました。九〇年代は金融で調整をいたしました。九〇年代は金融で調整をいたしました。

九〇年代は金融で調整をいたしました。九〇年代は金融で調整をいたしました。九〇年代は金融で調整をいたしました。九〇年代は金融で調整をいたしました。九〇年代は金融で調整をいたしました。

九〇年代は金融で調整をいたしました。九〇年代は金融で調整をいたしました。九〇年代は金融で調整をいたしました。九〇年代は金融で調整をいたしました。九〇年代は金融で調整をいたしました。

九〇年代は金融で調整をいたしました。九〇年代は金融で調整をいたしました。九〇年代は金融で調整をいたしました。九〇年代は金融で調整をいたしました。九〇年代は金融で調整をいたしました。

九〇年代は金融で調整をいたしました。九〇年代は金融で調整をいたしました。九〇年代は金融で調整をいたしました。九〇年代は金融で調整をいたしました。九〇年代は金融で調整をいたしました。

九〇年代は金融で調整をいたしました。九〇年代は金融で調整をいたしました。九〇年代は金融で調整をいたしました。九〇年代は金融で調整をいたしました。九〇年代は金融で調整をいたしました。

九〇年代は金融で調整をいたしました。九〇年代は金融で調整をいたしました。九〇年代は金融で調整をいたしました。九〇年代は金融で調整をいたしました。九〇年代は金融で調整をいたしました。

九〇年代は金融で調整をいたしました。九〇年代は金融で調整をいたしました。九〇年代は金融で調整をいたしました。九〇年代は金融で調整をいたしました。九〇年代は金融で調整をいたしました。

九〇年代は金融で調整をいたしました。九〇年代は金融で調整をいたしました。九〇年代は金融で調整をいたしました。九〇年代は金融で調整をいたしました。九〇年代は金融で調整をいたしました。

九〇年代は金融で調整をいたしました。九〇年代は金融で調整をいたしました。九〇年代は金融で調整をいたしました。九〇年代は金融で調整をいたしました。九〇年代は金融で調整をいたしました。

九〇年代は金融で調整をいたしました。九〇年代は金融で調整をいたしました。九〇年代は金融で調整をいたしました。九〇年代は金融で調整をいたしました。九〇年代は金融で調整をいたしました。

この十一年余り、日本は金融自由化政策を進めてまいったわけでございます。金融自由化は、理論的にはいろいろなメリットのある政策でございます。事実、日本におきましても、預金者、投資家に資金の運用、調達面で非常に選択の幅を広げることになりました。あるいは、非常に安いコストで金融サービスを受けることができるようになりました。金融機関も、資金の運用、調達面で収益機会とリスクカバリの技術を手に入れたことでできたわけでございます。全体として金融システムが効率化の方向に向かい始めたということもメリットの一つであらうかと存じます。

しかし、その一方で、金融革新がいかに進みましても、金利とか為替変動リスクがなくなるわけではございません。むしろ集積されていく問題がございます。

第二は、金融革新によって、社会全体の債務がどうしてもふえていく傾向にございます。

三番目は、金融市場が極めて複雑、相互依存的になりまして、リスクが拡散、拡大する傾向にあるわけでございます。

そういう意味で、この金融革新というのは、理論的にはいろいろなメリットがあるわけでございますけれども、国民経済にとつて真の福音かどうかということを考えるには、まだまだ対応すべき課題が多いということでございます。金融行政の失敗の問題と、もともと市場メカニズムに構造的に潜んでおります問題点とを峻別いたしまして、施策が必要であらうかと存じます。

現実の日本型金融自由化は何を残したかということでございますが、第一には、金融自由化のメリットが、社会的な階層間に非常にその波及の違い、格差をもたらしたということでございます。言いかえますと、金融による所得移転効果が加速されたという面があるわけでございます。国内で個人で小口という三つの要素を抱えた庶民にとっては、金融自由化の果実はまだ行き渡っていないのが現実でございます。

さらに、金融界あるいは預金者、投資家等に自

己責任原則が極めて不徹底な状況にございますし、モラルハザードの問題もなお残されておるわけでございます。

金融機関の破綻処理のルールが未整備なことが、バブル崩壊のショックをより深刻化させたという点も指摘しておかねばならないかと思っております。

最後に申し上げたいことは、これからの金融行政でございますが、これまでの十年間の自由化政策は、古い制度を少しずつ改めていくという過去からの発想でございました。これを私は相対的な金融自由化と呼んでおります。しかしながら、今後は、しかるべき市場経済のあるべき姿から逆算をいたしまして、何をしなければならぬかという未来からの発想が必要でございます。そういう意味で、絶対的な金融自由化が必要な時代が来たと申し上げたいと存じます。

具体的には、三つの提案を申し上げて終わりたいと存じます。

第一は、金融行政は、業務の原則自由と、それから市場の規律を柱にいたしまして、大蔵省の規律から市場の規律へ転換をすることでございまして、言いかえますと、裁量的な金融行政からルール主義的な金融行政への転換というのが第一の柱でございます。

第二の柱は、金融当局と金融機関の情報公開を国際的な水準にまで引き上げることでございます。金融機関の経営の効率性と安定性という問題は相反関係にございますがゆえに、情報公開によって常にマーケットを安心させておく必要があるわけでございます。

三番目は、金融監督機能を大蔵省から分離いたしまして、新しい独立機関と日本銀行による新たな二元体制を確立することでございます。権限の一元化は金融革新を阻害する問題が大きいわけでございます。行政、監督機関の間にチェック・アンド・バランスの関係をつくり出すことが必要かと存じます。そのためには、大蔵省設置法と日本銀行法の改正を同時にやっていたことをお願い

したいと存じます。英国の金融・証券自由化のパッケージとして提出されましたビッグバンの日本版、日本型ビッグバンの早期の確立を期待したいところでございます。

○高島委員長 ありがとうございます。(拍手)
次に、池尾参考人にお願いたしました。

○池尾参考人 慶應義塾の池尾と申します。本日は、意見を陳述する機会を与えていただき、大変ありがとうございます。

私が今日の日本の金融システムの最大の欠陥と申しますのは、金融機関の破綻を処理するための制度的基盤、すなわち、そのための法的手当てでありまして組織的準備が全くと言っていいほど欠如しているということが、私が考えますに、日本の金融システムの最大の欠陥であるというふうに思っております。本日は、この欠陥を早急に正す必要性を中心に、私の意見を陳述させていただきますと思います。

私は、銀行などの金融機関を特別扱いにする必要は全くないというふうに考えておりますが、金融機関に一般の事業会社とは異なる事情があることはやはり確かであると思っております。その異なる事情とは、金融機関は預金者という名前の膨大な数の債権者を抱えているという点であります。こうした点に対する適切な配慮を欠いたまま金融機関を破綻させるならば、それはやはり社会的な混乱を生じかねないということは言うまでもないことだと思っております。

しかしながら、このことは逆に申しますと、そうした金融機関の持つ固有の事情に対して適切な配慮を可能とする体制さえ整えておけば、金融機関から破綻させてはならないということではないうということであるかと思っております。したがって、必要なのは、金融機関の破綻処理のための制度的基盤を整備するということだというふうに考えます。

ところが、これまでの我が国では、銀行はつぶれないし、つぶさないんだという、いわゆる銀行

不倒政策がとられてまいった結果といたしまして、破綻処理のための制度的基盤整備が全く怠られてきたということが指摘できるかと思っております。こうした制度整備を怠ってきたことを痛に上げたまま、金融機関を破綻させると社会的混乱が生じるからよくないというふうな議論を行うことは、私としては本末転倒であるというふうに考えております。この種の議論をしている限りは、護送船団行政からの脱却ということにはかなわないのではないかとこのように思っております。

本委員会では住専処理法案とともに審議されております、いわゆる金融三法案、農水産業協同組合貯金保険機構の改正案を含めると金融四法案とも言われますが、こうした金融四法案は、今申しました我が国において欠如しております金融機関の破綻処理のための制度的基盤を形成するための第一歩であるというふうに私は理解しております。その内容に関する実質的な討議を十分に行われた上で、できるだけ早期に成立させていただきたいというふうに思っております。

金融四法案はあくまでも第一歩でありまして、十分な金融機関の破綻処理のための基盤を確立するためには、まだまだ我々には多くの努力をしなければならないはず、その第一歩を踏み出すために余り長い時間をかけている余裕はないというふうに考えております。

今申しましたように、なぜ私がその金融四法案があくまでも第一歩にすぎないというふうに言うかと申しますと、それらが基本的には協同組織金融機関、とりわけ信用組合だけを対象としたものにとどまっているという点があるからであります。換言いたしますと、信用組合以外の業態の金融機関につきましては、その破綻処理をいかなる体制で進めるのか、とりわけその資金的手当てをどうするのかという点は全く未確定のままであります。

金融自由化を言う限りは、信用組合だけでなく、普通銀行につきましても破綻処理のための体制の整備を整えることは当然必要であります。金融自

由化に伴う構造対策として当然に必要であるというだけにとどまらず、当面の危機対策としても、やはり破綻処理のための体制整備ということが必要であるというふうに私は考えております。

現に、最近、普通銀行であります太平洋銀行が破綻しております。この太平洋銀行の破綻処理に見られますように、いわばその場その場でアドホックに処理のスキームを考へて、いわゆる関係金融機関に支援を求めるといふようなやり方は決して好ましいことではありません。こうしたやり方は極めて不透明であり、事後的ルールが存在していないということを意味するからであります。こうしたやり方が続く限りは、日本の銀行は、いつ他の金融機関の破綻に伴って損失の負担を求められるかもしれないという、いわば偶発債務を常に抱えているということになってしまふわけであります。こうした、いつ損失の負担を求められるかもしれないという偶発債務の存在が、日本の比較的優良とされる銀行に対してもジャパン・ブレミアムが要求されるということの基本的な原因になっていくというふうに思っております。したがって、法治国家である限り、あらかじめ明確な損失負担ルールというものが存在し、そのルールに従って淡々と損失の負担がなされるというものでなければならぬというふうに考えております。

なお、住専の処理に当たりまして、その法的処理を見送った理由といたしまして、法的処理では時間がかかり過ぎるといったような点が指摘されていくわけでありますが、時間がかり過ぎる云々ということは、いわばそれは技術的レベルの話でありまして、法的処理をするか否かということとは原則の問題だということに考えております。そうした原則の問題を技術的な理由だけで決めてしまふ、原則問題を技術問題と取りかえていまいににしてしまったということが今日の混迷を招いた一つの原因ではないかというふうに思っております。

とにかく、普通銀行につきまして破綻処理の体制をいかに形成していくかという点については、本格的な議論すらいまだなされていない状況にあるわけでありまして、早急な取り組みの開始を要望しておきたいというふうに思います。

このように、信用組合にとどまらず、普通銀行を含め、破綻処理体制の整備のために早く第二、第三步を踏み出さなければならぬというふうに考えるわけでありますが、まずその第一歩である、現在御審議されております金融四法案に関しまして、全く問題がないということではないと思われれます。とりわけ、いわゆる早期是正措置と呼ばれるようなものの制度化にしましては、慎重な討議が必要ではないかというふうに考えております。

早期是正措置というアイデアの核心は、私が理解いたします限りでは、問題の先送りを避けるために規制・監督当局に対して縛りをかけるということが早期是正措置の核心であるというふうに理解しております。

すなわち、金融機関の破綻処理を行うということとは決して愉快な作業ではないわけでありまして、むしろできることなら避けたい嫌な作業なわけでありまして、したがって、破綻処理を開始するかどうかというふうな面にしまして規制・監督当局に裁量の余地が与えられておらず、その裁量の余地をいかに使うのではなくて、むしろ破綻処理の開始を先延ばしする方向に使われてしまふということがあるわけでありまして、したがって、問題の先送りを避けるためには、むしろそうした面に係る裁量の余地は狭めた方がよい、機械的に破綻処理を行わざるを得ないようにすることが望ましいというものが、まさに早期是正措置の考え方の基本であるというふうに私は理解しております。

そういったしましたときに、果たして、現在我が国で制度化されようとしているおきくは、こうした本来の早期是正措置の考え方を具現化するものになっているのかどうかということがやはり問われなければならないというふうに思っています。

す。ところが、肝心なところが政令、省令にゆだねられてしまつておりますために、本来の考え方とは異なり、規制・監督当局の裁量の余地を実質的に残し、むしろ規制・監督当局の金融機関に対するグリップを強めるというふうな逆の結果になりかねない危惧が残っております。私は、本来の趣旨での早期是正措置の制度化をぜひ図つていただきたいというのが私の意見でありまして、そのためには原案のままではよいのか、修正が必要であるのかにつきましては、ぜひ本委員会でも十分に検討していただきたいというふうに考えます。

最後に、私が日本の金融システムの再生がなぜ重要であるかという点につきまして付言しておきたいというふうに思っています。

金融システムの再生は、何も金融機関や金融関係者のために必要だということではなくて、決してなくて、私自身を含みます国民の将来を悔めなものとしないために、どうしても金融システムの再生ということとは必要であるというふうに考えております。

御案内のように、我が国では高齢化が急速に進行しているわけでありまして、高齢化社会を乗り切っていくためには、現在一千百兆円と一千二百兆円とも言われております家計の資産を有効に活用していくことが不可欠なはずであります。ところが、家計が保有する資産に對します収益率は趨勢的に低下しているというふうな現状があるわけでありまして、このことは、いわば国民の貴重な財産が現状では満足に活用されていないということであると言わざるを得ません。そうしたことの責任は日本の金融機関にあるというふうに私は考えております。

ところが、こうした点の認識は意外なほどに低いと懸念される面もございます。例えば、我が国は既に貯蓄超過型の経済構造に転換して久しいわけでありまして、このことは、言いかえしますと、総合すれば、我が国にはお金を借りている人よりも貸している人の方が既に多いという、そういう経済構造にあるということでありまして、そうであるにもかかわらず、いまだかつての資金不足時代の記憶のまま、借り手の利益を第一義に考えて、金利は低い方がいいというふうな、そうした考え方が見受けられたりいたします。こうした考え方は、決して国益と一致しているということではないというふうに思っております。

現在の低金利で被害を受けているのは、一部の年金生活者にとどまるものではなくて、これから老後を控えて貯蓄をしていかなければならない四十歳以上の世代は、すべて現在の状況から被害を受けているというふうに言つて過言ではないというふうに思っております。このまま家計保有資産の収益率の低迷ということが続くようでありまして、高齢化社会の本番を迎えたときの我が国は極めて悲惨な状態に陥りかねないわけでありまして、こうしたことを避けるためには、急いで金融システムを立て直し、国民の行う貯蓄に對して正當な収益が確保されるというふうな状況にしなければなりません。国民の期待にこたえられない金融機関は破綻してしまふべきでありまして、国民の利益に貢献できる金融機関のみが生き残るというふうな、こうした金融機関の淘汰と選別を可能にするような体制を構築することこそが現下の最優先の課題であるというふうに私は考えております。

以上です。(拍手)

○高島委員長 ありがとうございます。

以上で参考人の御意見の開陳は終わりました。

○高島委員長 これより参考人に対する質疑を行います。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。大島理森君。

○大島委員 橋本参考人、田尻参考人、池尾参考人、本当に御苦勞さまでございました。審議入りが若干おくれましたこと、お許しいただきたいと思ひます。

それでは質問に入らせていただきますが、それぞれの参考人の皆様方から、現状認識と、あるい

は今後の考え方、そして今の法案に対するそれぞ
れの所見を伺いました。私は、もう少し前の段階
からの日本の金融問題、今起こったバブル経済、
そういう経済の中における金融界、金融政策、そ
ういふものからそれぞれの参考人の皆さんの御意
見を伺いたい、こう思うのです。

と申しますのは、私どもは過去に起こった問題
を今処理する仕事と、そして二度とこういうこと
が起らないようなスキーム、システムをつくら
なければならぬ、この二つの政策をいわば法律
の中で示して議論しておくわけでございます。

一九八〇年代の後半から起こりましたいわゆる
バブル経済、このバブル経済というものが発生し
て十年だろと思うのです。そういう中で急激な
バブルの膨張と崩壊を経験したわけですが、その
バブル経済が残した負の遺産、特にその最大の負
の遺産は不良債権だと思ふのです。そのことを今
私どもは大変議論をし、乗り越えていかなければ
ならないわけでありますが、そして、今この問題
を考えると、その当時の、つまり発生、そして
崩壊、そして今処理、こういう中の冷静な分析
と自省というものが、もちろん政治の我々の立場
でも、行政の立場でも、そしてまた、広く言えば
民間、特に金融界でも、あるいは国民全体でも、
それぞれ自省をいたしながら今後のあるべき姿を
考えていかなければならぬのだろと思うので
す。

私どもは、例えば住専問題というのは、まさに
今日までの金融機関の不良債権の問題を解決して
いく突破口、そして、過去に起こった問題の処理、
それをするのがまず第一だ。その次に、まさに
先ほど池尾先生も金融四法、これは基本的に賛成
であり、いろいろな問題があるとしても早くこれ
は処理していただくことが大事だ、つまり、今後
の金融システムの安定のために必要だという御議
論をされました。

したがいまして、まず橋本参考人に対して第一
点お伺いしたいのは、金融界の会長として、この
バブル経済の発生、それが続きました、そして崩

壊しました、そして今処理の過程であります。そ
ういふ中で、金融界としてどのようにその時代の
ことをしかと認識され、自省をされておられるの
か、また分析されておられるのか、そのことを伺
いたいと思ふますし、また、田尻参考人あるいは
池尾参考人から、まさにバブル経済の発生、崩壊、
処理のその過程を見て、金融政策の問題もあつた
でしょう、あるいは金融界への責任という観点か
らどのような所見を持っておられるのか、この点
について御所見を賜われればありがたいと思いま
す。

○橋本参考人 先ほど田尻先生から、九〇年から
九四年、バブル経済の崩壊、こういう時期であつ
たというお話がございました。

このバブルの発生につきましては、経済全体に
右肩上がりの幻想が生じたことに加えまして、
長期にわたって金融緩和が持続されたということ
も一つの原因と考えます。また、資産価格が経済
的な合理性を欠いた水準まで急激に上昇した中
で、金融政策の引き締めやあるいは不動産融資へ
の規制強化等が契機となりましてバブルが崩壊し
た、先ほどの先生の、いわゆる資産デフレ、こう
いう状態が起ったことであらうというふう
に認識しております。

銀行界として振り返りますと、当時は金融の自
由化や国際化という大きな環境変化の中で、例え
ば社債市場や海外金融市場の拡大によりまして、
これまで伝統的でありました金融機関の貸出業務
の成長性にも陰りが見え始めまして、収益競争の
もとで、資金需要の多かった不動産関連の融資が
着目されるようになりまして、多くの銀行がこの
分野に傾倒して、結果として今日の不良債権を抱
えることに相なったと思うのでございまして、こ
のことは金融界に身を置く者として十二分に反省
しなければならぬところである、このように
思っております。

○田尻参考人 バブル経済そのものは日本資本主
義の歴史そのものでございまして、バブル経済は
今回に限らず今後も起こることは不可避であらう

と思ひます。
もう一つ申し上げたいのは、一九八〇年代後半
からアメリカ、欧州、日本と、順を追ってこのバ
ブルが崩壊をしていったわけがございまして、現
在の日本経済の困難な状況は、そういう意味で、
バブル崩壊の調整の一番最終列車であるという意
味で、あたかも日本だけが居ておられるかよう
に見えるわけがございしますが、そういう点も考慮
すべきであらうかと存じます。

バブル経済の原因でございしますけれども、これ
は一言で言ってしまうと、金融政策を為替政
策の犠牲にしたということだと言いきるかと存じ
ます。

一九八五年九月のプラザ合意で円高・ドル安に
転換をしたわけがございしますが、八七年二月の
ルーブル合意をもちまして以降、為替レートを人
為的に固定化する方向に変わったわけがございま
す。

つまり、それまでの状況を、為替レートを維持
する、一定のレベルに、範囲に維持していくとい
うこと、もう一つは、日本国内の内需をさらに拡
大するという国内外からの要請があつたわけがご
ざいます。その結果として、異常な低金利が必要
以上に長期にわたって行われたという結果、一般
物価は極めて安定しておりましたけれども、資産
物価の方に貨幣が集中する結果を招いたわけがご
ざいます。当然、金融当局はその過程でいろいろ
な問題に気づいてはおつたかと推察いたします。
しかしながら、当時のG7体制、国際協調という
大枠の中で金融政策を政治的に封じ込めてしまつ
たという反省は必要ではないかと存じます。
もう一つは、金融自由化政策の失敗でございま
す。

銀行が不動産融資等々、投機的な融資に傾斜を
していったというこの経営責任は免れるものでは
ございしません。しかしながら、行政面から考え
ますと、当時の金融自由化は、量的な拡大と金利
の自由化を先行させたわけがございします。一方、
銀行の業務の自由化とか商品の開発の自由化は後

回しになっておりました。その結果として、銀行
の経営は、大量に入つてまいります過剰な資金で
一定目標の運用利回り上げる効率的な方法とし
て、不動産融資等右肩上がりの相場絡みの融資に
手を出していったわけがございします。

そういう意味で、先ほど申し上げましたように、
銀行経営は効率性と安定性が相反関係にあるわけ
でございします。その問題点が金融自由化政策の失
敗によりまして大きなひずみとなってあらわれた
という点、これは金融行政の責任ではないかと存
じます。

○池尾参考人 我が国の八〇年代後半におきま
すバブル経済の生成に關しましては、マクロ的な財
政金融政策の運営に問題があつたという面ももち
ろろ指摘できるわけでありますが、それに加えま
して、基本的な背景をいたしまして、私は、金融
制度の改革が立ちおくれたというところが非常
に大きいというふうと考えております。

すなわち、我が国の金融制度は戦後直後に、そ
の当時の日本の経済構造、すなわち資金不足型の
経済構造を前提として、それに適合的な制度とし
てつくり上げられたわけでありまして、既に一九
七〇年代の半ば以降日本経済は構造転換を遂げ、
資金不足型の構造から、俗に金余りと言われ
ます資金余剰型の経済構造に転換を遂げたわけ
であります。そうした実体経済の転換が生じてい
るにもかかわらず、それに対する金融制度面の対
応が非常におくれた、その結果、幾つかの金融機
関が構造的に資金運用難というふうな事態に陥る
というふうなことが基本的な背景としてあつて、
そこにマクロ的な財政金融政策の運営のミスが重
なつてバブルが発生したのではないかとこのよう
に理解しております。

田尻先生からも御指摘がありましたように、バ
ブル的な現象は我が国についてだけ見られたこと
ではなく、先進諸国で共通して見られたわけであ
りますが、そのことによる影響といひますか、そ
のことによるダメージの大きさは金融制度がおく
れていた国ほど大きかったということが言えると

○大島委員 田尻、池尾両先生から共通した問題提起というのもあったと思います。今橋本参考人から、まさに金融の自由化、それから国際化、それが不完全な状態でスタートしたものだからそういうふうな今のような結果になったと、田尻先生、池尾先生からそういう指摘をいただきました。そこは私どももまさに自省もし勉強もし、これからこの糧にしていかなければならないことだと思っております。

そういう状況の中で、まさにモラルハザードという点についても一度田尻参考人から伺いたいのですが、当時の金融状態、確かに制度的、政策的、そういういろいろな問題があったとしても、その当時としては、いわば大きな国際化と自由化をどうソフトランディングさせるかという現実の政治の実態があったこともまた御認識いただかなければならぬと思いますし、為替という問題についても、気がついてみたら大きな日本経済があつて、そして、本格的に国際金融秩序のそれ相應の責任を持たなければならぬという問題もあつた。そういうものを一挙に解決していかなければならぬという時代でもあつたのかもしれない。

そういう状況の中で金融界は、ある意味ではそういう状況にどう対応していくかということの中で、まさに橋本参考人がお話しされましたように、収益性、これを求める道はどこだったのか。御自身のお言葉の中でもいわば反省の弁がございましたが、それが不動産に向かった。その不動産に向かつて、その向かい方とそれから進め方、そういうところ、いわばそれは当然なんだと言うには

Ｃ田房参考人 金融界のモラルという点は、社会的な責任という問題と健全な銀行の財務体質を守っていく、両面から議論をされるべきでないかと存じます。

銀行業務は何をしたかと申しますと、非産油途
上国に対する貸し付け、いわゆる国際協調融資と
いうことで一斉に国際業務の拡大に走ったわけで
ございます。それが、八〇年代に入つて大きな累
積債務問題を国際的に発生させることになりました。
これに限界が生じたために、八〇年代前半に
半になりますと、世界的に、債券、ボンドでござ
います。債券デベロップメント等の投機的な利益に
大きく収益の部分を依存する構造が広がっていつ
たわけでございます。ところがそれにも限界が出て
まいりまして、ボンドだけではなくて、外国為
替デベロップメントでの収益拡大ということもまた大
きな——いわゆる八〇年代前半はデベロップメン
トと言われたものでございました。

これを銀行内部から見ますと、伝統的な預金貸出業務で育っておりました人たちがよりも、むしろ、華やかな国際金融の世界、あるいは新しい、売った買っただけで一瞬にして巨額の収益を生み出しますディーリングの世界にいる人たちとの間のモラルのギャップが生じてまいりました。いわゆる

もう一つ、金融市場の構造でございますが、開放経済に入りますまでの我が国の金融界は、護送船団行政と言われますように、一種の村社会でございました。これには功罪いろいろございますが、村社会のいいところは、実は相互監視、相互牽制がきくわけであります。つまり、仲間のルールに反したこと、仲間のしきたりに反したことはやれないという相互牽制のメカニズムが働いておるわ

そういった金融市場の構造的な変化に対しまして、我が国の金融行政は村社会のまま、この仲間うちの相互牽制システムに依存したというところに基本的な誤りがあったというふうに考えております。

○大島委員　そういう大きな流れの中で、金融界というのはいわば国際化と自由化の大きな波の中にあつて、そして金融界そのものの性格の中で、自由化、国際化、そういう環境が、一層、今先生のお言葉をもつてすればフアッション化あるいは投機化の危険性というものが存在している。一方、金融システムにとって何が必要かと言われますと、いわば私でもあるいは与野党ともにそのことは金融政策として議論する、それはよく金融システムの安定とか信用秩序の維持ということを私どもは申し上げるわけであります。

先ほど池尾先生のお言葉の中で、企業として銀行は特別扱いする必要はないんだというのが自分

しかし、金融システムの安定、信用秩序の維持ということをマスコミもいろいろな人も使うわけでございますが、お三方の参考人から、金融システムの安定、信用秩序の維持というものは何なのですか、どう考えておられるのか、いや、金融界にはそういうものは必要ない、こう思っておられるのか、恐縮ですが、簡単にお答えをいただきたいと思えます。

信用秩序の維持のためにこれまでとられてまいりました行政手法は、競争をむしろ制限することによってすべての金融機関を破綻から守ることであったというふうに思います。しかしながら、金融自由化の進展する中で、リスクというものは非常に多様化しておりますので、保護的規制といった手法にも限界がありますし、今後は、金融機関や預金者の自己責任原則が徹底された中で、市場のチェックを通じて、金融機関が自己規制を働かせていくということが求められているもの、このように認識しております。

○田尻参考人　一般論といたしましては、金融シ

システムが安定いたしておりませんと通貨の安定は期待できない、通貨が信頼される存在でありませんとその国の金融システムは安定しないという意味で、不即不離の関係にあるというのは確かでございます。

金融システムと申しました場合に、二つの観点

から検討が必要かと思ひます。一つは、先ほどお話しがありました決済システム、金融仲介機能をどのように健全に維持していくかという問題でございます。もう一つは、預金者保護あるいは投資家保護と呼ばれる、市場参加者の利益を保護、弱者を保護していく、そういう問題でございます。

そういう二つの問題がかかわっております。この金融システムに直接参画しております銀行の社会的責任は、一般企業よりもはるかに高いものがあるわけでありまして、私は、そういう意味で、銀行は一般事業会社とは違う特別の立場にあるというふうに考えております。逆に申しますと、決済システムにかかわっておりますだけに、大変不適切な言葉かと思ひますが、銀行が決済システムを人質にとるといふ形での行動をとる、あるいは要求を社会的に続けていくということがあつてはならないわけでございます。

そういう意味で、社会的に特別の責任を持ち、逆に言いますと、特別の影響も行使し得る立場にある銀行に対しては、監督はさらに強化していかなければならない、規制はどんどん緩めて撤廃する必要があるが、監督は強めていく必要があるというのが私の考えでございます。

○池尾参考人 私、金融システムの安定性を確保することは極めて重要であるというふうに考えております。今申しましたように、それはあくまでもシステムの安定性を確保することが重要だということでもあります。

従来、システムの安定性を確保するというやり方といひますか、アプローチの仕方といひまして伝統的にとられておりましたのは、そのシステムの直接の担い手である金融機関を特別扱いすることによつてシステムの安定性を維持するといふふうなアプローチがとられておつたかと思ひますが、私は、それに対しては反対である、システムは守る必要があるけれども、システムの構成員である個々の銀行を守る必要はないというふうに考えておるといふ意味であります。

○大島委員 いずれも、三参考人とも、金融シ

テムの安定、また秩序の維持というものが、その国、その社会、あるいは世界、そういう経済社会が成り立つために絶対に必要である。それで、田尻先生の言葉をもちてすれば、まさにそういう意味で金融界の責任というのは非常に重いものがある。池尾参考人のおっしゃることも、私は、だから金融界を、国の力で企業を保護してやるといふ意味ではなくて、そこには多分非常に重い責任があるといふふうなことをおっしゃつておられる意味では同じではないか、こう思つております。

そこで、橋本参考人に伺ひますが、そういう意味で、金融界そのものに、他の事業者と違つた、ずばり言えば公的責任、こういうものがあると思ひになれますか、それとも、他の普通の事業者と同じなんだというお思ひで金融界の会長さんとして御認識なされておられますか、そこを参考人にちよつと伺ひたいのです。

つまり、公的責任、私はもう公的責任というものを自分の気持ちの中に倫理観として、あるいは職業としての倫理観の中に当然そういうものがあつてしかるべきものだろうと思つておりますが、公的責任ということに関してどのようにお思ひになれますか。

○橋本参考人 先生おっしゃいますとおり、公共性の非常に高い存在であるというふうに認識しております。

先ほどからのお話のとおり、銀行は、貯蓄手段の提供であるとか、あるいは資金の供給、それから決済というふうな、国民経済的に見ても、また社会的に見ても重要な機能を担つておる、そういう公共性の高い存在である、このように認識しておりますが、バブル期におきまして、自由化とかあるいは競争激化の流れの中で、収益力強化を図るために行き過ぎた営業があつたといふことは否定し得ないところであらうというふうに反省をしております。

したがひまして、今後は一層、公共性の観点から、みずからチェックいたしまして経営の健全性を維持することが基本的に必要であります。

工夫を凝らし国民の多様な金融ニーズにこたえていくということが銀行の社会的責任であらう、このように思つております。

○大島委員 橋本参考人にさらに伺ひたい。上の論議を改めて言葉じりをとらえて申し上げる意図は持っておりませんが、橋本参考人の新聞報道に御訂正というか、してもらいたい点があるのでございます。

つまり、金融政策、金利政策は日銀の専管事項であるといふふうにおっしゃつた。確かに、公定歩合という政策あるいは買いオペ、売りオペ、これは日銀でありまして、しかし、金融政策は本日に日銀の専管事項だろうか。だとすれば、私どもは、こういう中で金融特別委員会というものをつくつて、日本の金融政策はどうあるべきかということを議論する必要がある、大蔵省の金融局、あるいはまたいろいろ問題を議論する必要があるのじゃないか。もし報道が間違ひであれば、そういうことではございませんでした、このおっしゃつていただければ結構です、金融政策はすぐれて私は政策、政治の問題でもあると思つておりますので、その点、参考人のそのときのお気持ちをちよつと聞かせていただきたい。

○橋本参考人 二十四日の梶山官房長官の御発言の内容をよく知らないままに私が二十八日の日に申し上げたこととございまして、大変官房長官の感情を害したといふことに対して、あの発言を取り消したしまして、おわびを申し上げます。

今先生のおっしゃいました、金融政策が日銀の専管事項であるか否か、こういう問題につきましては、公定歩合の変更につきましては日本銀行の政策委員会の専管事項である、このように理解しております。

ただ、金融政策が日銀の専管事項であることをもつて日銀以外の人が個人的考えも述べるべきではないといふように思つておりません。経済情

勢や金融情勢につきまして国民の間で議論が活発になつて理解が深まるということは、我が国経済の健全な発展のために大変意義のあることである、このように存じております。

○大島委員 さらに会長に、さつき会長として公的責任の痛感を述べられました。私は、それは一つの見識であると思ひます。ぜひそういう見識をお持ちになつてこれからやつていただきたいと思ひますが、そういう中で、先ほど池尾先生から低金利の問題が出されました。違つた観点からいろいろ議論をされたのですが、率直な国民の声という中で、低金利政策の結果として大変な利益を上げた、しかしその除で高齢者が、あるいは年金受給者が大変な叫び声を上げておる。そういうふうな国民の声があるわけですね。そういうふうなことに對して橋本参考人のお気持ちを私は聞かせてほしい、こう思ひます。

○橋本参考人 国民の皆様にとりまして、現在の低金利のもとで、ローンの金利の低下はありますが、一方で預金金利の低下というデメリットもたらして、とりわけ、利子所得に多くを依存している方々に大きな影響が出ていくということに痛感いたしておるところでございます。そのことによりまして金融界に對しても大変厳しい目が向けられておるということを実感いたしております。

こういうような状況を踏まえまして、私どももいたしましては、一般よりは金利の高い福祉定期預金であるとかあるいは年金受給者を対象としたしました優遇金利預金商品や創設、品ぞろえいたしましてできる限りの対応を行つておるところでございます。国民の皆様にも私どもの姿勢につきましてぜひとも御理解をいただきたい、このように思つております。

○大島委員 きょうは主に私は、金融問題、そういう中で金融機関の責任という問題について、これからの金融システムを考える上で、あるいはまた今日までの起こつた処理をどうするかという問題で、その公的責任という観点からいろいろ参考

人の皆様方の御意見を拝聴させていただきまし
た。私自身、やはり結論として、金融機関、それ
は非常に高い責任がある、このことは三参考人とも
御認識いただいたものと思っております。私も
そう理解しております。そして、橋本参考人から、
バブルの発生するとき、確かに政策的ないろいろ
な環境というものがあつた、しかしそのときに
も公的責任という高い立場にありながらそのこと
をしつかりとやってきたのだらうかという、これ
は私もいろいろな人も考えなければならぬ問題
です、そういうふうなことで金融界としての
御発言もございました。

私は、三木武夫先生あるいは河本先生に教えを
いただき、多くの先輩にいただきました、信なく
ば立たずということをよく言われ……（発言する
者あり）海部先生にも、それは、信なくば立たず
というの、これは政治の場だけではないかと思つて、社
会全体に言えることなのではないかと思つて、す。
そういう中から、今我々は金融界と国民の間、
ここにまさにこの問題があるような気がしてあり
ます。

そして、政治の場で、我々は、与党は政府と一
緒になつて法案を提出し、野党は野党の立場で御
議論をいただいて、今議論をしている。そして、
例えば住専処理の問題についても、私どもは大変
な議論をしながら何とかこれを処理したい、そし
てまたお互いにならざるの努力をしながら一つの
案をつくつた。しかし、国会の場における議論、
それから国民の間における金融界に対する議論、
ろな目、そういうものを考えて、この住専をまず
処理し、そして内外ともに信用される、自己責任
に基づいた公正、透明な金融界をつくつていかな
ければならぬ、そのために早くこの住専問題と
いうものを処理するということが私どものスタン
ドであります。これは、田尻参考人も、金融問題
というのは喫緊な問題だ、こうおっしゃつておる。
そこで、そういうふうな大きな、もちろん金融界
という系統の皆さんもそうでございます。ある
いは信用組合の皆さんもそうでございましょう。

多くの金融界、私は結論としてそういう目が向け
られていゝと思つてゐる。

しかし、住専問題を迅速に処理をするという私
どもの今いろいろな議論の中で、内外の、国会の
中、国民の声、そういう中で、橋本会長も多分御
承知のことだと思つておりますが、新たな措置、
新たな寄与、こういうふうなものに対して、橋本
会長としては、先ほど冒頭の陳述ではお話しされ
ましたが、今そういういろいろなことを考えなが
ら、この問題に対して、御要請あるいはまた声と
いうものに対して今後どのように取り組もうとさ
れておられるか、決意されておられるのか、その
辺をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○橋本参考人 銀行業にとりましての根本は、ま
さに御指摘の信用ということでございます。バブ
ル以降大きく失われた信用の回復という意味で、
日々の業務の中で基本に立ち返りまして、お客様
から信頼され評価されるべく、銀行界を挙げて努
力をしていゝところでございます。もちろん、信
用を回復するための当面の最優先課題は、一日も
早く不良債権を処理して金融システムの安定化を
図ることにあると考えております。

冒頭の意見陳述で申し上げましたように、母体
行といたしましては最大限の対応を行う考えであ
ることはこれまで説明してきたとおりでありま
す。しかしながら、これまでの国会での御審議の
過程でいろいろ厳しい御意見をいただいております
すし、また大蔵大臣からも直接、新たな寄与を検
討してほしい、こういう問いかけもございまして、
公共性の高い金融機関として何か金融システム
の安定に貢献できる新たな寄与について模索して
おるわけでございまして、私企業としての限界も
いろいろあり、なかなかいい案が思ひ浮かばず苦慮
してゐるところであります。

金融界と申しまして、いろいろな立場の業態
もあり、それぞれ経営状態の相違もございまして、
全体としてのコンセンサスが生まれるのは大変難
しいところがあるというところはどうか御理解を賜
りたいわけでございますが、私といたしましては、

いい案が見つかるものなら検討を進める可能性が
生まれると考えておりますが、業界の事情も考え
ると、乗り越えるべき課題も多いというのが率直
な感じでございます。

○大島委員 今の橋本参考人、銀行協会の会長は、
大変今までの御答弁から踏み込んでいただいたよ
うな気がいたします。

つまり、いい案が見つかるものならば検討を進
める可能性が生まれるかもしれない、こういうこ
とをおっしゃつていただきました。いい案が生ま
れるならば、このことについては与党として
我々もいろいろな知恵を出します。そういう中で、
ぜひそのことに対して積極的に御努力をいただき
たい。

先般金融委員会、尾身議員がいわば株主訴訟
に対抗するアイデアも一つお話しされました。

我々も努力しなければならぬと思つてゐる。大事
なことは、やはり信なくば立たず、信を取り戻す
ことだと思ひます。そのためにぜひそういう今
の会長のお言葉をしっかりと心に入れて頑張つて
いただきたいと思ひますが、もう一度その点につ
いてお答えをいたしたい、こう思つております。

○橋本参考人 今のことでございまして。今のこ
とをもう一度申し……（大島委員「はい。後段の
部分」と呼ぶ）はい。

金融機関として何か金融システムの安定に貢献
できる新たな寄与について模索しておりますが、
私企業としての限界もあり、なかなかいい案が思
ひ浮かばず苦慮してゐるところであります。

金融界といつても、いろいろな立場の業態もあ
り、それぞれ経営状態の相違もありまして。全体
としてコンセンサスが生まれるのは大変難しいと
ころがあるのは御理解をいただきたいと思ひます。

私としては、いい案が見つかるものなら検討を進
める可能性が生まれるかもしれないと考えており
ますが、業界の事情も考えると、乗り越えるべき
課題が多いというのが率直な感じでございます。

○大島委員 きょうは三参考人にいろいろなお話

をちようだいしました。改めて私どもは申し上げ
たいのでありますが、住専処理、そして関連金融
四法、これらは何としてもこの国会で早期に成立
をさせて、そしてまた新たな日本の金融システム
をさらにさらに私どもは通用するものに育ててい
かなければならぬ、こういう思いでございます。
参考人の皆様方、本当にありがとうございます。

以上をもちまして終わります。

○高島委員長 これにて大島理森君の質疑は終了
いたしました。

次に、村井仁君。

○村井委員 三参考人には、大変お忙しいところ、
それぞれに貴重な御意見を賜りまして、ありがと
うございます。

新進党の村井仁でございます。

私も、現在審議をしております金融関係の各
法に関連いたしまして、大変参考になる御意見を
ちようだいいたしましたことにお礼を申し上げな
がら、若干お尋ねを申し上げさせていただきます
と存じます。

もう端的に入らせていただきますが、田尻先生
そしてまた池尾先生の御議論を伺つております
と、一言で言いますと、今までの大蔵省当局によ
る護送船団方式、この保護的行政というのはだめ
だ、それからその場しのぎの対応、これも限界が
ある、こういった点で非常に共通した御見解がご
ざいまして、そしてここで思い切つて金融行政の
形を変更していかなければならぬ、こういう御
見解でいらつしやいます。ただ、少し違つてまい
りますのは、具体的に例えば住専の処理という問
題になりますと両先生の御見解、少しずつ違つて
いゝように拝聴をさせていただきまして。

私、そこで端的にお伺ひしたいのでございま
すけれども、池尾先生が法的処理ということの必要
性を仰せになりました。日本は法治国家である以
上、これはたしか以前、先生、予算委員会が公述
人として御意見を賜りましたときに仰せになりま
したが、最終的には、日本は法治国家であるのだ

から法的な処理がきちんとできなければおかしいのじゃないか、こういうような御見解だったと思えます。一方で、しかしそういうことをしたら金融システム、先ほど大変な問題になりましたけれども、その中に混乱が起こる、こういう御意見もよく聞くわけでございます。

先日この委員会の中で議論のあったといいますが、委員の質問の中にあつた一つのテーマでございますけれども、例の昭和金融恐慌、このときの経緯を引用しまして、例えば若槻内閣の提出した震災手形二法案、あれの処理に際しまして、当時の議会が情報開示だとかあるいは責任問題、そして昭和金融恐慌を深刻化し、当初一億円の程度の処理費で済むというのが実は七億円もかかってしまったというような引用、御批判もございました。

しかし私は、例えば現在日銀法も預金保険法もあるいは貯金保険法あるいは銀行法、非常に当時に比べれば整備されている。そういう意味で、それなりにスタビライザーがある。それはもちろん十二分と言えないことは、両先生あるいはきょうの参考人の御意見でもよくそこはあらわれておりますけれども、しかし昭和金融恐慌のときのような事態が直ちに起こるというふうなはいささかオカミ少年的な見解ではないかなという感じがしていろいろでございます。

このあたり、案外金融の問題というのはわかりにくい話でございます。恐縮でございますが、田尻先生、池尾先生からまずはこのあたりにつきましてぜひ御見解をお伺いさせていただければありがたいと存じます。

〔委員長退席、尾身委員長代理着席〕

○田尻参考人 不良資産問題の法的な処理を軸とすべきであったというのは一つの選択肢であつたろうかと思ひます。

私も、法的処理を排除するものではないと思ひます。しかしながら、金融不安の発生というのは極めて社会的、心理的な緊急性の高い対処を必要とするものでございます。したがって、先ほ

ど先生からお話ございましたようないろいろな諸制度、スタビライザーとの組み合わせにおいてパッケージとして出される必要があつたわけでございます。

ところが、今回の平成金融危機の対応過程におきましては、その全体像と申しますか、総合的な政策対応の構図というものが全く示されないままに、まさにしな崩しの対応療法的に行われてきたわけでございます。その結果として、先ほど申し上げましたように、財政資金の一般会計からの投入を御議論いただいておりますけれども、その場あるいは国民的な議論を経ない形で既に流出をしておるわけでございます。

いわゆるP.K.O.と言われますリスクな資本市場に対して簡易保険だとかそういう老後がかつた資金を投入することは是非について、どの程度国民的な理解を求める努力がなされたかということについても、私は疑問を持っております。

しかしながら、今申し上げましたように、その法的な処理の問題とスタビライザー、あるいは政治的に動員し得る政策手段、動員できるものはすべて動員して対応するというのが金融危機に対応する不可避の姿勢ではないかと存じます。

もう一つの御質問は、昭和金融恐慌のような事態に一気に発展する可能性ありやなしやという御質問でございます。

その判断材料の一つは、その当時と現在の一般国民の経済知識あるいは金融知識にどの程度の違いがあるかということでございます。これはいろいろな見方がありますが、私の独断を申し上げるのは避けたいと存じますが、高橋亀吉先生らのお書きになりました昭和金融恐慌の本の中にもいろいろくだりが出てまいります。

昭和金融恐慌のさなかに、預金の取りつけ騒ぎに動転をいたしましたある御婦人が、郵便局からお金を引き出してきた。そして、通行人のある紳士に、今慌てて貯金を引き出したわけだけれども、これをどこへ持っていったらいいでしょうかとい

うふうに聞いたそうでございます。そうしたらその紳士は、あなたが預けていたあの小さな郵便局よりも、駅前の大きな郵便局の方が安全であろうと答えたという話が記されております。

高等教育がこれほど普及いたしました我が国の経済社会におきまして、一般国民の金融知識というものは相当高いものが現在はあるかと思ひます。それに対して金融当局がどの程度の情報を提供し、理解を求める努力をなされたか、私も一国民としては極めて不満足な思いを持っております。

もう一点は、一つの事件が全体の金融システムを破壊しかねないというシステムリスクの問題がいろいろ取りざたされたわけでございます。これは理論的、また現実にもそういう事態はあるわけでございます。常に金融不安の最初のきっかけは、極めてローカルな小さな出来事が一気に燃え広がっていくという心理的な怖さがあるわけでございます。

もう一つは、現在のようにグローバルゼーション、あるいは金融市場が統合されております時代には、電子的な回路を通じて、資金移動と誤った情報が一気に地球を駆けめぐるといふ、電子決済時代の群衆心理と私は申しておりますが、その怖さがあるわけでございます。

そういう意味では、昭和金融恐慌の時代よりも、実は日本の金融危機の問題というのは、単に東京市場の問題だけではなくて、それはニューヨーク市場の問題であり、あるいはロンドン市場の問題でもあるという意味で、我が国の国際的な責任は極めて大きいというふうに申し上げたいわけでございます。

○池尾参考人 先ほども申し上げましたが、信用秩序の維持と預金者保護を図るということは極めて重要な課題でありまして、ぜひとも達成しなければいけない目的であると考えておりますが、それをいかなる形でやるかということが同時に問われなければならないというのが私の考えであります。従来は、例えば、金融機関をつぶさ

ないことによつて、結果として預金者を保護するというふうな政策がとられておつたわけでありませう。それがまさに護送船団行政でありまして、現在我々が問われている、我々に求められておりますことは、そういう意味での護送船団行政から本質として脱却するということであるかと思ひます。そのためには、やはり明確な原則に基づく破綻処理のための体制づくりということをやつていく必要があるという点が、本日最も申し上げたかったことであります。

それで、御質問ですが、もちろん、昭和初期に比較いたしますと、現時点におきまして、我が国における信用秩序維持のためのさまざまな装置といひますか、いわゆるセーフティーネットは整備されてきてはいるわけでありまして、決して、残念ながら、完全なわけではありませんが、完全に整備した形で金融機関の破綻に対して対処する体制は今なお整っていないという状況があり、そのことが逆に、最初に申しました意味での護送船団行政からの本格的な脱却を妨げているという状況があるかと思ひます。その点が問題であり、したがって、破綻処理体制の整備を急いでいただくことが、結果として護送船団行政からの脱却を促進することになるといふ意味では必要ではないかと思つております。

そして、金融恐慌が現在起きる可能性があるかどうかという点に關しましては、やはり政府が明確に預金者に対して預金を守るんだという姿勢を示すことによって、そのおそれかなりの程度において抑止することができるといふふうに考えております。

例えば、アメリカのS.A.N.D.L.の処理の際に關しましても、八九年の段階で、新たに大統領に當選されましたブッシュ大統領が二月に有名な演説をされて、一セントたりともアメリカの預金者には損失を及ぼさないということを宣言したということが、S.A.N.D.L.の処理に本格的に入るための前提をつくつた、信用不安を招かないであれだけの金融混乱を取扱えるための条件を整えたとい

いうことではなかったかというふうに理解しております。

そういう意味で、本委員会を含めまして、明確な預金者保護に対する政府の責任ということをはっきりと明かにしていただくことが金融恐慌を起こさない条件になるのではないかとこのように考えております。

○村井委員 大変明快なお答えをちょうだいいたしましたして、感謝をいたします。

私は、先ほど田尻先生仰せになりました中で、確かに、いわゆるPKOですとかいろいろな形で公的資金が既に金融システム維持のために使われているというのは、一つの御見解だと思えます。ただ、今度一つ大きな違いは、財政が明確に六千八百五十億円というものを住専処理ということのために出すというのを予算に書き込んで、そして住専処理法案という別の法律を出して、そして国会の審議を求めている。

ところが、これは私は一般論として言えば、住専処理法案というのは、あくまで、日本の金融システム全体を覆っている大きな不良債権のごく一部にすぎないということによく言われていることでございまして、政府も非常にそこはよく認めておりまして、これをよく、金融システムに関する問題解決の突破口だ、こんなような表現をとっている。

私どもが恐れますのは、突破口の先に、トンネルを掘るときに破砕帯というのがございまして、幾ら掘っても掘っても次から次へと崩れてくる状態がある、実はそういう状態がまだ先にあるのではないかと。突破口をあけてみたら、さらに大変な破砕帯がある。手法として、今度どうとうとして政府の手法は、どうも完了形ではない。これから手をつけて、そこから、じゃ、本当に大きな、日本の大きな不良債権の全容に対応していくためにどうしていくんだというところのビジョンが欠けている。この辺のところは私どもは非常な問題意識を感じるわけでございまして、そういう意味で、私、もう時間の制約もござい

ますので、具体的な問題にさらに入らせていただきますけれども、特に池尾先生には、金融制度調査会の委員として大変御貢献をいただいたこともございまして、そういうところも踏まえて、ひとつ御見解をいただければありがたいと思うわけでございまして。

まず、私は、公的資金というものを投入する原則といましようかルールといましようか、田尻先生も池尾先生も、お二方とも、いわゆる大蔵省の護送船団方式のなからルールに基づく行政に変えていかなければいけないということを非常に強調しておられるわけであつたと思いますが、そういう意味でいまして、公的資金を投入するルールというものはどうあるべきだろうかと、それにつきまして、それぞれ両先生から御意見をいただければありがたいと存じます。

○池尾参考人 現状、我が国が抱えております不良債権問題に關しまして、いまだにその全貌に關して十分な情報が開示されてないという極めて残念な事態があるわけでありました。したがって、その限りにおいては、個人的な憶測ということを超えて意見を述べるのが極めて難しいという状況にあります。私の個人的な見解といたしましては、まことに残念であり、まことに腹立たしいことではあります。国民が一定の犠牲と負担を私わなないで現在の不良債権問題の解決を図るということはもはや不可能なほど問題は深刻であるといふふうには私は考えております。これは繰り返すようになりますが、極めて腹立たしいことであり残念なことではあります。問題はそれほど深刻ではないかといふふうには考えております。

そうしますと、田尻先生の御意見の中にもありました、債務超過金融機関の処理は、最終的には預金カットか公的資金の導入かしか論理的にはあり得ないわけでありまして、その際に、預金カット、預金者に損失を押しつけるということが、預金が決済手段として用いられているというふうな事情を考えると、適切ではないと判断されるならば、財政資金の投入ということは避けがたい面

があるわけでありまして。しかしながら、それはやはり、くどいようですが、明確な原則にのっとり投入でなければ国民の了解は到底得られないことであろうといふふうに思っております。

その際の原則は、言及されました金融制度調査会の金融システム安定化委員会の報告書にも明確に述べられておりますが、破綻した金融機関は救済しない、破綻させる、しかし、その際に、預金者にその損失を負わせることは適切ではないので、預金者保護に限って、預金者保護に必要な範囲で最小限の公的関与というのは考えられるんだというのが基本的な考えであり、これは、多くの国々、諸外国においても、公的資金の導入に当たっての基本的な原則として共通に了解されていることではないかというふうに思います。そうした原則を守るといふことが、国民の信頼を得て、犠牲を求め、不良債権問題の解決を図っていくための基本前提になるのではないかとこの私の意見であります。

○田尻参考人 公的資金の導入はもはや避けて通れない問題であるといふことは、るる申し上げてきたとおりでございまして。

しかし、かような事態に立ち至りました原因を考えてみますと、最大の問題は、実は、そういつた事態に立ち至る前に、学ぶべき教訓は欧米社会にたくさんあったわけにございまして。

例えばアメリカの場合には、S・アンド・Pの倒産旋風が吹き荒れました八〇年代半ばにおきまして、この対応を誤ったことがその後の財政資金投入を極めて大きなものにした。日本円にいたしまして約十五兆円余りの財政資金を投入せざるを得なかったわけにございまして。アメリカ当局は、その苦い経験を通じて生かしまして、八九年以降の大手商業銀行を中心といたしましていわゆる銀行危機に對しましては、極めて早く対応をいたしまして、法的な処理と緊急対策の組み合わせの中で自己責任原則を貫いたわけにございまして。その結果、S・アンド・Pも大手商業銀行の経営危機も同様に二千億ドル前後の不良債権を抱えたわけにござい

ますが、大手商業銀行の対応の場合には、その八五%までを、自己責任と申しますか、銀行界の努力によって乗り切ることができたわけにござい

ます。さらにさかのぼりますと、一九七〇年代前半の英国におきます中小金融機関の危機に對しまして発動されました、通称ライブポート作戦と申しますが、それにも同様の原則と対応の仕方が盛り込まれていたわけにございまして。

そのような歴史の教訓と申しますか目下の状況を、我が金融界、金融当局がどのようにして生かすことができなかったのか、極めて残念な思いがするわけにございまして。

公的資金を投入いたしますための原則、基準を早く確立していただきたいと私は最初に申し上げたわけにございまして、そのためには、まず、どのような選別基準と申しますか、どのような対象にどの程度のお金を投入するのが許容範囲であるかといふことについての議論が必要でござい

ます。そういう意味での原則、基準をまず国民の前に明確にすることだろうと思ひます。

次には、その原則、基準を現実にはどの金融機関に適用するか、どの破綻ケースに適用するかといふことについてのより分け作業が必要になるわけにございまして、これは金融当局だけに任すべき作業ではございません。これは、一般経済社会の各層の代表者を入れた公の場で選別されるべき問題であらうかと存じます。

それから、英国のライブポート作戦等で学びます三番目の教訓は、回収の問題でございまして。現在、日本の不良債権処理の問題につきましては、実物資産としての土地、不動産あるいは債権をどのようにして回収するか、売却するかという、実物資産としての処理に焦点が合致されておるわけにございまして。しかしながら、最初に申し上げましたように、これを証券化すること、あるいはプロジェクトに組みかえることによりまして金融資産としての価値を新たに持たせることができ

可能になるわけでございます。そういう意味で、欧米社会におきましては、この回収の方法につきまして、我々よりもはるかに進んだ手法と成果を上げておるといふ事例が数多くあるわけでございます。

それからもう一つは、回収したものをだれが最初にポケットに入れるかという問題でございますが、英国の場合におきまして、これは公的な当局に真つ先に還元されるべきものであるという原則もはつきりしておるわけでございます。

そのように、幾つかの原則を国民の前に示しまして、公の場でそれを適用するより分け作業をやっていくということが我が国においても必要ではないかと考えます。

〔尾身委員長代理退席、委員長着席〕

○村井委員 ありがとうございます。

今、田尻先生のお話でも、いろいろな基準が必要だ、明確に示されなければならぬという御指摘がございましたけれども、私は、それが今度の住専の処理につきましては余り示されたという感じにはどうも受け取っていない。このあたりは、また十分この委員会で議論をさせていただきたいと思っております。

一つ、これは池尾先生にぜひ伺いたいのでございますが、住専につきまして、私も、金融制度調査会の審議の経過というのを大蔵省から取り寄せましてある程度調べてみたのでございますけれども、調べてみますと、去年の八月八日の第三回の金融システム安定化委員会で一回議論が行われている。それから後、九月二十七日に経過報告をまとめておられるわけですが、そこでどういふと触れておられる。そして、後ずつとも議論がないようございまして、いきなり十二月の二十二日、こう言つてはなんでございませうけれども、その金融制度調査会の最終答申が出ますときに、それまで信用組合につきましてもいろいろな議論がずつと書いてございまして、最後のところに住専問題になった途端に答申は大変歯切れが悪くなりまして、自分の考えを述べないで、政府の閣議

決定を引用しまして、そしてその上で、そうすること「やむを得ない」、何とも皮肉なつぷりと思えるような表現をしまして、政府の審議会、調査会の答申にまず類を見ないという形で締めくくつておられるわけでございますね。

ここは先生、どんな形で議論がされたのでございませうか、ひとつお教えをいただければありがたいと存じます。

○池尾参考人 私が金融システム安定化委員会に参加しておりまして範囲で、私が受けた印象であります。その範囲で申し上げさせていただきます。

金融システム安定化委員会では、住専問題の処理に關して、それ自体を取り上げて本格的に議論を行うというところはございませぬ。住専問題に關しての処理は、いわば今御指摘になりました八月の時点におきましては、当事者の合意努力をまつという姿勢でありまして、当事者に最大限の努力をいただいたということで、金融システム安定化委員会としては、当事者の議論を見守るといふふうな姿勢を当面とおつたわけでありました。

そうした形で期待をしておつたわけでありまして、最終段階になりましたら、率直に申し上げて、どこで、どういふふうな形で決まったのか私はわからないのでありますが、処理案というものが決まりまして、それが金融システム安定化委員会に提示されるということに至つたわけでありました。この段階では、もう閣議決定というふうな形でまとまつた段階で提示されるということになりました。それに関連しましては、率直に申し上げて、委員の中できなりの議論が分かれていたといふことが、評価が分かれていたといふことで、全面的にそれでいいというふうな雰囲気ではなかったといふことで、御指摘のような表現にならざるを得なかったといふことではないかと理解しております。

○村井委員 ありがとうございます。大変重要なお話を伺いましたと存じます。

もう一つ、池尾先生、先ほど、当委員会にかかつております金融関係法案、六本あるわけでございますが、その中で、金融関係三法案あるのは貯金保険法の改正も含めまして四法案、これにつきましては、いわば破綻処理が可能な体制整備のため早期にこれを、いろいろまだ問題はあつたけれども、処理するべきであるという御見解をお述べになられました。

しかし、逆に住専処理法案につきましては、先生、御見解をお述べになられなかったという感じがございまして。ある意味では裏からお述べになつたとも理解できるわけでございますけれども、このあたりにつきまして、恐縮でございますが、先生は住専処理法案につきましてどうお考えになるか、お聞かせをいただかせませんでしょうか。

○池尾参考人 私は、住専処理に關しましては、かなうことなら、今の段階であつても法的処理が望ましいというのが私個人の考えであります。予算が既に通過しているというふうな状況を考えて、今可能な選択ということについては実行可能性等を含めまして検討するといふ点では、私個人としては、それだけの材料を十分持たないといふこともありまして、積極的な形での意見表明は控えたわけでありまして、原則としては、やはり今でも遅くないから法的処理をしていただきたらいいというのが私個人の意見であります。

○村井委員 大変よくわかりました。ありがとうございます。

もう一つ、これは非常に具体的な話でございまして、金融三法案あるのは四法案にも関連いたしますけれども、いわゆる早期は正措置の問題、これは今度出ております金融三法案の中で非常に重要な問題だと思つております。特に自己資本比率という形でとらえまして、そしてこれを省令で定めた発動基準で運用していく、これが現在の政府の提案でございまして。

ただ、これも先般実はこの委員会で与党の委員からも提起された問題提起でございましたけれども、金融機関に対する権限強化をかねてついたら

すものではないかというふうな指摘がございました。それに対しては大蔵省からは、現在はいくフリーハンドでいわばやつておるんだ、これを省令という形で明らかにするから透明性が増すんだというふうな答弁がありまして、どうもちよつとおかしいな、こういう感じを持ったわけでございます。このあたりは、池尾先生も、また田尻先生も大変御関心の深いテーマでございまして、ぜひこのあたりどうあるべきか、御高見を賜われればありがたいと存じます。

なお、私ども、例えばの話でございますけれども、金融機関に対して行政が行つた指導を事後的にもせよ国会に文書で報告する制度をつくるのか、そういうふうな形でチェックができるんじゃないか、これは過渡的な方法かもしれないが、そんなアイデアもありました、いろいろございませう。

いずれにいたしましても、両先生のお話をちよつとお伺いしたいと思つております。

○池尾参考人 最初に行いました意見陳述の中でも述べさせていただきましたが、御指摘のように、早期は正措置に關しましては、早期は正措置の本来的趣旨どおりの制度化ということではぜひやっていただきたい、望ましいことだといふふうに私は考えておりますが、現在制度化されようとしておりますものが果たしてその趣旨を十全に実現する内容のものとなり得るかどうかという点に關しましては、一定の懸念を抱いております。

それは、ある種の基準に基づいては正措置等を発動するということでありまして、そして、その基準は、現時点では実質自己資本比率のようなるものを基準として行うといふふうな説明が行われているわけでありまして、考えますと、それも奇妙なことでありまして、銀行は財務諸表等を現在公表しておりますので、そこで自己資本比率といふものを発表しておるわけですね。そういう自己資本比率とは違ふ何か実質自己資本比率を持つてきて、それに従つてやるといふ形になつておるわけですね。

そうしますと、これは逆に申しますと、ふだん財務諸表等の形で、そういうような計算書等の形で報告されている銀行に関する財務内容のデータは、一体あれは何なんだという疑問が出てくるを得ないわけでありまして、そうしますと、そういう公表され、会計監査を受けているようなものとは別途実質自己資本比率を計算するというものになりますと、その実質自己資本比率の計算に關して裁量が入り込む余地がかなりあるのではないかと懸念が生まれざるを得ないということであります。

もちろん、不良債権等の評価というのは極めて技術的に見ても難しい問題でありまして、客観的に損失率等を計算するということはできないという、そういう面での困難さの存在は認めるにやぶさかではないわけでありまして、そうした技術的な困難性を超えて、評価に判断が入り込む余地がかなり残されているように思われてならない。そうした余地はできる限り排除し、かなうならば、現実に公表されている銀行の財務諸表自体をより実態に近いものに直していく。

銀行等に関しましてはさまざまな会計上の特例が認められておりまして、商法の原則からの乖離というところは著しい現状があるわけですが、せめて商法の原則への復帰ということを図り、銀行の財務内容が公表されているデータからでもより明確に現在以上に読み取れるような状況にしていこうというふうなことが条件整備としてあって、初めて早期是正措置が行政の裁量を排除して、速やかな、問題先送り不起こさないような形で破綻処理を可能にする仕組みとして機能することになるのではないかと考えております。

○高島委員長 田尻参考人。——いいですか。

○村井委員 申しわけございません。はい、結構でございます。時間の制約がございますので、もう一点、今度はこれは田尻先生にもぜひお聞かせいただきたいと思っております。

私は、既に両先生からもうお話のあったこととありますけれども、日本の銀行行政というのがあ

る意味では大変透明性を欠くために、例えば日本の優良な銀行の財務諸表だけ見ても本当の実態がわからない。体力があればもつと負担しろという世界になりますと、先ほどもちよつとお触れがございましたけれども、ジャパン・プレミアムがそういう意味でも上がるというふうな大変妙なことになる、こういう御指摘、私はある意味でそのとおりだと思うんですね。

最近出ております今度の住専処理の問題、私は、本質的な問題は考え方の問題だと思っているんです。しかし、どうも、それを単に今六千八百五十億を国の財政から投入するしかないか、要するに税金から使うかどうかという次元の話と考えると、そしてそこを何らかの形で埋めれば、それで問題が解決するかのときにとらえる向きもなきにしもあらず。そこで、いわゆる新たな寄与をせよというふうな議論があるわけでもございまして、まあおいでになる前で恐縮でありますけれども、たまたま全銀協会長の立場にあられる橋本参考人から、先ほどは、いい案が見つかるなら検討を進める可能性は生まれるかもしれない、しかし乗り越えるべき課題が多いと、大変厳しいといっています。苦しいお話があった。

私は、このあたりのところにつきまして、恐縮でございますけれども、橋本参考人は結構でございます。田尻先生と池尾先生と二位方のコメントをちようだいして終わりたいと思っております。

○田尻参考人 銀行が追加的な負担の能力ありやなしやということに、質問を突き詰めてまいりますととなるかと思っております。現在、銀行が史上最高の業務純益を上げています中で、追加的な負担ができないのかという疑問は非常に強いものがございます。

ただ、誤解を恐れずに申し上げますれば、現在のこの利益は、金利の低下局面で発生しておる技術的な部分もかなりあるわけでもございます。逆に今後金利が上昇局面に転じますと、銀行の純益は一般事業会社よりも先に縮小していくということになるわけでもございます。そういう問題が一般的

には言えるわけでもございます。

しかしながら、今回の、平和時としては戦後先進国で例のない異常な超低金利が長期にわたって続けられておるといふ現実、しかもその背景には、資産デフレ対策であり、その資産デフレの原因には銀行経営に責任の一端があるという現実があるわけでもあります。

もう一つは、一般事業会社の収益がこの四、五年極めて厳しい状況にあります中で、銀行が、金利格差の拡大ということから、棚からぼたもちと申しませんけれども、結果としてそういう利益を得てきたという現実も無視できないわけでもございます。そういう意味で、さらに還元せよという要求が出るのは、私も理解のできることでござい

ます。

もう一点は、金融による所得移動効果ということとを最初に申し上げましたが、これが今般の場合、極端な形で社会的に問題になっておるわけでもございまして、そういう意味でも銀行の対応が今期待されるところでござい

ます。

ただ、民間追加負担を求めるに際しまして一つ気になりますのは、株主代表訴訟を抑さえ込む法的な措置をとってこれればという声があるやに聞いております。これは極めて乱暴なことでもござい

まして、株主代表訴訟というのは市場経済体制の国におきます基本的な権利でござい

ます。それが一業界あるいは一政策当局の都合によつて、時によつて制限されるということとは絶対にあつてはならないことでござい

ます。そういう意味で、民間資金の追加負担というのは、そのような条件があるのであれば、私は受け入れることができないというふう

に考えています。

○池尾参考人 何度も同じことを繰り返して申しわけないんですが、私は、ルールを守るといふことが非常に重要だといふやうに考えております。と、まさに金融行政に關しましても、護送船団行政を脱してルール型の行政をやっていくんだということがコンセンサスになつていく状況におきまして、事前的なルールに基づく処理ではなくて、

事後的に損失負担のルールが後からつくられるというふうなことは決して好ましいことではないというふう

に考えております。

そして、今も田尻先生のおっしゃったことですけれども、私は、銀行の責任といふやうな言い方をされた場合に、例えば銀行の経営者が私財を投げ出して責任をとってくださるんだたらまだ話は別なんです

が、銀行の金は銀行に預けている預金者の金か銀行の株主の金でありまして、銀行の預金者ないし銀行の株主に責任をとらせるといふことは、銀行の経営者に責任をとらせるといふこととは全然別のことでありまして、私も母体行と言われますが、そういう銀行が追加負担に

応じることになりますと、自分自身の預金はやはりそういう銀行からは引き揚げたいというふう

に思う次第であります。

○村井委員 終わります。

○高島委員長 これにて村井仁君の質疑は終了いたしました。

次に、坂上富男君。

○坂上委員 社民党の坂上富男でございます。三人の参考人の先生方、御苦労さまでござい

ます。

そこで、私の質問時間は十五分でござい

ます。でありますから、私は、答弁は簡潔に結論だけお答えをいただければ結構でございますので、お願いをいたしたいと思

います。

まず、橋本参考人でもござい

ますが、さっきの御所見によりまして、いわゆる追加負担については、公共性の高い金融機関として何か金融システムの安定に貢献できる新たな寄与について模索してお

る、私企業としての限界もあ

りなかなかない案が思い浮かびません、苦悩しておるところです、いい案が見つかるものなら検討を進める可能性が生まれるのではないかと考えております、こういうやうな御答弁ですが、これは間違い

ないですか。さてそこで、まずひとつお聞きを

ざいますが、二月の十五日、橋本会長の前会長であります橋本会長ですが、前会長は参考人にこの席に出られまして、次のような答弁をなさっております。今直ちに名案はございません、もちろん工夫の努力は今後もやっております。こういう答弁をなさっております。これは、いわゆる公的資金六千八百五十億円について、皆さんの方で何とかありませんか、御負担いただけないか、こういう質問に対する答弁なんでしょう。

これから見ますと、もう四カ月たっているのですが、皆さんの方では、この工夫あるいはいい案、どのような努力をなさったんですか。○橋本参考人 先ほどの答弁でも申し上げておりますが、金融界といえどもいろいろな立場の業態もございまして、また経営状態がそれぞれ違っておりますので、全体としてのコンセンサスが生まれるのが大変難しい、そういう現状にあるわけでございます。

○坂上委員 いい案が見つかるならばというお話ですが、どんなことを考えているのですか。

○橋本参考人 具体的な案についてはまだ思いついておりませんが、とにかく、民間、私企業としての限界の範囲内で、合法性があり、かつ経済合理性があり、公益性がありというような条件を満足できるような案がないものかということを探求している最中でございます。

○坂上委員 だから、どういう案を模索しているのか、こう聞いているのですよ。全くないのですか、まだ。

そこで、では私の方から指摘しますが、母体行約百五十社ある。公的資金六千八百五十億。大体これは、割りますと一社で四十五億になりますね。こういうことに対する体力は母体行はあるのですか、ないのですか。

○橋本参考人 体力的にどうかということをお申しまして、個々の金融機関の経営状況のありようにはおのずと差がございまして、なかなか一概には申し上げられないわけでございます。

○坂上委員 なかなか一概に言えないという、今言ったようなことの負担に耐えられない銀行があるのですか。

○橋本参考人 中にはそういう金融機関もあろうかと思えます。

○坂上委員 その銀行、指摘できますか。

○橋本参考人 個々の金融機関の経営状況を私どもは承知をするような立場にはございませんので、個別の金融機関名を挙げるということは御容赦願いたいと思います。

○坂上委員 それはそれでいいでしょう。それでは、こういうふうにお聞きをいたします。

きょうの新聞の報道の中では、あなたが本日ここで答弁をする中に、絶対拒否の今までの姿勢から、受け入れ可能な案が出れば検討する考えを表明する、こうおっしゃいましたね。こういうことは、きのう記者会見で何かおっしゃったのですか。あるいは、記者の方でいろいろ事情を聞かれて、何かお答えになったのですか。

○橋本参考人 私は、きのうはどの記者とも会っておりません。申し上げておりません。

○坂上委員 そういたしますと、「全金融機関の参加や元本保証などの前提が満たされれば、追加負担に応じることもやむを得ないと判断した。」というような報道もあるのですが、これもあなたは全く考えていないのですか。

○橋本参考人 私の考えは、先ほど御答弁申し上げたとおりでございます。

○坂上委員 さてその次に、前の橋本さんはこういうことを言っているのですが、これはどうですか。

法で許される最大限まで負担をしていく。すなわち貸出債権を全額放棄する、その上で金融システム安定化のために、金融安定化基金への拠出、それから住専処理機構への低利融資、そういった形でぜひ金融システムの安定化に貢献してまいりたい。

そういう判断で、私どもは今後最善を尽くしてこ

の住専問題の解決に一生懸命汗を流したい、こういうふうに言っているわけですか。

これは、皆さんの方で債権放棄なさいましたが、母体行で、もうこれが法的な限界だとあなたは解釈しているのですか、あなたとしては。

○橋本参考人 本来は、母体行といたしましては、住専に貸しておる金の全額放棄でもって責任を果たしたと。ただ、それに加えて、拠出金であるとかあるいは低利融資だとか、そういう御協力をお願いしよう、政府案に従ってこの処理を進めていくためにそういうことをやっていく、このように考えておるわけでございます。

○坂上委員 私の質問しておりますのは、債権放棄がもう法的な限界なんだ、こういうことですかと聞いているのです。

○橋本参考人 法律上の限界というのは、貸借関係に基づく限界は、貸した金の範囲内ということが貸借関係に基づく法律上の限界である、このように解釈しております。

○坂上委員 それでは、こういうことはどうですか。あなたの方で、いわゆる母体行が子会社に對してほとんど全部責任を負って解決をしておる、こういう銀行が多いのじゃないですか。どうですか。

○橋本参考人 いわゆる系列ノンバンクのことを御指摘になったのかと思いますが、系列ノンバンクにつきましては、会社の存立意義ということがございまして、私どもがそれぞれ系列ノンバンクについては支援を続けておるわけでございますが、住専につきましては、もはや営業を継続する基盤が失われたという状況であろうというふうに認識しております。

○坂上委員 三菱銀行のダイヤモンド抵当証券、富士銀行の芙蓉総合リース、第一勧銀の東京リース、こういうものについては、他行には迷惑をかけさせないで、この母体行が全部とっていいぐらい責任を負ったことを知っていますか。

○橋本参考人 承知しております。

○坂上委員 それでは、株主代表訴訟で取締役に

責任ありと判断したのは、裁判上では、商法禁止の自己株式取得の三井鉱山事件、それから、間組がわいるを地方自治体の町長さんに提供した間組事件、この二つだけだというふうに私は見ているのですが、これも知っていますか。

○橋本参考人 代表訴訟で敗訴した事例については、それだけであるのかどうかということは存じ上げておりません。(坂上委員「知っていますか、この事件については」と呼ぶ)三井鉱山事件というのは、詳細は知りませんが、知っております。

○坂上委員 そうしますと、橋本さんは、いわゆる信用不安の表面化の可能性あるいは金融システム全体の安定性の維持、これが大事だと、これは株主代表訴訟のいわゆる合法性の基準の一つになるのじゃないですか。それから、追加負担についての国会の要請あるいは大蔵大臣の要請、そういうものも、取締役の行為の適法性の判断、これも一つの大きな基準になるのじゃないですか。この点の理解はどうですか。

○橋本参考人 株主代表訴訟は、個々の銀行が置かれた状況によりまして個別に判断されるものでございまして。何かあれば代表訴訟のおそれが一律に軽減されるということとは、必ずしも、異なるわけだと思えます。

○坂上委員 これは、この間この特別委員会では法務省がきちつと答弁しているのです。そういうことは適法性の判断の要素になりますということをおっしゃっているのです。それは、例えば債権放棄とかあるいはいろいろの資金援助、それから母体行と住専の関係の深さ、母体行の信用失墜の可能性、そういうようなものを考えてみると、それから今言った信用不安とそれから追加負担の国会の要請、こういうものは重要な要素になる、こう言っておるわけがあります。

そこで、いわゆる東海銀行事件で、やはり金融システムの安定化が行政上要請されていた場合については重要な行為の適法性の判断になるとして、東海銀行さんの方はその責任の追及を免れて、いわゆる勝ったのです。株主さんの方が負けた

のです。こういうのを知っているのですか。

○橋本参考人 詳しくは存じませんが、そのようなことを聞いたことはございます。

○坂上委員 そうだといいたしますと、あなたの方、前の橋本会長は、こししの二月の十五日にここで、いろいろ工夫して努力をする、こうおっしゃった。それから、あなたもきょう、いわゆるいい案があれば検討して協力したい、こうおっしゃっている。そこで、今指摘したいいわゆる株主代表訴訟等に対する裁判所の見解、大蔵当局の答弁、そういうものを総合いたしますと、あなたのおっしゃるところのいい案というのは大体もう出ているんじゃないですか。どうですか。

○高島委員長 この答弁で、時間が来ておりますので、終わりにしていただきます。

○橋本参考人 経営判断といたしまして、株主代表訴訟に抵触するおそれがあるからということだけが唯一の判断根拠ではございません。先ほど先生がおっしゃいましたとおり、重要な要素になる、このように私も考えております。

○坂上委員 両先生、大変申しわけありませんでした。時間を切らしてせっかくの御意見を賜りませんでした。大変失礼しました。

○高島委員長 これにて坂上富男君の質疑は終了いたしました。

次に、田中甲君。

○田中(甲)委員 新党さきがけの田中甲であります。

私は、九六年の三月決算で、全国銀行ベースで十一兆円、超低金利政策によりまして十一兆円を超す巨額の償却財源、これは銀行のリストラによる努力ではなくして、今お話をさせていただきましたように、超低金利政策によって発生した超過利潤である、これはまさにいわば国民の犠牲の上に成り立ったものであるということに前段に申し上げて、質問に入らせていただきたいと思います。母体行が追加負担を行っていく、そういう方向を、一見よい方向に進んでいくというのが感じ

られるようではありますが、実は、そのツケというものは預金者が、何度も申し上げますが、超低金利政策の中で預金者一人一人のしかかっているということがあるわけですから、六千八百五十億円、この税金を、国民の負担で今措置をとろうとしている、あるいは母体行の追加負担ということとは、超低金利政策の中でやはり国民の犠牲の上にこれが行われようとしている、こういう認識を私は持っているものであります。私だけではない、多くの国民の方々がそう思っていると思います。私はよく、みずから進んで被災者の皆さん方にお会いしに神戸に向かいます。私は千葉県国会議員でありますけれども、仮設住宅に何泊もし、被災者が被災者を救済しているという姿を目の当たりにしています。

二階建てのプレハブの建物に、実は地域型共同住宅といいますが、テレビにも映されていません、新聞でも報道されていません。四畳半に区切られたその部屋には水も引かれていないというのが実態です。本来ならば、高齢者は特別養護老人ホームに入る、あるいは障害を持つ方々が障害の施設に入る、こういう方々が四畳半に押し込められている。先ほど言ったように洗面所もないのです。

あるいはトイレもないのです。さらに、もちろんふろもない、共同で使うような形になっています。行政の方が土曜日、日曜日はいません。そのほかの日は監視役としてついています。火災が発生しないか、自殺をしないか、あるいは徘徊をしないか、こういうのが実態です。

私は、六千八百五十億円を、この公的資金を使うならば被災地に使えという同じ土俵で考えている、そんなつもりでお話をしているのではありません。その方々がつめ火をとますようにして三つこと積み上げた、やっとなめた預貯金のその利息というものを年金にプラスして生活している、その実態というのが、まさに日本全国に押しなべて言えることですが、顕著に示されている地域だと思ひ、お話をさせていただきました。二万円の利息で年金にプラスしてどうにか生活

をしていての方がたくさんいる、それは被災地だけではないと思います。この日本の姿、その中にこういう姿があるということをしつかりと御理解をいただきたい。まず、その点について、この現実というものを銀行経営者は謙虚に受けとめていただきたいと思います。参考人の御意見、橋本さんにお聞かせいただければありがたいと思います。

○橋本参考人 確かに超低金利政策によりまして、今先生のおっしゃいました利子収入に生活を依存されている年金生活者等の方々にとりまして、極めて厳しい環境になっているということも十分承知をしておるところでございます。こうした観点から、先ほど申し上げましたが、そういう方々のために、金利優遇預金の商品等につきましても民間金融機関としてできる限りの努力をしているところでございます。

追加負担の問題につきましても、私どももいたしましては、全額放棄に加えて、拠出金であるとかあるいは低利融資だとか、あるいは預金保険料のアップというようなさまざまな状況の中で、何かできることはないかということで大変苦慮しておる状況であるということも御理解を賜りたいと思います。

○田中(甲)委員 私は、母体行また一般行、国民から見ると全くみずからの身を削っていない、リストラの努力はしていない。ですから、今回超低金利政策の中から追加負担をするということでも国民が理解、納得をするか。私はしないと思います。自分の身を削って痛みを持ったリストラということを行っていない。今賞与の面では削減がされているようでありますが、給与においてはあるいは退職金においても一律の削減ということを、減俸といふことをしていかなければ、私は国民の皆さんは納得しないだろう。

あるいは、さらに例を挙げるならば、消費者の皆さん方に理解をいただけるならば、その支店といふものを廃行していくというようなことでリストラの努力をやはり行っていくかなければ国民の理解は得られないだろう。それは実は私もにも言

えることでありまして、政治においてもあるいは官僚の方々においても、そういう面での国民に理解のいただける行動ということをしていかなければならないと思います。

菅厚生大臣の例を若干挙げさせていただきますが、国庫に返納をいたしました。同時に、業務局長や事務次官も減俸をいたしました。職員は自主的に返上するという形をとりました。この住専問題でも、関係があるいは官僚がそういう姿勢をみずから国民に示していく、その姿がなければ国民の理解は到底得られるものではない。そういう行動を行って、政界においても官界においても、あるいは銀行、皆さん方の御努力によっても、その姿を見て初めて国民の皆さん方は理解を示せるという状況に至るのではないのでしょうか。こういう問題にぜひ理解を示していただきたい。

今後国民の皆さん方が見て納得のできる銀行の姿ということ、全国銀行協会連合会の会長でありますから、どうぞ橋本さんにしつかりとその道筋をつけていただきたい、判断を、英断を下していただきたいという思いを持たせていただいております。どうぞよろしくお願いをいたしたいと思います。

さて、今のお話は私の思いを伝えさせていただきましたというところで、参考人であいらしていただきました田尻さんにお聞きをいたしたいと思ひます。

冷静に経済政策として、今回住専処理策によりまして株価は二万円に回復をする、ジャパン・プレミアムというのは解消されたやにも思われる。こういう状況に至ったわけであります。結果的に見るならば、五兆円を使った公共投資の追加よりも、経済効果というものは、景気浮揚というものにも実際につながったかどうかは御判断を専門家にお任せしますが、そういう面での評価というものはどうごらんになられているのでしょうか。

また同時に、もしこの住専の処理というものを先送りするようなことが、そういう場面が万一あった場合に、この後どのような予測がされるの

でしようか、ぜひお聞かせをいただきたいと思
います。国民の皆さんにわかるように、ぜひお聞か
せをいただきたいと思ひます。

○田尻参事人 最初に申しましたように、住専処
理をこれ以上先送りする時間は、市場の地合いか
ら申しますと、ほとんど残っていないというのが
私の現実認識でございます。

今国際的にも日本の政府並びに当局が市場感
覚を持つてゐるのかどうかということについて極め
て厳しい目向けられてゐるなかでございませ
ん。日本の国内の市場だけではございませんで、
このところ海外の、欧米市場も日本の動きに對し
て極めて敏感になつてきておるわけございま
す。

先生の御質問を、もしこの住専処理を解決を見
ないまま先送りしたらどうなるかという御質問だ
というふうな理解をいたしますれば、これは極め
て重大なことになりかねない、そういう状況にあ
るといふことではないかと思ひます。

私は、そういう意味で、今回の金融危機の中に
円の信頼性を損なうことがあつてはならない、円
を巻き込む前に回避しなければならぬと申し上
げたわけでございます。

円相場が急落をするようなことになりますと、
現在、食糧価格あるいはエネルギー価格は国際的
に上昇しておりますので、輸入物価の上昇となつ
て国民生活にもはね返つてまいります。あるいは、
株式市場の打撃が現実化いたしますと、今御議論
の銀行の追加負担等も含み資産の急減ということ
でまた別の次元に移つていかざるを得ないわけ
でございます。あるいは債券相場の下げ圧力がか
かつてまいりますと、これは逆に長期金利の上昇
ということ、景気あるいは家庭に響く問題でも
ございます。

信用不安の問題というのは、単に取りつけ騒ぎ
が起これなければそれでよいという問題ではござ
いませんで、市場を通じて、相場変動を通じて、
あるいは金利の変動を通じて国民生活に直接間接
に大きく響いてくる問題でございます。

そういう意味で、今の問題をこれ以上先送りし
ていただくことは困るというのが私の考えでござ
います。

○田中(甲)委員 ありがとうございます。

○高島委員長 これにて田中甲君の質疑は終了
いたしました。

次に、佐々木陸海君。

○佐々木(陸)委員 時間が限られております。橋
本参事人にお伺いをしたいと思ひます。

金融システムの安定に貢献できる新たな寄与
で、いい案が見つかるものなら検討したいとい
ふふうにおっしゃいました。金融システムの安定と
いう点では、何よりも国民の信頼が第一だと思
ひます。この住専処理で国民に押しつけられよう
とされている負担、これを、言つてみれば可能な限り
少なくし、その分を母体行が引き受ける、極めて
単純ですが、これが一番いい案だと私は思
ひますが、参事人はいかがでしようか。

○橋本参事人 民間の金融機関といたしまして負
担をする場合に、やはりその合法性それから経
済合理性及び公益性というものが必要条件と思
ひます。そういうものに合致する案が見つければ
ということ、今大変苦慮しておるわけございま
す。

○佐々木(陸)委員 合法性ということをお言われま
したけれども、子会社の破綻に際して親会社が面
倒を見る、再建のときには最大限面倒を見ますが、
つぶすときには余り面倒を見ない、途中で終わ
りまして、これまでもこの身勝手な論理であ
りまして、これまでの社会の常識からいっても親
会社が子会社の面倒を見切るといふのが当たり
前の常識ではないかと思ひます。

それにも増して、法的根拠ということをお言
いす、民間のノンバンクの破綻に、その処理に国
民の税金をつぎ込むなんというのは本当に法的根
拠がない。だからこそ今こんな法案をつくつてそ
れをやらうとしているというわけでありませ
ん。だから本当に、こんな法案を通すのではなく、こ
の処理策といったものに拘泥されるのではなく

て、拘束されるのではなくて、もつと新しい考え
を拘束されないで考えればいい案がどんなに浮
んでくるのではないかと思ひますが、いかがで
しょうか。

○橋本参事人 住専の場合は関係当事者が非常に
たくさんございまして、それらの間で最初は話を
まとめようとしておつたわけでありましたが、当
事者の間ではなかなか多数であるためにまとま
らなかつた。しかしながら、この処理がおくれま
すので、そこで政府の方のお手を煩わせまして
昨年の暮れに一つのスキームができ上つた、こ
ういふ経緯がございまして、その処理に従つて
私どもとしてはやつていこう、こうしておるわけ
でございます。

○佐々木(陸)委員 合意、合意とおっしゃいま
すし、関係者が多数とおっしゃいますが、関係者は
基本的に四者なのですよ。母体と一般と農協と
国民。そして、この国民は合意してはいないの
です。ですから、処理策なんかにとらわれずに、母
体行がこの合意していない国民の分を全部持つ
というふうにする問題はすつきり解決する、私は
そう主張したいと思ひますし、まさにそれが国民
の望んでいる方向、そしてこの国民の望んでい
る方向を満たすことが、本当に金融機関への国民
の信頼を取り戻し、金融システムの安定を図る
という方向にもつながる。

ぜひその方向で検討していただきたい、そのこ
とを最後にもう一度橋本参事人に要望して、私の
質問を終わります。

○高島委員長 これにて佐々木陸海君の質疑は終
了いたしました。

次に、海江田万里君。

○海江田委員 私の持ち時間はたった二分でござ
います。即席ラーメンができる前にもう質疑を終
えていただければいいかと思ひますので、お力添
えをお願いします。

橋本会長にお尋ねをしたいと思います、先ほど追
加措置、金融システムの安定に貢献できるいい案

があれば検討の余地があるということですが、例
え、新聞報道なんかを見ますと、例えば農林系統
もやはり追加負担がなければ銀行としての追加負
担はできないのか。それとも、もう農林系統の追
加負担は別に関係なく、それは農林系統の追加
負担がなくても独自に追加負担をやる、いい案が
あればすけれども、やるおつもりなのかどうか。

○橋本参事人 当然金融界全体のコンセンサス
が必要な問題であるというふうにおもひます。農
林系統についてもそうである、このように存じて
おります。

○海江田委員 それから、先ほど来議論が出てお
りませうけれども、やはり低金利でかなり利子収入
が不足をしまして困つてゐる方はたくさんいると
いうことは事実でございます。

三月期の決算を見ますと、都市銀行の中でも、
これは体力差がかなりあるのです。その体力差
があるところを、せつかく金融が自由化をして、
一応流動性預金と定期預金の金利が自由化を
的に見れば、金利の自由化は一応達成をしてお
るということになつてゐるわけでございます。

そうしますと、とりわけ今まで日本は金利の自
由化がなくて流動性預金の金利が非常に低かつた
わけですよ。普通はもうちょっと、金利が上げてい
れば流動性預金と定期預金の金利が詰まるはず
なんですけれども、ところが、金利の自由化が終
わつたにもかかわらずこれが全然詰まつていない
ということがありますので、やはりこの流動性預
金の金利を、特に体力があるところは優先をして
もう少し上げるべきだと思ひますけれども、い
かがでしようか。

○橋本参事人 現在、年金生活の方々に対する商
品といたしまして、流動性預金につきましても一
般よりは高い金利をつけた商品を実施いたしてお
ります。

○海江田委員 もう時間がありません。どうもあ
りがとうございました。

○高島委員長 これにて海江田万里君の質疑は終

いたしました。

これにて御出席いただいております参考人に対する質疑は終了いたしました。

参考人各位におかれましては、貴重な御意見をお述べいただきまして、まことにありがとうございます。委員代表として厚く御礼を申し上げます。

参考人各位には、御退席いただきまして結構でございます。ありがとうございます。

○高島委員長 引き続き議事を進めます。

特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法案外五案の審査のため、参考人として全国農業協同組合中央会常務理事高野博君、弁護士清水直君、東京大学名誉教授館龍一郎君に御出席をいただいております。

この際、参考人各位に一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、御多用のところ本委員会に御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。本会議などの都合で若干予定の時間よりおくれましましたこととおわび申し上げます。本委員会での審査に資するため、それぞれの立場から忌憚のない御意見を述べいただきたいと存じます。次に、議事の順序であります。高野参考人、清水参考人、館参考人の順序で、お一人十五分程度に取りまとめ御意見を述べいただき、その後、委員からの質疑にお答えをいただきますと存じます。

○高野参考人 私は、平成二年七月から全国農業協同組合中央会の常務理事を務めております高野でございます。

初めに、今回の住専問題につきまして国会審議取りまとめのため、諸先生方におかれましては大変な御労苦をおかけしております。まことに申しわけなく、御努力に心から感謝申し上げます。

次に、私の担当しております業務についてでございますが、一言で申し上げますと、農協組織の

当面する政策的課題の解決に努力するというものでございます。この立場から、系統組織全体の意向あるいは主張等につきまして説明させていただきますと思います。

まず初めに、本委員会で審議されております各法案につきまして、私どもは賛成の立場からいろいろと御意見を出させていただきたいと思うわけでございます。

初めに、住専問題につきまして、私どもの基本的な主張について申し上げます。

住専問題は、当然農協の経営破綻をどうするかという問題でございます。破綻に至った経過を踏まえ、各関係者の責任の度合いにより負担をどうするか、そういう問題でもあらうかと思うわけでございます。

破綻の直接の責任は当然住専の経営者にありますが、事実経過に沿って考えますと、母体行は住専を子会社として設立しました。役員を派遣しました。紹介融資等事業に深く関与いたしました。実質的に経営を支配してきたと私どもは考えております。それはまた第一次、第二次再建計画が住専と母体行の責任で作成された経過からも明らかであります。したがって、私どもは、住専の整理に当たり、母体行が最大限の責任と負担を負うべきだと一貫して主張してまいりました。

ちなみに、系統の協同住宅ローンにつきましては、他の金融機関には、金利減免も含め一切の迷惑はかけず、系統の全責任で対処してきております。他の住専七社につきましては、昨年来数次にわたる交渉を行いました。関係当事者間の話がつきませんでした。

そうした中で、景気回復、金融システム安定化等の立場から政府案が示されたわけでございます。私どもは、これが現時点で一番現実的な解決策であると考えております。

次に、系統の負担についてであります。昨年十二月に閣議決定されました住専処理策において、農協の対応は協力、具体的には資金贈与

とされました。これは、住専の経営とその破綻に直接関与していない私どもに他と同様の措置をとることは適切でないとの配慮によるものと理解しております。このため、系統の資金贈与五千三百億円につきましては、系統信用事業の基盤を守りつつ負担できるぎりぎりの水準が協力要請されたものと考えております。

ちなみに、信連、金庫の平成六年度経常利益は合わせて千九百億円であり、今回の四千億円の負担がいかに厳しいものであるか、御理解いただけたと思います。

このような状況下で、目下、逐次各信連とも七年度の決算総会を迎えてきておりますが、金庫を初め多くの県信連が赤字決算となる見込みであります。

御存じのとおり、そもそも農協は、農協法の規定によりまして、一般企業のように自己の利益をあくまで追求していく、そういう団体ではございません。それはできないことになっております。組合員のために利益を還元していく団体でございます。この特性を御考慮の上、御理解いただきたいと思います。

さらに、今回の資金贈与と関連して、組合員、預金者の方々にも御心配をおかけしておりますが、私どもは、余裕金の取り崩しや経営の合理化を早急に行い、系統一体となった経営努力の中で事態を克服していく考えであります。御理解いただきたいと思っております。

次に、ここで系統の組織整備について御説明申し上げます。

私たちは、平成六年の第二十四JA全国大会で決議いたしました、既に農協系統の事業、組織の改革に取り組んできております。

具体的に申し上げますと、平成六年度当初二千八百JAございましたが、平成八年度の当初では二千三百まで縮小し、合併を進めてきております。最終的な合併構想は五百六十六JAでございます。現在、二百三十三JA、四一・二％が既に実現いたしました。また、JAの全国連の直接利用

も始まっております。

こういう状況に加えまして、住専問題の処理方策の策定を機にJA改革への取り組みを加速させる必要が高まったことから、全中といたしましては、本年一月にJA改革要綱を決定いたしました。組織を挙げて取り組みを進めているところでございます。

具体的には、JA改革本部及びJA改革専門委員会を設置いたしまして、一つは、県連と全国連の合併、統合でございます。信用事業で申し上げますと、中金と信連の合併でございます。それから、農協の広域合併の一層の推進でございます。二つ目は、徹底した経営の合理化、効率化を目指すということでございます。三つ目は、経営の健全性の確保でございます。これらの課題につきまして、問題点を洗い出し、具体的な実行方策を策定するため、鋭意検討を進めております。

なお、御存じのとおり、これらの課題につきましては、政府におきましても農政審議会の場において検討されております。本年夏をめどに結果を取りまとめます予定と伺っております。したがって、これらの審議経過も見ながら、歩調を合わせて対策をまとめる考えであります。

次に、貯金保険法について申し上げます。今回議論されます農水産業協同組合貯金保険法の改正は、貯金者保護の観点から、保険金の支払い制度の改善等を行うものと承っております。住専問題の処理とは別個のものとして存じておりますが、既に系統組織といたしましては、系統信用事業の安定を図るため、自主的な取り組みといたしまして相互援助制度を有しております。これを八年度からさらに充実させ、経営破綻を未然に防止するための措置をみずから講じることとしております。

今後、貯金保険制度の改善並びにみずからの相互援助制度を充実活用していくことによりまして、農協貯金者の保護並びに信用秩序の維持に万全を期していく所存でございます。次に、健全性確保の法案についてでございます。

金融機関等の経営の健全性確保のための関係法律の整備に関する法律につきましては、系統全体に関する事項といたしまして早期は正措置の導入がございまして、農林中央金庫に関連する事項として、トレーディング勘定への時価評価の導入、監査機能の強化が盛り込まれておると承っております。

この中で、早期は正措置の導入について申し上げたいと思います。これは、経営の健全性確保や経営破綻の未然防止に向け、行政が是正措置を早期に発動する権限を確保していくものと言えると思います。もちろん、その趣旨には反対するものではありませんが、その発動基準につきましまして、各業態の実情を踏まえた十分な議論を尽くし、策定していただきたいと存じます。また、発動の上での客観性を確保していただきたいと考えています。

最後に、処理策の早期解決決定について申し上げます。

当初、私どもは、住専処理機構が四月一日以降発足し、一方で、幾つかの借り手について報道されるような資産隠しを許さない借り手に対する厳しい追及がなされ、他方、関係者の協力により、この問題の解決に向けた迅速な対応がなされるものと考えておりました。

しかし、現実には、処理策について皆様の御理解を得るため時間が経過しております。この結果、私どもにとりましては、一月以降、一カ月間約二百億円に上る利払いが停止されたままになっております。このように、処理策があいまいなままさらに時間が経過するとすれば、系統農協を初め経営体力の弱い中小等の金融機関にとりましては、大きな負担が生ずることになります。このままでは、借り手等加害者への追及あるいは破綻について直接責任のある者の追及が迅速になされないまま、系統にさらに過酷な負担を現実になしなせる結果となることを強く危惧する次第でございます。

金融システムの一部を担う系統の立場から、国民の皆様の理解を得て、一日も早く解決が図られ

ますことをお願いいたしまして、意見陳述といたします。(拍手)

○高島委員長 ありがとうございます。

次に、清水参考人にお願いたしました。

○清水参考人 私は、参考人の、東京弁護士会に所属しております弁護士清水直でございます。本日、金融関連六法案につきまして意見を述べさせていただきます機会を与えていただきまして、大変光栄に存する次第でございます。

さて、私どもといたしましては、この法案についての法律家としての専門的な立場からいろいろ検討もいたしましたし、また私の友人あるいはまた後輩、こういった多くの弁護士士の知恵も集めましていろいろ検討させていただきました。その結果について本日申し上げるわけでございます。

まず、予算委員会での審議の場合もそうでございますが、予算委員会では、国民が六千八百五十億円の支出について同意しないか、納得しないかということ、これは、一私企業の倒産の処理になぜ公的資金が使われなければならないのか、これは納得がいかない、これは国民の意見であります。

私は、三十四年間にわたりまして、中小企業の再建に二百数十社関与してまいりました。公的資金を補助してもらったことは一回もございませぬ。興人のときには、関連下請を助けるために、平松大分県知事が副知事の当時でございまして、大分に飛び、あるいはまた熊本に飛びしなから、下請の中小企業のおじさんたちをそれぞれ十五分、二十分置きに呼びつけて、そしてこれらの人から資金繰りを聞きながら、また、静岡のカナサシ造船所のときにも、同じように下請企業のおじさんたちに次々に聞きながら、労働組合の要求の一時金を払う前にまず下請を助けるということをやったものでありますので、私が今日までにやりました事件で連鎖倒産は一件もございせん。

私は、中小企業庁の倒産対策委員を拝命しておりました間に、中小企業の倒産防止のための保険あるいはまたいろいろな法律の作成に関与いたしました。これにおきましても、結局、信用保証協

会の保証枠を広げるとか、あるいはまた無担保・無保証で貸し付けるということの制度はできませんが、倒産関連企業の救済のために公的な資金を補助金として出すということは、これまでに一度もございせん。

やはり倒産事件については、倒産に関連あるものが自己の責任において処理する、これが鉄則でございます。他の者の債権を払うためにさらに融資をするということは銀行は絶対にいたしません。したがって、他の債権者の債権、元金、利息を払うために金を貸してくれと言って借り入れたことは一度もございせん。合理化をするための退職金あるいはまた設備投資の資金、こういったものを借りるということはできませんけれども、他人の債権の返済のための借り入れはできないのでございます。

また、会社更生法で更生債権を更生計画で支払う場合も、裁判所は、更生計画で定めた更生債権を払うために公益債権としてさらに他の金融機関から金を借りるということに絶対に許可いたしません。したがって、更生会社は自己の力によつて、営業収益または資産によつて返済をするというの、これまた鉄則でございます。

にもかかわらず、住専に限り六千八百五十億円からの公的資金が導入されるということに国民は納得しないのでございます。もちろん、私は預金者保護、金融システムの維持ということについては、皆さん方と同じ意見でございます。そのためには、五兆円かかって十兆円かかってやる必要があると私は思っております。しかし、住専の処理のために六千八百五十億円が出されるというこの一点に限って、国民は納得していないのでございます。

そのために、今日これだけ長い期間の審議が行われ、そしてまたこの住専関連法案、本当はこの関連法案の審議こそ三月、半年かけてもよろしい内容なのでございますけれども、いかにせん六千八百五十億円の審議で長期間かかりましたために、この法案の審議は短い期間になつてしまつた

ということは大変残念でございます。しかしながら、いろいろな点を考えてまいりますと、私はやはり、本件については早期処理をする必要がある、こういうふうな考えです。

私の結論といたしましては、六法案中のいわゆる住専処理法案と時効停止に関する法案、この二つは廃案にすべきものであると考えます。そして、あとの四法案は、健全化法案にいたしましたも、公認会計士等による監視を入れるというふうな点を見てまいりますと、健全化法案などは当然のことでございますし、それからまた預金保険法あるいは貯金保険法、こういった関係の法律につきましまして、これは早期にこれを成立させて、そしてその上で、今盛んに金融システムの崩壊、あるいはまた不安と言われている部分を早く解決しない、農協の預金が減少しているということも言われております。第二地銀の預金が少なくなつていくということも言われております。

これは国民が、やはりじわりじわりと預金者保護ということが果たして行われるのかどうかというところについて不安を持っているということを示すものでございます。その意味におきましても、国際的な信用を回復するためにおきましても、早くこの金融関連の法案につきましまして成立させる必要があると思っております。

それとあわせまして、私どもは、今回の法案を検討させていただきましての結果、やはり政府といたしましては短い期間にこの法案を作成されたことを見えまして、学識経験者からの意見の聴取、あるいは法制審議会における審議、こういったことが十分になされないうちにこの法案ができたような節が多々見られるのでございます。

そしてまた、私どもは、東京と大阪の倒産関係にベテランの弁護士が集まりまして、年二回研究会をしております。これはもう既に十年ぐらい続いております。その中でも、破産法、会社更生法、和議法、商法のこの四つの法律、手続的には五つあるのでございますが、これが古い。会社更生法が最も新しいでございますが、破産法、和議法等

特に法案を読んでみますというと、隠べいその他難しいものについては、これは預金保険機構構にやってもらいなさいと書いてある。そうすると、住専処理機構は、まあほどほどに、余り努力しなくても、暴力団と渡り合つてなんて危険なことをしなくても、簡単に回収できるものだけ回収して、難しいものはほとんど預金保険機構に御連絡申し上げてそちらにやっていたたく。預金保険機構は、またこれは委託を受けて取り立てるのですから、自分の債権債務ではない。他人のものをかわつて取り立ててあげるといふことですから、これまた取り立てに腰が入らない。

その意味におきまして、これからやつとこの法案が成立し、それから住専各社について解散あるいは営業譲渡の決議をし、そしてその上でこの手続が始まるということになりますというところ、譲渡の決議につきましても、これまた公取の手続も要るでございましょう。このようなところを考へてまいりますというところ、本当に住専処理機構が動き始めるのは、ことしの九月かあるいは下手をすると十二月ごろにならないと実際の活動はしないのじゃないかというふうに思うのでございます。

そして、金融関係者に言わせますというところ、結局は住専処理機構ができたときには現在の社員で

それから、住専処理法案につきましては、否認権もございませんし、調査権限も弱くて、いろいろな点で会社更生法あるいは破産法よりも権限が弱いのでございます。したがって、十分な成果を上げられるか甚だ疑問でございます。

それから、関係者に意欲をかき立たせるスキームもございません。そのために、関係者は傍観するような立場でしか協力しないのではないかと、いうことが言えると思うのであります。

次に、時効停止法案について申し上げたいと思います。

時効停止法案につきましては、これはこの権利の性質によって一年、二年等の定めがございますので、その時効停止についてこの法案で決めましても、それは法のもとと平等に反するのではないかと思います。それからまた、そのかという意見もございます。それからまた、その特定の者に限り有利に認めるというところに問題

があるのでございまして、この時効停止についての法案というのにつきましては、非常に大きな問

それにつきまして、例えば農協系の預金者の保護ということにつきましては、それはそれでそういった手だてを考えればいいのでございまして、住専は預金がないのでございますから、したがって、住専そのものについての処理はドライに処理しても大丈夫と私は思うのでございます。この点につきましては、私は、先般著書におきまして、住専につきましては十五年間のシミュレーションをいたしたものを発表してございます。それをごらんいただければわかります。金利を払って全部弁済できるということが記載してございます。その意味におきまして、この点を十分御検討いただきたいと思うのでございます。

私どもの持ち時間としましてもう余りないよう
でございますので、最後に申し上げたいと思いま
すが、この住専関連法案及び今回の各種の法案に
つきましては、それぞれの必要性はございますけ
れども、特に先ほど申し上げました二つの法案に
ついては、これは廃案とすべきものであって、あ
とのものにつきましては、それぞれしかく御検討
願いました上で成立させていくべきものであると
考える次第でございます。(拍手)

○高島委員長　ありがとうございます。

次に、館参考人にお願ひいたします。
○館参考人 ただいま御紹介いただきました館で
ございます。

本日は、意見表明の機会を与えていただきまして、大変光栄に存じております。多少とも皆様方

の審議の参考になればと思つて、私の考えを申し述べさせていただきます。

大変古いところから話を始めさせていただきます。金融恐慌が起りましたが、我が国では大正九年に金融機関の監督・検査の充実と、それから銀行法の改正が行われたわけであります。それによりまして銀行の資本金が一度に増額されました。その結果、金融機関の整理統合が行われたということになって、その後戦時に突入していったということもございまして、金融システムは今日、最近に至るまで安定を保つてきたわけでございます。

一方、外国の例をとつて考えてみますと、外国、特にアメリカを例に挙げますと、一九二九年の有名な金融恐慌を契機にいたしましてペコラ委員会が設立されました。そこで審議を重ねた上で各種の規制が設けられたわけであり、一番有名なものは金利の上限規制、金利規制でありますし、いま一つは証券と金融との分離という、そういう政策をとるということになった次第でございます。

アメリカでは、御承知のように、一九七〇年代の世界同時インフレの際に、市中の金利と上限規制が行われている金利との間に金利格差が生じまして、そして銀行から資金がほかの金融機関の方に流れていくということが生じました。そういう意味での銀行離れが起こった結果、これを防止するために金利の自由化を進めなければならぬということになりまして、預金金利の上限規制が撤廃されることになりました。その結果、ほとんどすべての金利が自由化されるという状況になり、その影響は、国際化の進展した今日でありますから、ほかの国にも影響を与えていきまして、世界を挙げて金利の自由化が進展するという状態になったのは皆様御高承のとおりでございます。

それで、金利を自由化するということは、それまでは陰に隠れている金利リスクが表面にあらわれてくるということになり、それまでは主に資金量のところで調整が行われることになるわけでございますが、金利が変動するという形で金利リス

クが表面化するということになり、金利自由化の結果としてリスクの顕在化が生じました。そこで、このリスクを回避するために、金融の証券化であるとかあるいは新しい金融商品の導入が活発に行われるというようになり、また金融の国際化も急速に進展するという状況が続いてまいつたわけであります。

ところで、このリスクの増大に対してどういう対策がとられてきたのかということを考えてみますと、御承知のようにBIS、国際決済銀行がいわゆるBIS規制を設けまして、自己資本の充実策を各国に勧奨するという形で、BIS規制によつてリスク対策を行つていくという政策がとられてきたわけであります。日本も当然そのBIS規制を守つていくという状態になりましたが、その当時の経過を振り返つてみますと、日本はBIS規制を何とかして回避したいということと、含み益をその中に算入するように非常に強く求めるというような状態が続いたことは御高承のとおりであります。

しかし、そういったBISによる規制はございましたけれども、各国のリスクに対する対応策というのは、今日の観点から見ますと必ずしも十分なものではなかったという反省がなされるのではないかとこのように考えております。

今申しましたような状況のもとで、これもよく皆様御承知のように、一九八〇年代になりますと、日本、アメリカを初めイギリス、北欧諸国において不動産、株式価格が上昇し、やがて不動産、株式価格が急落して、上昇して急落いたしますから、その結果、各国で多額の不良債権が発生するということになってしまつたわけであります。自由化が行われますと金融機関の競争は激しくなりますから、その結果、預金を集めるためには高い金利を提供する、そうしますと、採算を維持するためにはハイリスク・ハイリターンへの貸し出しをしなければならぬということになりまして、その方向に進んでいったということも、このときバブルが各国で起こり、そしてその後不良債権を抱える

ことになった重要な原因であるというように考えております。

そういう意味で、日本のバブルとその崩壊は、日本に特有な現象であつたわけではございません。世界は挙げて、その時期と程度には違ひがありますが、ほんの少しの時間差を置いて、各国で同じようなバブルとバブルの崩壊に伴う不良債権の発生という状態が生じたわけでございます。

そのうち最もよく知られているのが、これも皆様既によく御承知のとおり、アメリカのS&P500の問題、つまり貯蓄信用組合の多額の不良債権の問題でございます。このアメリカにおけるS&P500の問題も、当初はS&P500のシステム内で問題を解決しようとして努力をしたわけでございますが、すぐに資金が不足するという状態になりました。預金保険機構に支援を求めるということになりました。しかし、預金保険機構自体もまた資金不足に見舞われて、結局倒産という、預金保険機構自身が倒産するというような状態になり、そこで財政資金を投入するということになり、同時にこれを契機にいたしまして、預金保険機構の保険料を引き上げるといふ政策をとる、あるいは早期是正措置を導入するといったようないろいろな対策がこの時期に講じられるということになってまいつたわけであります。

そのほかの国、先ほどアメリカ以外に北欧を挙げましたけれども、これは国情的な違いから全く違つた対策をとつております。御承知のように、北欧では大銀行の破綻が生じたから、そこでシステミックリスクがほかにも波及していくことを憂慮した当局は、資本市場に参入いたしました。株を買うという形で結局銀行を国有化する、最終的には銀行の国有化という形でこの危機を乗り切るというような政策をとつておるというように、国によつてこれに対する対応策はいろいろであります。しかし、日本の立場から最も参考になるのは、アメリカのS&P500の処理策ではないかとこのように私は私どもは考えているわけでござい

ます。いろいろの対応策があるというように申しましたけれども、その根幹をなすものは何かと申しますと、言うまでもなく、第一には信用秩序の維持でございますし、第二に預金者を保護する、それをできるだけ早急に処理を済ませていくというのがこれらの国に共通に見られるところ。ややもたつきを見せたのはアメリカのS&P500の処理で、それがおくれたということが、意外にアメリカにおける不良債権処理に手間取り、かつ途中の経過では大量の公的資金を導入しなければならぬという事態を引き起こした原因であるというように考えられているわけでございます。

不良債権処理がおくれるという問題が生ずるか。これももう皆様がよく御承知のことを申し上げることになると思いますが、まず第一に、日本の場合でございますと、系統金融機関の預金者を含む国民に対して不安を与え、その結果預金のシフトが生じ始めるということが第一に問題点として挙げられるわけであります。そして、預金シフトが大規模に生ずるといふことになりまして、信用秩序に混乱が生じてくるという問題が起ります。

それから、先ほどの参考人の陳述の中にもございましたように、不良債権の処理がおくれまして、利子一つをとつてみても、毎日金利支払いはふえていくことになるといふところにも典型的に見られますように、どんどん不良債権の劣化が進む、あるいは健全であつたものが不良債権になつてくるというように、これも起こつてくるということがございます。そして、それは結局国民の負担にはね返つてくる、何らかの形で国民の負担にはね返つてくるということを考慮しておかなければならぬというように考えるわけであります。

さらに、三番目でございますが、将来同様の問題が生じた場合の日本の処理能力に対する海外の不信感というものが、日本の処理がおくれているということになりますと、その不信感がだんだん増大してまいりまして、海外に対する日本の金融システムの信頼そのものが揺らぐという状態

になつてくるということが懸念されるわけであり
ます。そこで、今申しましたように、早急にこれ
を処理していくことが必要であるというように考
える次第でございます。

さて、その処理に当たつて留意すべき点として、
幾つかの点を申し上げたいと思ひます。

まず第一に、既に発生した不良債権の処理とい
う問題とそれから今後における不良債権発生を防
止するという問題と、二つの問題が現在の日本で
は同時にその処理を迫られているという状態に
あるわけでございますが、観念的にはこの二つの
ものを明確に区別することはできるわけござい
ますが、実際問題としては、既に発生してしまつた
不良債権の処理をどのように行ふかということが
将来に非常に大きな影響を与えてくるというこ
とがあるわけでございます。

したがつて、この問題の処理に当たつては、事
後処理であつても将来の金融機関の行動に与える
影響のことを考えまして、できるだけ厳正で、そ
して透明性の高い手段でこれを処理していくとい
うことが望まれるということになるわけござい
ます。

と同時に、将来の日本の金融がどうなるかとい
うこと、日本の金融システムそのものの基礎を弱
めてしまふような処理策にならないように配慮し
ながらこの処理を進めていただきたいというのが
私も学者の希望でございます。そのことを考
慮しながらこの対策を考えていかなければなら
ないというのが第一の点でございます。

第二は、従来、過保護行政というように呼ばれ
ていましたように、金融機関はつぶさないとい
う保護政策、非常に手厚い保護政策がとられてき
ました。そういうような政策に戻つてしまふとい
うことがありますと、ちやうど、かつての過保護政
策がモラルハザードを引き起して実は今度の不
良債権問題を非常に複雑にしたと同じことを繰り
返すことになりまふから、大蔵省による過保護行
政が再び繰り返されないということを念頭に置き
ながらこの処理策を考えていくことが必要

ではないかというように考えるわけでありま
す。それから三番目には、先ほど申しました、でき
るだけ速やかにその処理を進めてもらいたいとい
うのがこの場合留意しなければならない点である
と私は考えております。

そこで、今度、今ここで議論されております各
種の処理策を検討した場合、私はこれ以外にどの
ような選択の余地が実際にあり得るだろうか、し
かも早急にやつていく、そういう処理策があり得
るだろうかというように考えた場合、その選択の
余地はほとんどないというように考えるわけござ
いまして、そういう意味で、私は今審議されて
いる提案に賛成という立場を明確に申し上げてお
きたいというように思ひます。

なお、最後に一言、皆さんに御理解をいただく
とともに、国民の皆様にも御理解をいただきたい
点があるわけございまして、それは何かといひ
ますと、国民は現在公的資金の導入に対して極め
て違和感を強く持つておるということとは否定で
きない事実でございます。

ところで、政府は既に預金について、大口であ
るか小口であるかを問わず、一定の期間にわたつ
てその預金を保護するということを保証するんだ
という約束をしているわけございまして、そうい
う約束をされますと何が起るかといひますと、
自分の預金は絶対に安全であるというように国民
は皆考えるわけございまして、そこで、自分の
預金が安全であるならば金融制度が将来どうなる
かということについては、思ひ煩う必要がなく
なつてくるわけございまして。

自分の預金は保護されているんだという、そう
いう前提に立ちますと、結局、差し当たりそうい
う状態であるならば、公的資金の導入が妥当であ
るかどうかだけを問題にすればいい。だれも負担
は負いたくない、これはだれでも共通に抱く考え
方だと思ひます。一方で保証がされていて、公的
資金を導入するかしらないかと聞かれれば、いや、
それはしないで済むものならしないで済ませた
い、こう考えるのは当たり前のことです。つま

り、その保証を与えることによって国民がみんな
がフリーライダーになる、ただ乗りができるとい
う状態になつてしまつた。

そこで、本当に、将来の預金金融機関がどうな
るかということについて、真剣な関心を必ずしも
多くの国民は持たなくなつてしまつていくとい
う状況が生じてしまつたのです。その結果、公的
資金を入れるということに対して非常に激しい反
発が起つておるということではないか。これは
大変不幸なことなんです。現在も、さらに将来
も、国民が、特に預金者が、その預金している金
融機関が本当に健全に運営されているかどうかと
いうことについての十分な関心を持ち、監視をし
ていたなければ、どんなシステムも存続し得
ないわけございまして。自由化が進んだ経済にお
いては存続し得ないわけです。

なぜならば、現在の銀行制度は部分準備制とい
う、要するに、預金に対して全額健全な国債のよ
うなもので準備を持つておるわけではないわけ
です。大部分は貸し出しに充てておる。そういう
部分準備制である以上、国民の監視が弱まれば今
回と同じような事態が繰り返される危険があるわ
けでありますから、国民の皆さんがそういう関心
を現在も持ち、将来も持ち続けてもらうよう努め
ていくように先生方から説得していただくなけれ
ば、日本の金融はついにほかの国におかれてしま
うという状態から脱却することは難しいんだとい
うことを、この際最後に申し上げておきたいとい
うように思ひ次第でございます。

大変急ぎまして十分な説明になりませんでした
が、以上で私の陳述を終わります。(拍手)

○高島委員長 ありがとうございます。(拍手)
以上で参考人の御意見の開陳は終わりました。

○高島委員長 これより参考人に対する質疑を行
います。

質疑の申し出がありますので、順次これを許し
ます。
なお、時間が若干延びておりますので、質疑は

なるべく簡潔に、御説明も簡潔に御協力をお願い
いたします。

岸田文雄君。

○岸田委員 自由民主党、岸田文雄でございます。
本日は、高野参考人、清水参考人、館参考人、
お三方の参考人におかれましては、本当にお忙し
いところ当委員会に御出席いただきまして、貴重
な御意見を聞かせていただきましたことを心から感
謝を申し上げます。ぜひ参考人の皆様方のお話を
しっかりと聞かせていただきます。しっかりと
参考にさせていただきますと存じます。どうかよ
ろしくお願いいたします。

さて、まず最初に、高野参考人にひとつお伺い
をさせていただきますと存じます。

今、日本の国を挙げて住専問題につきましては議
論が続いておるわけでありまふけれども、私はこ
の住専問題につきまして、金融のモラルの立場か
ら見まして、母体行の責任は重いと考へておりま
す。母体行みずから全額債権放棄が法定限度い
っぱいである、そのためこれ以上の責任は負えない
という趣旨の主張をされておられるわけでありま
すけれども、住専の母体行の場合、みずから住専
の業務分野に進出をつつたとか、あるいは紹介融
資等の存在も指摘されております。そういった諸
点を考えますと、今後一層の責任ある対応が母体
行側からされてしかるべきではないかと思つては
おります。

しかるに、一方で、農協系統金融機関が住専に
貸し込んでいたということについて、農協系統金
融機関にリスク管理の問題を初めとして問題
があるという指摘があるのも事実であります。住
専問題について、農協系統には住専の経営責任を
問うことはできない、これはもちろんであります。
しかし、幾らバブルの時代、資金が豊富であつた
としましても、率直に申し上げまして、住専とい
う一つの業態にこれほど大量の資金、五兆五千億
に上ると言われております多額の貸し付けを行つ
ていたということは、結果といたしまして金融機

関としてのリスク管理の面で本場に十分だったのかという気がいたすわけでございます。この点につきましては、大原農林水産大臣も、当委員会におきます与謝野委員の質問に對しまして、「今となつてみますと、やはり自責、自戒がなかつたらうのであります。」という答弁をされております。

これら農協系統金融機関の判断の甘さあるいは責任につきましても、よくお考えになつておられるか、まず高野参考人に見解をお伺いいたします。

○高野参考人 ただいま系統の責任といひますか、そういう問題について御指摘を受けたわけでございます。

今回の住専問題につきましては、系統といたしましては、住専及び母体行との話し合いに誠心誠意取り組み、結果として政府の御決断を仰ぐことになつたわけでございます。そして、国民の皆様にも御心配をおかけしましたことにつきましては、まことに心苦しく、遺憾に思ふ次第でございます。

ただ、御理解いただきたいと思ひますのは、先生の御発言にもございましたが、住専の経営責任につきましては、その設立の経緯やあるいは経営への関与の経緯等から見まして、私どもは住専の経営に全く関与してこなかつたということでございまして、その点で、住専破綻につきましても経営上の観点から責任を問われますとまことに苦しいわけでございまして、受け切れないという気持ちでございます。

先生も御指摘なさいましたように、農協系統が相当額を住専に貸し付けたことにつきましては、確かに金融貸し付けということで、私どもとすればいろいろと主張もしたいわけでございますが、しかし、そういうことを考慮いたしまして、なお結果的に見れば金融機関としての対応のあり方に十全じゃなかつた面があつたのではないかと、深く反省いたしております。

このような認識に立ちまして、これを機に農協

系統の事業、組織のあり方について、先ほども申し上げましたが、抜本的な見直しを行ひまして、大胆なリストラを進める考えでございます。そして、再びこのような事態が生じないよう、経営体質の強化に組織を挙げて取り組んでまいりたいと思つております。

〔委員長退席、尾身委員長代理着席〕

○岸田委員 ありがとうございます。

続きまして、法的整理ということでひとつお伺いさせていただきますと思ひます。

一部に、この住専の問題は、初めに財政資金を投入するのではなくして法的整理手続によるべきだという意見があるわけであります。本日の清水参考人も基本的にそういう御意見だと理解しております。

その法的整理ということですが、昨年九月から十一月にかけて、この住専の問題、解決策を求めて当事者の間で話し合いが行われたわけであります。そうした中で、母体行の関係者の一部から、住専は法的整理を行うべきであるという意向が示されたわけであります。

それに対しまして系統の関係者の皆様方は、法的整理は住専の経営への関与とか責任問題を無視するものであり、また法的整理を行えば、債権者が多数存在することから、解決が長引き、金融システムや国民経済に大きな混乱をもたらすという反論をされ、なおかつ、それでもなお法的整理を強行するというのであるならば、系統としても、母体行による住専の実質支配ですとかあるいは競争禁止義務違反等に基づく損害賠償請求を申し立てるというような強硬な意見もおっしゃられておつたわけであります。

私は、このような経過を振り返つてみますと、もし万が一法的整理手続にゆだねるということになつた場合に、お互いに多くの訴訟が提起され、大変な混乱が生じるのではないかと気がしてならないわけであります。加えて、先般衆議院の予算委員会でも、農林中金の角道理事長が参考人として、この問題に関し系統は受けて立つという

ような発言をしたことを曲解して、農協系統も法的整理に賛成だという見当違いの宣伝をされておられる方もおられるわけであります。

私は、農協系統の関係者の皆様は決してそのようなことは考えておられない、法的整理に對して肯定的な考えは持つておられないと思つておりますが、この点につきましても、まず高野参考人に見解をお伺いできますでしょうか。

○高野参考人 法的整理の問題でございますが、法的整理につきましては、私どもは反対でございます。

その理由につきましては、結論を先に申し上げますと、この方法では、一つは、住専の破綻に最大の責任がある母体行の負担が責任に應じたものにならないのではないかと、そういうことを懸念するわけでございます。二つ目は、いわば貸し手でございます私どもにもさらに過酷な負担が強いられるおそれがあるのではないかと考えるわけでございます。三番目は、解決を長期化させまして、金融システムの混乱に結びつくのではないかと考えるからでございます。

現在、具体的には会社更生法の適用による対応が議論されているように理解しておりますが、私どもの理解では、この方法の前提は、会社を更生することが社会的にも有用でありまして、かつ、多くの債権者がそのことに利益を見出し、協力の姿勢があるということが前提ではないかと思つたわけでございます。このとき初めて管財人を中心にして更生計画がまとめられまして、事業がスタートするのだと思つたわけでございます。

今回の住専問題について経過を振り返つてみますと、第一に、母体行は既に個人向けの住宅融資を実施してまいりまして、住専事業の継続を必ずしも必要としていないのではないかと私どもとしては感じられてございます。

第二に、過去二回にわたる再建計画で、母体行は責任を持つて再建するという事で、書類も出しまして、私どもも初め関係者に協力を求めてきたわけでございますが、昨年一転いたしました、住

専は整理、清算するという姿勢になつたわけでございます。清算のときは一般債権者と同じ責任しか持たない、具体的には、ロスは債権額に應じて負担してくれというのが基本的な姿勢でございます。そして、再建のときには責任を持ちます、整理のときはそういう責任は持たないというふうな形で、経過を見ますと母体行の態度は移り変わつてきているわけでございます。

こうした経過の中で、会社更生法を適用した場合に更生計画がどのような形で立てられるのかというのを考えてみますと、母体行のおっしゃるとおりの計画ならば立つと思ひますが、私どもの主張する母体行責任を基本とした公平負担といひますか、言い方を變えますと、実質的公平負担という表現もあるように思ひますが、そういうものを基本とした更生計画が果たして合意が可能なのか。私どもの判断では不可能ではないのか、不可能に近いのではないのかと考えるわけでございます。

そうなりますと、一たん元本並びに利子の支払いがすべて凍結されます。その上で、それ以降住専の管財人による債権の回収とその配分、これが行われていくわけですが、そのときに、実質的な公平負担の実現を目指して簡単に合意ができればよろしいのですが、できない場合には、一つ一つ私どもは損害賠償請求等の訴訟を起こして解決を目指していかざるを得なくなるのではないかと考えるわけでございます。

そうしますと、当事者は住専だけで七社ありますし、母体行は約百八十社ございます。私の方も九十余り債権者になつております。ここが入り乱れて訴訟を起こした場合、事態は錯綜します。解決には長期間を必要とするのではないかと考えるわけでございます。そしてまた、このこと自体、莫大な費用がかかりますし、大きな社会的なロスにつながるかと考えておるわけでございます。

住専処理に係る責任及び損失負担がこういう形でなかなか早く確定しないので、しかも次々と訴訟が起こつていく、そういう状態が長期間継続いた

しますと、社会的に信用を売り物にしているのが金融事業でございますので、金融事業にとりましては致命的なダメージになると考えるわけでございます。

さらに、金融の取引は網の目のように重なり合っておりますので、現在の金融取引を考えると、一部金融機関の破綻、混乱は連鎖的に広がっていくものと私も思っています。したがって、関係者の合意のもと、政府の住専処理策が決定されたので、これが現時点では最も現実的な解決策だと考えているわけでございます。

それから次に、法的整理につきまして、系統側から受けて立つ旨の答弁がなされているとの御指摘でございますが、これは法的整理に賛成の立場から行つたものではございません。法的整理には反対であります。ただ、母体行等が法的整理論をたびたび発言いたしましたので、私もこれに賛成を迫るといいますか、譲歩を求めるといいますか、そういう局面が多々あるわけでございますが、その場合に、私も訴訟も何も起こさずに母体行の言いなりになる、そういうことはございせんよ、そういうことを決意として表明したということでございますので、御理解いただきたいと思います。

○岸田委員 ありがとうございます。

続きまして、同じく法的整理につきまして、清水参考人にひとつ伺いさせていただきますと存じます。

清水参考人におかれましては、会社更生法等を中心として法的整理を行うべきだという御主張だと理解いたしますが、私も、今高野参考人のお話の中にもございましたように、例えばその会社更生法を適用する場合、裁判所の開始原因の決定の部分において、事業の維持あるいは更生の可能性についてどのような判断がされるのかとか、あるいは計画案の策定、どんな案がで上がるのか、あるうか、それから関係者の合意がその案に対して得られるのだろうか、そういったことを考えると、

いろいろ疑問に思うところもあるわけです。

加えて、先ほど清水参考人もおっしゃっておられましたけれども、住専そのものから優秀な社員がほとんど逃げ去っていくという中で会社更生法を適用すること、これは本当に現実的な選択なんだろうかという気がいたしております。

しかし、これは実現可能性に対して、清水参考人は大丈夫だとおっしゃるものでありましようし、私は疑問を持っています。その部分に對するきょうは時間がないので、その部分に對する議論はちよつと置いておきまして、どういった処理策を選択するかという場合、実現可能性という部分ももちろんしつかり考えなければいけないわけでありますが、加えてコストあるいは時間、こういったものがどれだけかかるかということも考えなければいけないと思うわけです。公的資金を初めとするコスト、あるいはその処理に要する時間、これがどの処理策においてどれだけかかるのか、これは重大なポイントとして考えなければいけないと思うわけなんです。

そうしますと、先ほど清水参考人お話しの中で、預金者保護あるいは金融システムの維持、これは絶対やらなければいけない、その点については異存がないとおっしゃった上で、五兆円かかって十兆円かかってこれはやるべきだというお話をされたわけでありまして、清水参考人の案において、一体どんな経過を経てその五兆円かかって十兆円かかって、そもそもどれだけコストがかかるのか、そしてどういった経過を経てそんな多額の資金が導入されることになるのか。その点についてお考えをまずお聞かせいただけますでしょうか。

それから、時間ということに關しまして、先ほど清水参考人、早期処理の必要はあるとおっしゃったわけでありまして、この早期処理の必要性というのを考えた場合に、今法案として提出されておりますこの住専処理策と清水参考人のお考えの処理策、この二つを比較して、どのようなその処理までの時間的な違いがあるのか。コストと

時間、この二点につきまして、お話を聞かせていただけますでしょうか。

○清水参考人 ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、コストということをおっしゃったのでございますが、会社更生の手続によりまして最もコストがかからないということは、もう既にいろいろな事例で示されているのでございまして、私どもに言わせれば、今回の住専処理法案というのは余りにも金がかかり過ぎるという感じがまず第一にいたします。

そんなにしなくても、私どもは、この四月に銀行研修社というところから「検証 住専」という本を出しました。総合住金の方と私どもの共著でございますが、その中で私は、十五カ年間による弁済計画のシミュレーションを発表しております。これによりまして、一・五%の金利をつけて債権の弁済ができる。もちろん母体行は全額放棄すると言つていらつしやいますので、また一般行は四十何%を放棄するとおっしゃっているの、それを前提として、六千八百五十億円を投入しないで行う方法を実際にシミュレーションで発表しております。それは結局、基本的にこの住専という会社を直ちにたたんでしまふということをしないうで、そして再建する過程で、その中で実際に正常債権二兆五千億を、有効にこれを活用することによって弁済財源がでるということになっていくのでございまして、その意味におきまして、この住専処理に關しまして、余りにも短絡的に清算をするという方向ではなくていけば、六千八百五十億円の投入なくして十分いけるのではないかとこのことを申し上げているのでございます。

そこで、先ほど来おっしゃってられます、なぜこの住専についてそのような形の手続がとられないのかということにつきましては、私も私もいたしましては甚だ残念でございまして、この会社更生の手続によれば、そのような資金を投入しなくても十分に弁済ができるということでございます。

○岸田委員 時間の話はいかがでしようか。要は、処理に要する時間的な問題につきまして、その両者の違い、その点についていかがでございませうか。

○清水参考人 時間につきましては、会社更生手続による方がはるかに早いと思ひます。

まず第一に、管財人が入りますことによつて、直ちにこれは責任の追及、取り立てに着手いたします。私も、現在、三和建物という会社の管財人をして、ちよつと二年になりますが、取り立て、回収はほぼある程度の段階まで来ております。責任追及も大分進んでおります。この住専処理法案でいくよりか会社更生手続でいった方が着手が早い。この法案の審議で既にもう小一年たつとしていてございまして、もし去年の十月で会社更生法を適用していれば、保全管理人、管財人によつて責任の追及も債権の取り立てもできておりますから、時間は非常に短い期間でそれぞれの効果を発揮することができまふ。

更生会社というのは、更生計画認可までの期間が忙しいだけで、認可になったら、後はそのとおり進むだけでございまして。認可まではせいぜい一、三年でございまして。後は機械的に進むといひましようか、経済的な行為が行われるだけという段階になるのでございまして。

その意味におきまして、私は、今回の住専処理法案よりかはるかに会社更生手続による方が時間的に早いと思ひます。

○尾身委員 長代理退席、委員長着席。

○岸田委員 今コストあるいは時間につきまして清水参考人のお話を聞かせていただいたのですが、例えばそのコストの部分に關しまして、どうもお話を伺つても、本當にそのとおりいくのかという気がいたします。それから時間の問題につきましても、確かにその処理までの時間、短く済むと清水参考人のおっしゃるわけですが、一歩譲つて、その処理までの時間が短いとしまして

しても、要するに先の見通しのある長期間と、短期間であっても全く見通しのない期間と、こういった二つの状況、時間的な状況を考えて場合、生きている経済を相手にした場合に、そのどちらが悪影響が大きいのかという部分を考えて、この清水参考人の処理策で進んだとした場合に、生きた経済にどういった影響があるのか、本当にそれが期待されるような効果であるのか、この辺はちょっと疑問に思っているところなんです。

そこで、館参考人にひとつお伺いさせていただきます。

この時間という部分に関しまして、先ほど館参考人も早期解決の必要性を強調されたわけであり、館参考人のお考えとしまして、今回の住専の処理に当たって、今政府が法案として提出しているスキームと法的整理を行った場合との違い、その時間的な影響、そしてそれによって経済がどういった影響を受けるのか。見通しのある長期間、見通しのない短期間、こういった時間に対する考え方、そういったことも含めまして、館参考人の考え方を聞かせただけです。

○館参考人 お答えいたします。

ある意味では、本家の専門家でございますので、専門家としてお答えすることはできないのですが、私が理解する限りでは、住専問題はそもそも住専をつぶすという前提に立って処理が行われているわけでございますし、更生法そのものは更生を目的としているというのが基本であったわけでございますから、したがって、そこでの了解を得ていくような形で、まず認められるかどうかというところから始まって、いろいろな問題の処理というところから入ってくるわけでございます。

そういう意味で、しかも、関係する人々が非常に多いというのを考えますと、通常の場合のように、仮に受け入れられたとしても、順調に短い期間に処理が進んでいくというような性質のものではないというように思うのです。相当の時間を必要とするということになり、その間、負担がどの程度であり、分担がどの程度であるかという

ことがわからないという状態が続いていくというようなことは、到底私としてはそういう方法の方がいいという結論には達し得ないというのが、私の所感でございます。

○岸田委員 ありがとうございます。

続きまして、高野参考人にお伺いいたします。

去る五月二日に行われました証人喚問に際しまして、農林中金角道理事長は、五千三百億の積算根拠は承知していない、説明は受けなかった旨の発言をしたと報道されました。五千三百億を負担する当事者がその積算根拠を知らないのだから政治的に決められた額だとか、やはりつかみ金だったとか、そういった批判がされたわけであり、もしこのようなことが本当であればゆゆしいことではあります。五千三百億の負担について、経緯及び認識についてお伺いさせていただきます。

○高野参考人 お答え申し上げます。

まず初めに、今回、どういう立場から系統の支出といえますか負担といえますか、それが求められたかということでございますが、今回の政府の処理案では、従来系統が主張しておりました母体行責任を御理解いただきました上で、金融システムの安定を確保し、内外の信頼を回復するために、その一端を担う系統に一定の協力といえますが、具体的には資金贈与が求められたと理解しているわけでございます。系統の五千三百億円につきましても、そういった位置づけといえますが性格づけの中ですべて持ってもらいたいということになったと思うわけでございます。

昨年十二月、政府において、当事者同士の話をつかない中で御判断いただいたものでございまして。その時点で、算出根拠につきまして私どもは十分承知しておりませんが、その後、説明を伺っております。

詳細は経済局長が御答弁なさっておりますが、要約いたしますと、利益金を充当し、余裕金を取り崩し、それらを行って支出していくといったようにも相当数の信連が赤字に転落する、そういう

中で、しかし系統信用事業の基盤は守りつつ、この基盤まで壊してしまうことはできない、そこは守りつつ、負担できるぎりぎりの水準、そういうものとして協力が要請されたものと考えているわけでございます。

今回の資金贈与の協力は、系統事業の経営の実態からすれば極めて厳しいものであります。系統としましては、今言ったような趣旨から、政府の御決断を真剣に受けとめまして受け入れることにしたものでございます。現実の推移を見ましても、農林中金が過去に経験したことのない大幅な赤字に転落することになるわけでございます。それを初めといたしまして、信連も相当数が赤字決算を余儀なくされる。五千三百億円の資金贈与が、実態にそって大変厳しいものになつておる、現実にはそうなつておるということ御理解いただきたいと思います。

ちなみに、御存じと思いますが、平成六年の經常利益は千九百億円が信連と中金の合計額でございます。これに對しまして倍近い四千億円を負担するということでございますので、その厳しさのほどを御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○岸田委員 ありがとうございます。

続きまして、本年三月末に住専七社から農協系統に對し、本年一月以降の住専貸付金にかかわる利息の支払いをやめる旨の通知があったと聞いております。農協系統の貸付金、全体五兆五千億といふことからすると、一月―三月の利息は約六百億だといふことが推定されるわけであり、この問題に関しまして、五月二日の角道農林中金理事長の証人喚問におきまして、利息分については農林中金としては本年三ヶ月決算に収益として計上しない方針であると証言しておられました。

これを受けて農協系統としては、一月から三月の利息の受け取りはもはやあきらめたのではないかと、農協系統の対応がどうなつておるのか、高野参考人に伺わせていただきます。

○高野参考人 御指摘を受けましたように、住専各社からこの三月、一―三ヶ月分の利子の支払いにつきましてこれを停止したいという要請を受けております。利払いをしないということではない、停止したい、こういうお話でございます。

現在利息は受け取っております。

私どもの考えは、利息につきましては住専との個別の融資契約に基づいて支払われるものでございますので、その融資契約に変更がない以上、これは当然住専が経営を続けている間は支払われるべきものだと思っております。したがって、系統の各団体は支払い請求を行っておりまして、その折衝の過程で、この利払いの性格が、今申し上げましたようにそういう性格のものだというところにつきましては、住専七社も認識しているものと理解しております。

これも御指摘ありましたが、一―三ヶ月で約六百億円となりますが、この決算手続上の処理につきましては、確かに農林中金は未収計上いたしております。その他の信連でも同様のところがあるかと思っております。その点につきましては、経営の安全性といえますが保守性といえますが、そういう観点から、なかなかこの利払いについていろいろな情勢がございまして、その判断に基づいて各団体で処理しているのではないかと、今申し上げたわけでございますが、しかし、今申し上げましたような考えで、今後折衝する中で支払いを受けていくことと私どもは考えております。

以上でございます。

○岸田委員 ありがとうございます。

それでは、当委員会に三人の参考人の皆さん来ていただきました。最初にこの住専問題におきまして系統金融機関の判断の甘さあるいは責任についてお伺いし、その後法的整理についてお伺いさせていただきます。さらには系統の資金贈与についてお伺いさせていただきます。そしてさらには、今利払いの問題につきましてお伺いさせていただきます。そういった諸問題について参考人の皆様方から

らお答えをいただいたことを踏まえて、次に聞かせていただきたいと存じますのは、各方面から、国家財政への新たな寄与という観点から追加負担問題を関係金融機関は真剣に検討すべきだという声が出ている、この問題についてであります。

現在、母体行は、先ほども申しました、全額債権放棄が法定限度いっぱいなので、これ以上の追加負担は株主代表訴訟が提起されるおそれがあり、できない旨主張しておりますが、住専問題への責任の重さから見てかかる考え方が許されるのだからかという気はいたします。

すなわち母体行は、みずから住専の業務分野に進出し、また経営破綻の原因をつくったほか、紹介融資等による責任も取り上げられておられるわけですから、追加負担問題におきましても主體的に対応すべきだ、取り組むべきだと思っております。

その点につきましては、先ほど橋本全銀協会長が参考人としてお越しいただきました、そのときに、従来よりは踏み込んだ発言だと理解いたしますが、いい案が見つかれば検討する可能性が生まれるというふうにおっしゃったわけでありまして、一段と踏み込んだ発言をされ、この発言にぜひ期待をかけたと思うわけでありまして。

そういった母体行側の動きを頭に入れた上で、農協系統については、先ほども申し上げましたように、住専の経営に参画していないわけですから、さらには経営破綻の原因をつくったというふうなこともないわけでありまして、その点は勘案しなければいけない。その点は十分認識しておりますが、関係金融機関の一員とした場合、今回政府が提出しているスキームが成立しなかった場合、先ほど高野参考人もおっしゃっておられました、農協系統にとりましても、それから日本経済にとりましても大きな影響が発生してしまう、大打撃を与えてしまうという認識を先ほど聞かせていただいたわけでありまして。

そういった認識に立つて、そして今回のスキーム、関係者の合意を形成して国民の理解を得ると

いうことのために、もちろん他の関係者も一層の努力をするという前提のもとに、何らか系統の関係者の皆様方としても新たな措置、負担を考えることができないだろうか、検討することができないだろうか、そのように思うわけですが、それにつきましてもいかでございましょうか。

○高野参考人 追加負担の問題につきましては、国会審議の経過も踏まえまして久保大蔵大臣が母体行の負担を再三発言されておられるわけでございます、また、最近各所でそういう議論が出ておるといふことにつきましても、報道等を通じて存じておるところでございます。

住専処理の負担問題につきましては、系統といたしましては、先ほども申し上げましたが、破綻に至る経過を踏まえまして、責任の度合いに応じた負担がなされるべきであると考えておりまして、その立場から、母体行が最大限の負担を負うべきであるという一貫して主張してきたわけでございます。今もその考えは同じでございます。

ところで、現在の住専処理策につきましては、利害が錯綜する中、昨年関係者間で必死になつていろいろと議論を重ねました結果、それを踏まえて政府において決断された内容でございます。したがって、この追加については容易ではないと判断しておるわけでございます。

特に私ども、農協法で定められました非常利的な協同組合組織でございまして、一般企業と同じように収益を計上したりあるいはそれを留保するということのようなことは、組織としてそういう組織でございまして、そういう対応は今まではしてきておりませんので、そういう対応は今まではしてきておりませんので、この追加につきましては大変厳しいというところについては御理解いただきたいと思っております。

特に、本日の情勢について今お聞かせいただいたわけでございますが、私どもは、昨日までの情報で考えておりました。その中ではいろいろと、再三母体行の追加負担が発言されておりますが、母体行は、低金利政策のもとで膨大な業務純益を

上げておられますが、一切追加に応じる姿勢がないというぐあいには感じられたわけでございます。そういう状況の中で、このテーマを農協組織として議題にのせることはとてもできないという状況でございます。系統組織といたしましては、五月十六日に全中の理事会で、系統の追加負担に反対し、住専処理策の早期決定をお願いしていく決議をしているという事情でございます。ただいま、本日の午前中の会議で橋本さんが、よい案があれば検討の可能性があるといえますか、生まれるといえますか、そういう御発言をなさったというところをお知らせいたしたわけでございますが、私も直接話の内容を十分確認できておりませんが、私どもも知らせたいたしたわけでございます。追加負担に際するということの意味を含むのか、あるいは単に検討の可能性に触れただけなのか、あるいは検討の可能性に触れただけなのか、よく判断がつかないわけでございます。

そういうことでございまして、この場で私の方から系統の今後の対応について申し上げるということではできませんので、後日誠意をもちまして対応させていただきたいと思っております。

○岸田委員 ありがとうございます。

もちろん、今の場で高野参考人に系統の皆様の方針を決めていただくという気持はさらさらないわけでありまして。今お伝えしたように、母体行側も一歩踏み込んだ発言をされております。ぜひ何らかの対策、対応がされることを期待するわけでありまして、系統の皆様方におかれましては、この新たな状況を踏まえていただきまして、ぜひこの状況を持ち帰ってしっかりと検討していただいて、前向きに、このスキームが維持されることによつて系統の皆様方そして日本経済全体に大きな影響がある、公的な役割を果たさなければいけない系統の皆様方のお立場もぜひ考えていただき、このスキームをぜひ成立させるといふ見地から積極的な御対応をお願いしたいと存じます。どうかよろしく願ひいたします。

ただきたいと存じます。農協系統機関の再編整備のお話でございます。先ほど少し触れておられました。

再編の基本的パターンは、従来の市町村、県、全国、三段階方式を平成十二年で組織二段階方式に改めるといふことによつて、機能の強化、効率化、こういふものを図るということであると理解しております。この取り組みにつきましても、ちよつとお伺ひしたいと存じます。

農協系統は今日いかなる役割を果たすべきか、それからまた、今回盛んに指摘されておりますリスク管理、審査能力の部分に関しましてどう向上を図っていくのか、そのあたりにつきましてお話を聞かせていただきたいと思います。

○高野参考人 農協組織の整備といえますか、リストラといえますか、これにつきましては、先生方からも再三御指摘いただいておりますが、農業、農村をめぐる情勢そのものが大変大きく変化してきておりまして、また金融事業につきましても、現在議論されておりますように大変厳しいといえますか、新しい、厳しい情勢に立ち至つてきているわけございまして、そういう中で農協の将来像を見据えて事業、組織の改革をしていかなければならないと考えているわけでございます。

そこで、先ほど幾つか御紹介いたしました、私どもが考えております内容につきましては、一つは、これは先ほど申し上げましたが、県連と全国連を合併して二段階にしていきたいながら、コストを削減し、経営体力をつけていくということが一つでございます。

しかし、そういうぐあいに県連と全国連を合併します場合にも、単協の数が非常に多いと、これが果たして効率化になるのかということがございまして、JAの数そのものをやはり各県に幾つかというぐあいに集約して、それが一つの連合会と結びついていくというぐあいに、横と縦の動きが一緒につながっていくかなければならない。しかも、それは金融事業だけじゃございませんで、経済事業も共済事業もそういう方向に向かってい

かなければならない。JAは一つでございまして全部やっておりますので、そういうことでございまして、その点を踏まえて取り組んでございまして、今後も加速したいということでございまして、経営の合理化でございまして、これは、よく紹介されておりますが、二〇〇〇年に向けまして労働生産性を三〇%向上させていきたいと考えております。そして、雇用の問題につきましても、現在おられる方を最優先して引き続きお働きいただくことは当然でございまして、採用につきましては、採用調整を行いながら全体としての経営の効率化を図っていくと考えてございまして。

それから、経営の健全性につきましては、これは今回の法律でも、金融制度調査会の御指摘を受けまして、例えば外部監査の導入とか、いろいろと健全性の確保のための措置が講じられるわけでございまして、私どもも一般の金融機関と同様に、それに沿った対応をしていくということで、法律で決められましたものはすぐ行いますし、今後検討すべきものは早急に検討していくという考えでございまして。

そういう中で、系統事業の経営の体質強化ということを図っていきまして農家の負担にこたえていきたいと考えておりますので、先生方の御指導も今後また引き続きよろしく申し上げたいと思っております。

○岸田委員 ありがとうございます。そういった努力をぜひ引き続きましてわかりやすい形で進めていただきますことを、心からお願ひ申し上げます。

それにつけても、そういった前向きな努力をしていただくためにも、その前提となりますのは今論議されておりますこの住専の問題、これを処理しなければいけないわけでありまして、この問題を処理して乗り越えた上で、今おっしゃったような将来があると理解いたします。ですから、先ほどもお願ひ申し上げました、このスキーム、処理策が成立するために、ぜひ系統の皆様方もこの

重大性を勘案していただきまして、より一層の努力、検討していただきますことを心からお願ひ申し上げます。本日の質問を終わらせていただきます。本日に、参考人の皆様、本日はありがとうございます。

○高島委員長 これにて岸田文雄君の質疑は終了いたしました。

次に、平田米男君。

○平田委員 新進党の平田米男でございます。御三方の参考人に対しまして、心から御礼を申し上げます。

今、系統のお話が随分続きましたので、まず系統の関係から先にお伺いをさせていただきたいというふうに思います。

高野参考人、また館参考人にお伺いをしたいわけでございます。

まず高野参考人の方からでございますけれども、先ほど、五千三百億の贈与はぎりぎりの負担だ、こういうふうにおっしゃいました。経営責任がない、母体行には経営責任があるんだ、こういう御趣旨の御発言があったわけですが、一般行には経営責任があるのでしょうか。私は、一般行には経営責任は、系統と同様に、ないと考えております。

しかるに、今回の政府・与党のスキームは、その負担の率が著しく違うわけでありまして、系統は一割を切っております。しかるに、一般行は五割近い、大変高い負担をさせられているわけでありまして。私は、高野参考人のような御主張ならば、系統も一般行もともに平等に負担をすべきなのではないか、こういうふうに思うのですが、その点どのようにお考えでございましょうか。

それから、ぎりぎりの負担だというふうにおっしゃったわけでございますけれども、しかし、結局六千八百五十億円を第一次損失として一般国民に御迷惑をおかけをしよう、しかも第二次損失は少なくとも六千億円の負担を国民におかけをする、場合によるとそれが一兆円を超えるかもしれ

れない、こういう事態に立ち至ってしまった、この政府・与党案、このスキームをあなた方は了とされた、賛成だとおっしゃるわけですが、国民に対してどのようなお気持ちなんでしょうか。

私は、深い責任、強い、重い責任を感じられなければおかしい、こう思うわけでありまして。もしお感じになっておられるならば、どのような責任のとり方を系統の金融機関の皆さんはお考えなんでしょうか。それをぜひともお聞かせをいただきたいと思います。

それで、もう一点でございますが、系統金融機関がやっておられます住専というのがございまして。協同住宅ローンでございます。先ほど高野参考人は、もう住専の存在意義はないのではないかと、こういうような御趣旨の御発言がございました。あるならば、この協同住宅ローンももう要らないんですか。すなわち、もうつぶすつもりでございまして。この辺はどのようなお考えなのか、お聞かせいただけますでしょうか。

館参考人につきましては、同様に、もうこのスキームは選択の余地がない、もうこれしかないんだというふうにおっしゃいました。そういたしました、八社ありますうちの七社の住専は全部解散、清算されるわけでありまして、消滅をいたします。ならば、唯一残りますこの協同住宅ローンはいかがすべきなんでしょうか。それについてのお考えをお述べいただけますか。

○高野参考人 負担の問題につきまして一般行の問題が御指摘されたわけですが、先生も御存じのとおり、銀行につきましては、あるときは母体行でございまして、またあるときには一般行という形で住専の経営に關与しているわけでございます。それからまた、国会での議論の中によつて差はございますが、紹介融資等々を行ひまして、一般行もそういうものを盛んに行つておるわけでございます。そういうものがこの不良債権に結びついておるといふようなことでございまして、そ

ういふ事情を考慮いたしまして今回のような処理策ができたということに理解しておるわけでございます。

それから、政府案について、国民に御迷惑をおかけしているという発言についてどのような感じを持っておるかということでございますが、先ほど申し上げましたけれども、住専問題が起きたのは、普通の一般の不動産事業に対するお金の貸し借りというふうなことで少し違ひまして、これはもう再三議論されておりますが、国の全体としての金融政策の中であるいは住宅政策の中で住専がそれなりに位置づけられてまして、そういう中で母体行が關与し、しかも我々もお金を貸すというふうな形で、一つ一つそれなりの経過とございますか、そういうものを持つてこまごまとわけてございまして。

そういう中で、この破綻をどういうぐあいに解決するかということにつきまして、もちろん母体行、我々、住専経営者、農水省も大蔵省も支援する形で、かなりの期間にわたつて大変な議論をいたしまして、現時点でこの解決しかないうえろうというところで現在の処理案がつくられておりますので、そういう点で、私どもは、結果としていろいろ御迷惑をかけるということについて深く反省するわけでございまして、この処理案が現実性のある最善の策というぐあいに考えて、この処理案で住専問題の処理をお願いしたいと考えておるわけでございます。

それから最後に、住専は要らないのかという御質問でございますが、私が先ほど申し上げましたのは、七社を会社更生法で更生していこうという考えはあるけれども、母体行は、一次、二次と住専を再建しよう、いわば更生しようとなさつたのです。なすつて、それはもうやめたというふうに出されたんです。その現時点で更生計画ができませんでしようかというのを申し上げたわけでございます。母体行が住専を必要としていないと感じているんじゃないでしょうかということをお願いして、私どもは、住

専は引き続き経営していくという考えでございます。

○館参考人 お答えいたします。

まず、二つ御質問があったと思いますが、一般行とそれから母体行との間に差違いがあつて、そしてその一般行と……(平田委員「いや、協同住宅ローンだけで結構ですから」と呼ぶ)ええ、協同住宅ローンとの間に違いがあるのかという、そういう御質問だつたと思ふんですね。

それで、一般行と申しまして、一般行は、預金保険機構に加入する形で相互に援助するという精神に立つて同一の預金保険機構に加盟しているわけでございますね。そういう意味では、一般行は、系統金融機関と違つた性質を持つて、そういう立場に立つて負担をするということになつたんだ、こういうふうに思つております。

それで、その点が性質が違ふ。結局、系統と……(平田委員「短くしていただけますか、時間がありますから」と呼ぶ)はい、そうですか。それが第一です。

それから、二番目に、農業系統については、これはこの機会に農業系統の金融のあり方全体について見直しをすべきであるというように私は考えております。

○平田委員 高野参考人にお伺いいたしますけれども、まず、六千八百五十億円あるのはそれ以上の負担を国民におかけすることについての責任はどう感じておられるかということについてはお答えになりませんでした。もういろいろ議論をしてこうなつたんだからという、そういうお考えなんですか。こうなつたとしても、このような結果を招来したことによつて国民にこれだけの負担をかけてしまつたという責任、金融機関の経営者としての責任、これはぜひともお感じいただかなければおかしと思ふんです。それについてはお感じになつていないのかどうか。お感じになつていないのならばないで結構でございますが、お答えいただけますか。

○高野参考人 先ほどから申し上げております

が、問題は、住専の経営が破綻したということでございます。その破綻について、どういう経過の中であつたのかどうかを再三申し上げては整理されるべきだということを再三申し上げているわけでございます。そこを考えますと、住専の経営者の責任、これはもう説明するまでもないと思ひます。それから、母体行の責任につきましても、先ほどの申し上げましたが、そういうことだと思ひます。

それから、今申し上げましたように、住専の問題は、全体的な経済政策、住宅政策、資金政策、あるいは住専そのものに對する国の政策、そういう政策の流れの中で我々関係者が事業を展開する中で起こつたということでございます。そういう点も総合的に勘案する中で、もちろん私も貸し手として、先ほどから貸し手の責任の問題については御説明申し上げましたが、それなりに、そういう立場にあるわけでございます。その関係者が徹底的にお互いのそういう関与の仕方等を議論して、現時点でこの解決策ということに來たわけでございます。そういうことでこの問題については整理されるべきというのが私の考えでございます。

○平田委員 責任はお感じにならないということならやむを得ませんが、私も国民の常識からいつたら、自分たちの営業活動によつてこのような結果を招来し、それを国民に持つてくるというのは本来許しがたいことでありまして、どのような理由をつけようと、私は、明確に謝罪すべきだ、このように思ひますが、これ以上水かけ論をやつても仕方がありませんので質問を移りたいと思ひます。

先ほど、一般行とそれから系統の負担について差があることについては、一般行は経営に關与していただくと、こういうふうにおつしやいました。しかし、経営に關与していただいても、それは自分のところの、母体行になつてゐるのは違ふわけでありまして、同じことを言へば、系統

の金融機関も協同住宅ローンで経営に參画しているわけですね。それから、一般行の中には、全く経営に參画していない、そういう金融機関もあります。しかし、全部一律に系統の三倍、四倍の負担を負わされてしまつてゐる。これについては余りにも不合理であつて、今の御説明はだれも納得できることではないのかと思ひます。もう一度その点、確認をしたいと思ひます。

○高野参考人 私は、先ほどから、私どもの負担の問題について、私も理解しております。内容を説明したわけでございます。一般行の負担の問題につきまして、私どもが、何が妥当であるとか妥当でないとか、そういうことを要請したことも要求したこともございませぬわけでございます。そして、その点は御理解いただきたいと思います。

それから、先ほどの御発言で、六千八百五十億はあつたか、全部農協系が負担すべきものを政府が負担したのでその責任を感じなさいというふうな御発言と受け取られたわけでございますが、それは全く私どもと考へが違ひまして、私どもは、母体行が負担すべきものを負担しないためにこういう問題が起きているという考へでございます。御理解いただきたいと思います。

○平田委員 大変、国民に對してそのような態度をおとりになつてゐることに對しては、あいた口がふさがらないと思ひがいたします。おたたくのようなお考へ方であつたとしても、結果としてこのような問題を、母体行と系統とが違ひなうて国民の方へしりを持つてきたということについては、だれでもやはり申しわけないという気持ちになるのは当たり前ではないかと思ひますが、そういう考へではないかと思ひます。

先ほど、質問を移りたいと思ひます。

清水直参考人にお伺いさせていただきます。思ひますが、これまで弁護士として三十四年間、主に会社の再建あるいは清算、それに従事をしておいでになつて、二百数十社を超える会社に關与しておいでになつたということでございます。

が、業種としてはどんな業種をやつてこられたのか、また債権者数、そういうものの規模ですね、一番大きなものはどの程度のもので、簡単に御説明いただければと思ひます。

○清水参考人 私どもがこれまでに関与してまいりました企業の再建の業種はあらゆる分野に属しております。造船所それから海運会社、建設会社、リース会社あるいはまた紡績会社、そしてまた、中にはバルブメーカーとか、さらに北海道テレビ放送に見ます岩澤グループ全体に關する問題でございます。これは、タクシー会社もございまして、放送事業もございまして。その意味におきまして、あらゆる業種に關与してきたということが言えるのではないかと申すのでございます。それらの業種に關与して今日まで参りましたので、二百数十社に達したところでございまして。

債権者の数におきましては、特に一番大きかつたのは、興業と思ひます。昭和五十年に行われまして、紡績及び医薬品それから発酵事業をやつております興業が一番大きかつたと思ひますが、これは従業員の数も何千人でございますし、債権者の数も何千人になるなどという状況でございます。関連会社も、子会社、孫会社でも三十五社いるという状況でございます。

また、岩澤グループにつきましては、これは北海道テレビ放送を初めとして、タクシー会社が十数社、それからまた札幌トヨペット等のディーラー、こういったものを合わせますと、相當の数の従業員がいたのでございまして、また、債権者の数も多かつたのでございまして、そういった意味におきまして、債権者の数におきましては何千人単位というものは幾つもございまして。

それからもう一つ、本件にある程度御参考になりますのは、東京在川急便の自主再建をいたしました。これについての金融機関の数は約百社でございます。これは法的な手続によらないで再建をいたしました。

以上でございます。

○平田委員 先生は、住専は法的処理をすべきである、こういう御主張をさせていただいているわけでございます。法的処理というところあるかと思ひますが、今話題になっておりますのは会社更生でございますが、きょうは国民の皆様も聞いていただいているかと思ひますので、この会社更生というのは一体どういうことなのか、ごく簡単に御説明をいただけますでしょうか、また破産とどう違うのか。

○清水参考人 会社更生手続というのは戦後できた法律でございます。アメリカに学んだものでございますが、結局、一たんできた企業を清算すると非常にロスが多々ございます。例えば売掛金を回収したいと思つても、会社が存続していなければ、アフターサービスがないので売掛金が回収できない。在庫品を処分してお金に換えたいと思つても、破産ですとこれは、在庫品は本当の二東三文になってしまう。ところが、企業が存続しておりますという、売掛金の回収もスムーズに行われるし、また資産の回収も行われる。この意味におきまして会社更生は大変大きなメリットがあるでございます。

その会社更生手続というのは、企業、特に株式会社でございますが、この中に裁判所が管財人を送り込みまして、その公的な立場で管財人が経営を行い、それから債権の調査を行い、財産の評価を執行しまして、更生計画案を立案し、そしてそれを実行する。裁判所が初めからおしまひまでその企業の再建手続の面倒を見るという意味におきまして、企業の更生については最も信頼のある手続でございます。

このように、ですから、会社更生というのは比較的なじみが薄いようでございますけれども、利害が錯綜する事業について、公的な手続において企業を再建させて、より破産よりも多くの配当をするというところにメリットがございますし、今回の住専処理案に比べますという、はるかに透明性があるという点に利点がございまして、

○平田委員 会社更生は、いずれにいたしまして

も、基本的には会社の再建を目的とするということとでございますが、状況によつては清算になるケースもあるのございましてどうか。その点はいかがでございますか。

○清水参考人 会社更生手続の開始申し立てをする企業で、最初から立派な更生計画の見込みが立つ会社は一部もございせん、それだから倒産したのでございせんから。したがひまして、住専七社について私は財務諸表をつぶさに検討いたしました、私が、私どもがこれまでに更生させたいろいろな企業に比べてはるかに更生は楽だと私は思ひます。

その手続的な内容について細かく入ることはございせんが、いずれにいたしまして、この会社更生手続によつて再建するということにつきましては、これはいろいろな方の御経験がないので、皆さん方これについてのいろいろな批判をなさいますけれども、実際にはこれほど有効なものはないという状況でございます。

○平田委員 清水参考人のお立場から見られまして、今回の政府・与党の住専処理スキーム、さまざま問題点があるというふうな御指摘をいただいておりますが、そのうち重要な点を挙げるとしますと、幾つか挙げていただきますと、どんなものが挙げられますでしょうか。

○清水参考人 先ほど意見書の中で申し上げましたが、何といひましても、この住専の債権債務を新しい法人に移行させてそちらで処理をするというところでございまして、そちらに債権譲渡その他によつて移行させるというところで一回間接的になるわけでございまして、それからまた、その債権の取り立てについて難しいものはまた預金保険機構に委託するという、二重、三重にその債権の回収等につきまして間接的な方向に持っていられる、そのために、迅速にして有効な回収ということとがますますにくくなる。

それからまた、先ほど申し上げましたように、預金保険機構、これは委託によつて取り立てる、それから住専処理機構につきましても、取り立て

ができなかったらそれは民間資金と公的資金で補てんしてもらえんというものが初めから決まっておりますので、そんなに努力をしなくてもいいというところで、無責任な体制が初めからでき上がっているというところに致命的な欠陥がございまして。

それから、我々が管財人として仕事をするときの大きな理由は、何といつてもやはりその仕事に対する使命感というものが、それからまた、その仕事をするによりまして喜んでもらえる人の顔が見えるということとございまして、住専処理機構については、そこでもつてどのように債権の回収をしようとも、これについてだれもうれしい顔を見せてくれる者はいない。非常に砂をかむような思いで住専処理機構で仕事をするということになる。そうすると、そこに働く人は、使命感もなければ労働の喜びもない。

私は金融機関の方とお会いすることがしばしばございまして、もう住専処理機構にみんな行きたくないというふうな言つております。会社の命令なら行くかもしれない。しかし、それはほとんどどの仕事もしないし私は思ひます。もし住専七社を会社更生にすれば、そうすれば、この会社を再建するんだということで意欲を持たせていくと思うのでございます。

その意味におきまして、法律的な、技術的なもの前に、まず人間の心理として、住専処理機構というのは、初めから公的資金を際限なくふやすシステムができ上がっているということが致命的な欠陥ではないかと私は思ひます。

○平田委員 あと、管財人が会社更生法の場合はつきますね。破産の管財人と同様に否認権というものを持つておりますが、今回の政府・与党の処理スキームではそういうものが全くありません。これが一、二点大きなものではないかというふうに思ひます。

分に行えるのでしょうか、その点。
否認権というのはどういうものなのかという御説明と、それからその責任追及の問題、これを御説明いただけますでしょうか。

○清水参考人 まず否認権でございますが、これは会社更生法と破産法に認められていて、ことごとくございまして、破産宣告あるいは会社更生手続の開始決定、その前後に行われた駆け込み担保あるいは不当な債権の回収、そういった法律行為について、これを管財人が否定する、そして打ち消してものと状態に戻す。今ある財産だけで富の配分をしたのでは不公平だ、その直前あるいは直後ころに、裁判所の手続に来る前の段階でいろいろ不正な取り立てあるいはまた担保の設定をしたものは打ち消さなければならぬ。これは破産あるいは会社更生手続に必ず出てまいります。私どもが現在行つていものにつきましても、幾つも否認いたしました。否認して相当大きい単位の財産の取り戻しをしております。

したがひまして、この破産、会社更生法における管財人の否認権というのは、財産の充実、弁済配当率を上げるという意味では大変重要な役割を果たすのございまして、これをなぜ住専処理機構に持たせるようにしなかつたのかわからないのでございます。

これはまた、住専処理機構を公的な機関ではなくて株式会社という形にしたために——株式会社というものは、そもそもこれは利益を追求する会社です。これにいかにも検察庁のような仕事をしろ、また裁判所のような仕事をしろということを期待するのがおかしいのでございまして、私はそれを間違つていてと申し上げたのです。

それは、この住専処理法案の法案の名前を見ていただければわかりますように、住専の持つてくる債権債務の処理の促進に関する法律とございまして、資産と負債の処理をするだけであつて、住専という法人を一体どうするのだということの基本的な哲学がないのでございます。そこが欠けてい

るから今のような矛盾が出てくるのだらうというふうに思います。

次に責任追及でございますが、この責任追及につきましましては、皆さんよくお考えいただきたいことは、現在、末野興産とか桃源社、あるいはまた木津信用組合、コスモ、こういったところについては責任追及が行われておりますが、住専各社の役員に対する責任追及及び兵庫銀行に対する責任追及は全くなされておられません。これはマスコミでも何ら取り上げられておりません。その二つの場所には、住専七社及び兵庫銀行には、大蔵の高官がたぐさん天下つておられるのでございます。ということは、大蔵高官の天下つた金融機関については責任追及が行われるようなシステムをとらないということが基本にあるのではないかと、だから、会社更生を逃げる、破産も逃げるということなのではないかというふうに国民は不信の念を持っております。

責任追及をするには、やはりその意味におきまして法的手続による必要がございますし、過去におきましては幾つもございまして、山陽特殊製鋼の例あるいはまたリッカー、リッカーについては、平取締役に至ります全員について損害賠償請求をしております。もし私が住専七社のいずれかについて管財人に就任したとしましたら、まずは、これまでに受け取られた退職金は全部返還してください、それから役員賞与も全部返還してください、役員報酬については生活費もあるからやむを得ませんが半分は返してください、これを少なくとも要求すると思ひます。その要求におこたえにならないときには、徹底的にその役員の責任を調査いたしまして、損害賠償請求査定に基づいて追及するということをやると思ひます。

しかし、このようなことが、今回の住専処理法案の中にはどこにも規定していないのでございまして、その意味におきまして、政府はこれらの責任は追及しますと抽象的におっしゃいますけれども、追及する具体的なシステムが法律のどこにもないということでございます。

○平田委員 ありがとうございます。大変わかりやすい御説明をいただきました。

否認権というのは、専門用語でなかなか難しいのですが、要するに、不正の財産隠しとか、あるいは責任逃れを許さない、そういう管財人の権限だ、それを行使することによって、財産を回収することによって多くのお金を債権者に返済することになる、こういうふうな理解してよろしいわけですね。ありがとうございます。

それで、先ほど住専の役員に対する責任追及はほとんど不可能だと。現実問題として、兵庫銀行が破綻をいたしました。大変大きな銀行でございます。この頭取は大蔵省の御出身だそうでございますが、それが今回、みどり銀行という新しい銀行に移行をするということでございまして、参考人御指摘のとおり、いまだ兵庫銀行の経営陣の責任追及ということとは裏腹にして聞かず、全く今責任追及をされておられない。これを例にとられて、住専の経営者の責任も、この処理スキームでは全く追及されないことになるだらう、こういう御指摘だと思ひますが、私もそのとおりだ、そのように思ひわけでございます。

そういう意味からも、高野参考人が一番責任が重いという御指摘になった住専の経営者が責任逃れをするこの住専処理スキームは、国民から許されるはずがない。六千八百五十億円を投入するかしなにかという前に、きちっと正義を守る、責任ある人が責任を果たす、追及される、そういう処理スキームを国民が求めているのだらう、私はこのように思ひわけでございます。

ところで、政府の処理スキームでは、住専八社のうち系統系の協同住宅ローンを除き、あと残りの七社の住専は全部解散をする、消滅をさせる、こういうスキームになつておられるわけでございます。そもそもそういう結論が正しいものなのかどうか、また、正しいかどうかというのはだれが判断をするのか、この辺についてはお考えはいかがでございますでしょうか。

○清水参考人 この春に早々と、日住金、第一住

金等につきまして、取締役会で営業を継続しないということを決議なさっておりますが、これは余りにも株主を無視した、行き過ぎた行為だと私は思ひます。

その会社についての解散をするか、営業を継続しないかということは、やはり最終的に株主が決定することでお考えは、それを先行して取締役の法案の審議に少しもプラスするようというところで先走つて決議したのではないかと。というのは、そのような決議をすれば、直ちに株主に影響するわけでございます。株は暴落するであらうでしょう。そういうことをかんがえますというところ、この住専処理に關しまして、取締役会のみでそのようなことを決めるということはもつてのほかでございまして、最終的には株主総会で決められるべきことであると思ひます。

ところで、御承知のとおり、株主総会での決議につきまして、日住金では、これは危ぶまれております。現実に行われるかどうかわかりません。五七％の一般株主がおりますので、もしこれについての決議が行われないときには、新聞報道によりまして、和議によると言つておられます。あくまでも会社更生は逃げたいという姿勢でございまして、それは、責任追及を逃れたいということ以外にないと思ひます。

和議という手続は、御承知のとおり、履行されない手続ということで、倒産処理では、履行されない手続として最も信用がない手続でございまして、それをあえて日住金ほどの規模の会社が選択するということに、非常に大きな疑問がございまして。

○平田委員 地銀生保住宅ローンという住専がございまして、これは母体行が大変大きな債権を持っております。母体行が債権を放棄いたしますと、まず一次損失は全部消えてしまふ。一般行や系統は贈与も放棄も要らない、こういう状況にあるわけでございます。このような住専については十分再建の見込みがあるのではないかと私は

どは思ひます。でございますが、いかがでございますでしょうか。

○清水参考人 結局、政府の住専処理案というのは、七社を十把一からげに処理するところ、非常に粗っぽい処理があるのではないかと。

地銀生保住宅ローンの関係者から私は話を聞いたことがございまして。その関係者の方は、我々の会社は、母体行が放棄をしたら全く赤字がなくなつてしまふ、その状態なのに、なぜほかのもつと悪いところと一緒にならなければならないのだというところで大変不満な意見を述べておられました。そのことはまた、ある雑誌に載つております。

それから、私もこれまでいろいろ聞いた資料等を見ますと、住専七社と申しましたけれども、ある意味で犯罪の巢窟かなと思われような会社もあれば、それに対して比較的内容がよくて、これは更生が十分できるのではないかと。これもございまして。それらを十把一からげにしたところに大きな問題があるのではないかと、地銀生保住宅ローンについては、これは法的手続をとらなくても、十分再建も可能ではないかと私は思ひます。

○平田委員 きょうの新聞によりまして、新京都信販が破産の申し立てをした。負債総額は三千五百億円、大変大きな会社の破産申し立てがあつたわけでありまして。

ところで、政府は、この住専処理法案以外に金融機関の更生手続の特例等に關する法律案というのをを出しているわけでございます。そして、この中で、破綻に瀕した金融機関、銀行を含めて金融機関の会社更生の申し立てあるいは破産の申し立てを、金融機関の監督官庁に申し立て権を与え、こういう法案を出しているわけでありまして。

ということ、基本的には、一般原則からするならば、こういう金融機関については監督官庁が判断をして会社更生なり破産という法的処理、法的手続をやるべきだという大原則をうたつた法案だらうと私は理解をするわけでありまして。にもかかわらず、なぜ住専については会社更生

なり破産の法的手続をしようとしはないのか。これは相矛盾していると思ふのですが、清水参考人、いかがでございますか。

○清水参考人 まさに御指摘のとおりでございます。今回の住専処理に当たりまして、政府は、本件は会社更生によるものでは妥当な処理はできないと言つてこのような考えを持ってきたにもかかわらず、金融機関に関する会社更生法の特例法案を提出してられました。

ということとは、金融機関について、まさに会社更生手続による処理が必要であるということとを政府は痛感されたのだと思ふのでございます。それは何も信用組合だけではございません。住専も貸金業者でございます。それから、ノンバンクもそうでございます。

そういった点を考えますという、いわゆる金融機関全体について会社更生の必要があるのございまして、たまたま信用組合等は株式会社でない、この法律によらなければ更生手続にのせられないというのでこの中に入れてきたと思ひますが、申し立て権という点でいきますという、これは何も今回の特例法案の中で特定することなく、住専あるいはその他のノンバンクについても会社更生手続開始し立てについて監督官庁が行うということの規定を設けてしかるべきであると思ひます。その方がより金融行政の維持のためにはよろしいのではないかと思ふのでございます。

○平田委員 ありがとうございます。

あと残り高野参考人にお伺いをさせていただきますが、住専を法的処理することは反対だ。反対の理由は前述になったのですが、法的処理をする系統の金融機関が破綻をするという可能性はあるのでしょうか。私は、ないのではないかと、いふふに思つてゐるのですが、いかがでございますか。

それで、一番私が心配をいたしておりますのは、住専には五兆五千億なんですが、ノンバンクには七兆七千億円の貸付金が系統金融機関にございます。先ほどの新首都信販が三千五百億円の負債

で倒産した。この中には、地元の地方銀行や信用金庫、農協系まで含めた多数の金融機関が融資をしていて出てゐるわけでございます。それからノンバンクの破綻ということが非常に心配をされてゐるわけでございます。これによつて大きな影響が系統の金融機関に生ずるのではないかと、政府・与党は、ノンバンクの破綻については公的資金、財政資金の投入は一切しない、このようにもうお決めたいてゐるようでございますが、そうなりますと、系統の金融機関は厳しい状況に立ち至るのではないかと、このような心配をするわけでございますが、その点、どのようにお考えでございますか。

それから、系統金融機関は貯貸率、要するに自分のところで集めたお金を今度貸し付ける割合、それが他の金融機関に比べて著しく低い。この実態がございまして、これが住専にお金を貸し込んでしまつたという一番の原因になつてゐると言われておるわけでありまして、先ほど系統の再建についてお述べになりましたが、しかし、一番肝心なこの貯貸率の改善については何一つ御主張がございせん。それではこの厳しい状況の中からは系統金融機関が脱することはほとんど不可能なのではないか、このように私は思ふわけでございますが、その点、どのような対応をしていかれるおつもりなのか。

また、農協の金融については、経済事業、いろいろな薬品、農薬ですね、あるいは農機具、段ボール箱、そういうものを売買するような経済事業と金融等の信用事業を分離する、こういうようなことについても農水大臣が国会において検討課題である、このようにおっしゃつておいでになります。高野参考人は、その点はどういうようにお考えでございますか。

○高野参考人 法的処理につきまして、法的処理を行えば系統は破綻するのとお話でございますが、どういう形で法的処理がなされていくのかということにかかわるわけでございます。自動的にそうなるというぐあいには考えておりません

が、いずれにしましても、住専問題に絡んで、今までのいろいろな経過をつぶさに考えて、母体行の今までの動き等を考えますと、先ほどから申し上げておりますとおり、母体行中心の解決策になりやすいのではないかと、私が私どもの判断でございまして、そういうものについて私どもは反対しておるということでございます。

二番目に、ノンバンクの問題でございますが、ノンバンクには確かに七兆七千億円の貸し付けを行つておりました。約五百八十億円のものが不良債権になつておるといふぐあいに聞いているわけでございますが、いずれにしましても、確かに私もこのノンバンクの問題は今後最大の注意を払つていかなければならない、そういう問題だと考えております。

しかし、この問題は系統だけではございませんでして、御存じのとおり、全体では四十兆とも百兆とも言われるノンバンクの超過債務ということが今後我が国の大きな問題になつていくのだらうと考えております。私も、そういうことでございまして、現状はそれほど深刻な状況とは思つておりませんが、それに油断することなく、万全の注意を払つて対処していかなければならない、そういうぐあいに考えております。

それから、貯貸率の問題がございましたが、確かに私も、そういう点で体力が弱いと申しますか、十分今後改善しなければならぬという点があるわけでございます。ただ、私どもの協同組合という金融事業の制約がございまして、預金の受け入れも貸し付けも一定の制約の中で事業展開をしてゐるというようなこともございまして、なかなか普通の銀行のような形で活動はできないわけでございます。しかし、そういう中でも現状は極めて不満足なものと思ひますので、関係官庁の御指導、これからいろいろと系統金融事業のあり方について農政審でも議論いただいておりますので、そういう中での御指導も受けながら、またみずからも貸付先の拡大に取り組みながら、こういう点の改善を図つていきたいと考えております。

それから、経済事業等々につきましても、先ほど申し上げましたが、自由化という大きな波の中で苦吟しているわけでございます。私も、我が国の農業が決してこのまま廃れてしまつていいものではないという点について国民の皆様は理解を得ながら、むしろ我が国の農業が何とかやつていけるようなそういう方策を、例えば今私どもは新たな農業農村基本法の制定をお願いしたいと思つておりますが、求めておりました、そういう中で、先生方の御指導もいただきながら我が国の農業の活路を、また経済事業の活路を見出していきたく考えております。よろしくお願いいたします。(平田委員「分離の話。そこだけ答えてください」と呼ぶ)

○高島委員長 もう時間が来ておりますので、簡潔に願ひます。

○高野参考人 私どもの信用事業につきましまして、もう明治時代から取り組んでいる仕事でございまして、それなりの長い歴史を持つておりまして、農業そのものが、金融事業、生産事業、購買事業、販売事業、生活事業、全部絡んでおりますので、分離して事業を展開するというようなことは考えにくうございますし、考えておりません。以上でございます。

○平田委員 ありがとうございます。

○高島委員長 これにて平田米男君の質疑は終了いたしました。

次に、細谷治通君。

○細谷委員 参考人の皆さん、御苦勞さまでございます。当委員会の審議に御協力いただきまして、深く感謝を申し上げる次第でございます。

持ち時間が大変短うございますので、端的にお尋ねを申し上げます。

実は私、きのう当委員会が夕方から開かれるというところでございまして、現地で、地元の農協の幹部の方々とお会いしてまいりました。意見交換をいたしました。その中で皆さんが異口同音におっしゃるのは、最近、農協の預金の目減りが非常に目立つてゐる、これはかつてないことであ

る、この原因は要するに住専問題が長引いているということだと考えている、一日も早い政治レベルでの決着をお願いしたい、こういうお話、強い要望がございました。

今、日本の農業というのは、ある意味でちょうど大きな曲がり角にあることは御承知のとおりでございます。極めて大切な時期にあって、日本の農業をしっかりと守っていく、そして農家の預金を保護していくという点では、いろいろありますけれども、与野党立場を同じくするのじやないかと思っております。そういう観点で見ますと、この農協の果たす役割というのは大変大きいし、私は一日も早くこの住専問題というものを片づけていくことが必要ではないかというふうに考えております。

そこで、高野参考人にお尋ねを申し上げますが、農協預金の減少と住専処理策の審議のおくれ、先ほど指摘がございましたが、この関係について、どんな御認識をお持ちでございますか。また、住専処理策がさらにおくれるということになるならば、どんな影響が出てくるというふうにお考えになるのか。そして、こうした点を踏まえまして、今系統の方々がどんな御希望、御要望をお持ちなのか、率直な御意見を聞かせたいと思います。

○高島委員長 御説明は簡潔に願います。

○高野参考人 御指摘のとおり、住専処理策の決定は大幅におくれてきておりまして、この結果、私どもにとりましては、一方では政府の処理策に沿った決算処理を進めてきておるわけでございますが、しかし、果たして本当に結果はどうなるのか、そこら辺が不明でございます。また先ほども申し上げましたように、住専からの利払いも停止されたままとなっておりますわけでございます。でございますので、何と申しましょうか、気持ち表現しますと、混乱の一手前というような感じもするわけでございます。

私どもにとりまして、そういう状況でございますが、今御質問がございましたが、農協預金の伸

び率について申し上げますと、御指摘のとおり下がってきておりまして、本年三月末の対前年同月比で申しますと、マイナス〇・一％ということ、史上初めて、残念ながらマイナスを記録したわけでございます。また、四月末では、マイナス〇・六％というところで、さらに減少幅を拡大しているわけでございます。

この要因につきましては、もちろん農産物の価格の低迷というふうなこともありますし、売り上げが伸びないということもございまして、景気の後退の長期化によりまして、農家所得が減ってきておるといふようなこともございます。あるいは、金利水準が下がってまいりましたので、利息収入が減るといふようなこともございます。そしてまた、一部金融機関の経営破綻が出ておりますので、そういうことも絡んでおると思っております。

しかしながら、先生の御指摘にもありますとおり、住専処理策の決定のおくれ、これにかかわるいろいろな報道というふうなものも強く影響してこういふ結果になっておるのではないかと大変危惧しているわけでございます。

いずれにしても、このように処理策がまいりなままさらに時間が経過いたしますと、系統農協を初めとしたしまして、経営体力の弱い中小等の金融機関にとつては大きな負担が生ずることになります。したがって、再三申し上げておりますが、国民の金融システムに対する信頼性を回復するために、また景気の回復のためにも、住専問題の早期解決をぜひお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○細谷委員 高野参考人には、もし後ほど時間がございますしたら、もう一問お尋ねを申し上げます。清水参考人にお尋ねをいたします。

参考人は、住専処理に当たっては、会社更生法による法的整理の手段によるべきであるという主張を先ほど来お述べになつていただいておりますが、でございますけれども、そこでお尋ねを申し上げます。

ます。国民の皆さん方がごらんでございますので、ひとつわかりやすく御説明をしていただきたいと思ひます。

まず系統金融機関、要するに農林系の系統金融機関の皆さん方は、住専の責任は挙げて母体行にある、母体が全責任を負うべきだ、こう主張なさっているわけでございます。

ところで、更生手続におきまして、系統がこの主張を仮に貫き通すということになりますと、一休会社更生手続はどうなるのかということでございます。なぜなら、系統と母体行、両者の間で利害が鋭く対立しているという限りにおいては、会社更生案というものが成り立たないのじやないかというふうにお尋ねをいたします。というのは、系統は、住専七社のいずれに対しましても三分の一以上、一番少ないところでも三八％、多いところは五十一％の債権額を有しているということでございます。まして、三分の一以上になっております。

会社更生法第二百五条によりまして、更生計画案を可決する要件は、更生債権者の三分の二の議決が必要だということになっておるわけでございまして、先ほど言いました、系統の皆さん方がどうしても法的手続は嫌だ、先ほど高野さんはそういうふうにおっしゃいましたが、そういうふうになりますと、更生計画案そのものが成立しないということになるわけでございますけれども、これはどういふふうにお考えたらよろしいのでございましょうか。

○清水参考人 ただいま御指摘のとおり、更生計画につきましましては、更生担保権者の組、それから一般更生債権者の組というふうに分かれて、更生担保権者ですと四分の三とか、条項によつては五分の四、一般の債権者で三分の二の同意を必要とするということでございます。

その意味におきまして、系統金融機関が反対した場合には、更生計画案は成立いたしません。可決いたしません。したがって、系統金融機関の賛成というのは、絶対に更生計画が樹立できるためには必要でございます。

しかしながら、私どもがこれまで取り扱いました更生計画で順調にまいりました更生手続の中で、更生計画案が管財人から提示されたのに、その計画案に対する修正を求めるということはございますけれども、計画案そのものを、圧倒的多数で反対をして否決されるという例はほとんどございませぬ。私自身経験がございませぬ。それは結局、否決した場合に破産に移行するだけ。破産に移行することになれば、更生計画よりもはるかに少ない配当になってしまう。それを系統金融機関が選ぶわけがないということが言えるわけでございます。

それから、本件におきましては、既に母体行は債権を放棄すると言っております。したがって、更生手続にのせる前に、母体行からそれぞれ債権放棄についての事前の放棄手続をとつていただく。一般行については、現在お決めになつている範囲でその手続をとつていただく。もしそれをとらないのであれば、更生計画で将来そのような形の計画を立案されても異議はないという書面を裁判所に提出していただいた上で更生手続にのつければよろしいと思ひます。

したがって、また私どもがこれまで取り扱いましたものでも、例えばカナサ造船所あるいは静信リース、いずれも親会社、母体行に当たるところについては債権の九九％または一〇〇％を切り捨てております。そのような形で公平さを保つことができておるのでございまして、今回の住専処理スキームと同じ形の更生計画案がでないというわけではございません。そしてまた、そのような形の更生計画ならば、系統金融機関も必ずやそれは賛成するものと思ひます。賛成しなければよりマイナスの状態になるわけでございまして、更生手続にのれば、更生計画案は賛成をしていただけたと思ひます。

○細谷委員 いやいや、そういうことは当然系統の方々はわかつた上で、なおかつその手続は法的な手続を選ばないとおっしゃっているのですから、その場合に会社更生計画なるものは成立しな

いのではないかと、このことを大変心配いたしておるわけでございます。

それからもう一点、先ほど住専処理機構に関連してお答えがございましたけれども、住専の経営者の損害賠償責任の追及の問題で、管財人の否認権ということでこれを行使して、ばちばちと査定をしていくというふうにおっしゃいました。ポナスも全部取り上げる、退職金も取り上げるといふことをおっしゃいましたけれども、査定をして、仮に相手方が納得しなければ、これは損害賠償請求の裁判になるのじゃないですか。ということになれば、住専処理機構だつて当然、住専の経営者に対する損害賠償の請求権を持つているのですから、同じことじゃないでしょうか。私はそんなに違わないと思いますが、どうでしょうか。

○清水参考人 会社更生法の規定の中には、損害賠償請求査定の上立ての方法としまして、訴えと、それと別に損害賠償請求査定についての手続が簡略にできるように規定がございまして、その疎明をすればよろしいということになっております。したがって、管財人から損害賠償請求査定の上立てをするのは、一般の損害賠償請求訴訟よりもはるかに時間的にも短く、それから証明も疎明で足りるという形で行われているのが一般でございます。三年も五年もかかってやるというようなことはございせん。

それに対して、現在の住専処理法案に基づく損害賠償請求でございますと、一般の損害賠償請求訴訟という形になりますので、これは時間がかかるかと思ひます。

○細谷委員 いや、時間がかかるという話をしていふのじゃないのです。そういう方途があるのかないのかということをお願いしていただければ、この辺は国民の皆さん方が御判断をいただけるのじゃないかというふうに私は思ひます。

最後に、館参考人に一点だけお尋ねをしたいと思ひます。

公的資金投入について、住専には投入するけれどもノンバンクには投入しない、信組には政府保

証という形で最終的に公的資金を投入するが、信金、第二地銀、その他の金融機関には投入しない。この点に関して、公的資金の投入に当たっては客観的で明確な基準が必要だ、その点では今回の処理策は合理性を欠くという批判が特に野党の皆さん方からもなされております。それに対して、臨時異例の措置ということで例外的とする今回の住専処理に対する政府の考え方、この妥当性はあるのか、どういふふうにお考えになつておられるのか、一点だけお尋ねを申し上げたいと思ひます。

○館参考人 ただいまの点については、一つの問題点であるというふうにはもとより考えておりました。しかし、金融制度調査会の中間報告でも述べておりますように、そこでは住専問題を念頭に置きながら、金融機関による破綻が生ずる以前の段階においても、不良債権の処理がおくれてそれが金融システム全体に悪影響を及ぼすおそれがあるという場合には、公的資金の導入を含む措置がやむを得ないという意見があるというところを踏まえて、そして同時に当事者間でお互いに相談をしていただきたというところを経過報告でお願いしたわけでございます。

いろいろ検討をした末、やはりテーブルに着いて話を進めていくためには、どうしても公的資金を導入するというのを早急に進展が得られない。一方で、これを早急に解決しなければ、先ほど来申し上げましたような国際的な信用も落ちるというふうな、不良債権がさらに劣化していくというふうな、債権が劣化していくというふうな問題もあるもので、そういう措置をとらざるを得ないというふうに考えた次第でございます。

○細谷委員 時間が参りましたので、終わります。ありがとうございます。

○高島委員長 これにて細谷治通君の質疑は終了いたしました。

次に、錦織淳君。

○錦織委員 新党さきがけの錦織でございます。私に与えられた時間はわずか十分でございます。

要領よく御質問をさせていただきたいと思ひます。また、参考人の方々には簡潔にお答えをお願いを申し上げます。

まず私は、限られた時間の中で、住専をめぐるいろいろなキーワードがあると思ひます。いろいろな責任論もございました。わずかな時間でございまして、二つのキーワードを手がかりに御質問をさせていただきたいと思ひます。

まず第一点は、行政の責任ということでございまして。広い意味での政治責任と言つてもよいと思ひます。

そこで、館参考人にお伺いをいたします。金融制度調査会の諸委員会の中でこの問題を取りまとめられた、そして、その審議経過も公表をされております。ところで、その中には、残念ながら、私が見るところ行政の責任というものがいかなるものであったかということについてほとんど触れられていない、こういうふうな受け取っております。

ただ、審議経過を、概要を報告したところを見ますと、住専の設立についてどういふ経過があったのかということ、簡潔に触れられております。あるいは公的な住宅金融機関が住専の仕事にどういふ影響を与えたか、こういったことを推測させるくだけでもございまして、基本的には、結論に至る過程でそうした行政責任がどういふ役割を果たしたかということについて触れられていないのではないかと懸念を持っております。

そこで、これは実はノンバンクと住専との関連、公的資金導入に当たつてどういふ基準をこの際適用すべきかということにかかわる私は重大な争点だと思ひます。

もちろん館参考人は、昭和四十八年の十二月二十五日の金融制度調査会答申、御存じだと思ひます。当時、その金融制度調査会のメンバーではなかったというふうには思ひますけれども、少なくとも金融制度調査会というのは、大蔵行政に大変あるいは決定的な影響を与えたそうした答申というものが存在をして、そして住専は、国策と言え

ば言い過ぎであれば準国策、あるいはそれに準ずるような国家的な政策、特に一般の、事業者あるいは資産家のようにそうした融資を受けることのできない非常に力の弱い一般国民に住宅ローンをつくるというところで推奨されていった。

こうした経過の中でその住専が破綻に追いやられていった。そういうことについて行政責任をどのように評価されたのかをお伺いしたいと思ひます。

○館参考人 最終的な報告書でも述べておりますように、行政がその時々適切な対応を欠いたという問題があったということは誤りない事実であるというように述べておりますし、私どももそういうふうに感じております。

○錦織委員 時間がありませんので、次の質問に移ります。

次に、母体行責任に絡んでお伺いをしたいと思ひます。高野参考人にまずお伺いをいたします。

高野参考人の先ほどの御答弁の中で、もし政府・与党のスキームが崩れた場合、このことになりなかつた場合、果たして農協系統の金融機関は破綻するのかわからないに對して、もちろんそれはお立場上そうした危険があるということ、これを面から肯定されることはなかなか忍びない、こういうことはよく理解できます。

しかし、考えてみますと、もしこうした法的手続にゆだねられた場合にどういふ結果を招来するか。五・五兆円は丸々返つてこない。つまり、配当手続にのせられていくわけでございますから五・五兆円は返つてこない、しばらく。このしばらくというのがくせ者であつて、これが一年なのか、二年なのか、三年なのか、はたまた十年なのか、そうしたことはいろいろ議論があり得るわけでございます。いずれにしても、配当手続にのつていく以上は五・五兆円は利息どころか元本も返つてこない、こういう状態が長期化をしていくということがございまして。

そしてもう一つ、政府の処理案では、実はこの処理の仕組みの上で母体行、一般行、農協系統の

三グループが融資をする、約六・六兆円ぐらいの融資をするということ、そしてその融資があつて、そしてそれが還流をして五・五兆円の全額返済という格好をとっているわけです。もしこうした場合が前提になつていなかったならばこのスキームに同意されなかったか、端的にお答えください。

○高野参考人 今回の処理策につきましては、御指摘なさいましたとおり、そういう幾つかの中心が盛り込まれているわけでごさいます、そういうものを全部含めまして私どもは検討いたしました結果、受け入れるということを決断したわけでごさいます。

○錦織委員 そうしますと、私は、このスキームが崩れた場合には農協系統にとつては致命的な打撃を受けるであろうという予測を立てております。

ところで、もしそうであるならば、農協系統として強く母体行責任を歴史的な沿革等から主張されるのは理解できます。理解できるのですが、そのことを前提にした上で、しかしそれでもこのスキームが崩れたことによる決定的な不利益に比べたら、いろいろなスキームについての御協力の余地というのは多面的にあるのではありませんか。その点についても端的にお答えください。

○高野参考人 この現在の処理策につきましては、先ほども申し上げましたが、私どもももちろんでございまして、いろいろな関係者がまさに激論を闘わされてようやく到達した内容でございまして、これが崩れた場合には、もちろん私どもにつきましても容易ならざる状況になるということはそのとおりでございまして、この処理策に合意してきましたおのおのの関係者につきましても、やはり容易ならざる状況といえますか、そういうものが出てくるのではないかと私どもも考えるわけでごさいます、そういうことにならないように処理策の早期決定をお願いしているわけでごさいます。

○錦織委員 最後に清水参考人にお伺いをいたします。

実は、私的なことを申し上げて恐縮であります。が、私自身も、かつてある上場企業のメーカーの会社更生を申し立てたことがございまして。残念ながらこれは受け入れられませんでした。そして破産に至つた。そして既に十五年を経過をしておりますが、まだ、先般非常に優秀な管財人がおつきになつておられるけれども先結をしていないという報告がございまして。そうした経験を我々は踏まえながら国会での議論をやっているということを重ね御承知おきいただきたいと思います。

そのことを前提にして申し上げます。

清水参考人の御意見、大変傾聴をいたしております。しかし、幾つか重要な点で疑問を感じます。

一つは、更生の見込みについて、そもそも更生の見込みがなくても清算型の会社更生というのがあり得るから、更生の見込みがなくても会社更生申し立てが通るのだという前提に立つておられるのか。そうではなくて、住専七社の全部または一部について、この会社更生の見込みがあるという判断を前提にした上で会社更生にのせようとしておられるのか、そうしたことに多くの疑問がございまして。

しかし、そこら辺を議論しますと私の持ち時間では到底こなすことができませんので、もっと初步的で素朴な質問をさせていただきますと思ひます。

それは、先ほど来の清水参考人のお話をお伺いをしておりますと、前提がございまして。まあきつい言葉を言わせていただければ、一つのからくりがあるのではないか、こういう気がいたしてなりません。

それは、住専処理に当たつて政府・与党の処理スキームを無意識のうちに前提にしておられるのではないかとこのことでごさいます。先ほど来、地銀生保住宅ローンのお話をされました。三・五兆円を母体行が放棄するんだから再建できるんだ、こういうことを言われました。そういう前提は、私どもは立てることはできないのではないかとこのことを申し上げているわけでごさいます。

つまり、政府・与党の処理スキームを前提にするのであれば、三・五兆円の放棄、一・七兆円の放棄、同時に農協系統の五・五兆円の全額返済、それは、実は先ほど申し上げた三つの債権者グループの六・六兆円の融資というものとセットになっているわけでごさいます。

したがって、住専七社の解体の清算方式を、破産法にあらうが、会社更生にゆだねるかという、そういう選択肢の次元と……

○高島委員長 簡潔に願ひます。

○錦織委員 そういう選択肢の次元と、その債権者三グループ間のそうした損失負担をどうやって考へていくのかということは、次元の異なる問題ではないか、こういう点はいかがでございませうか。

○清水参考人 幾つかございまして、まず、更生の見込みについてでございますが、これは学説、判例とも、更生の見込みについては、倒産する会社でございましてから、最初から、このように力強く更生できますというふうな更生の見込みがある企業は一社もございせん。みんな、何とか努力すれば更生の見込みなきにしもあらず、この状態で申し立てするのでございまして。したがって、更生の見込みについては、住専七社は、法的に申し上げれば住専七社全部更生の見込みがございまして。また、そういう更生の申し立て書が書けます。

そうしますと、裁判所は、そのような申し立てがあるのに受理をしないということではできません。したがって受理をいたします。その次に、受理したら、社会的にこれだけ影響の大きいものを放置するわけにまいりませんから、必ず保全管理命令を出します。直ちに保全管理人が翌日から翌々日には就任すると思ひます。

したがって、本件について、住専は清算するんだというのは大蔵省なり母体行が決めただけでありまして、本当に更生の見込みがあるかないかについては、別途これは有権的に裁判所で判断してもらうべきことであると思ひます。私は、本件について、更生の見込みありとして更生の申し立てをすることができると申し上げたのでござい

ます。

仮に、そして開始したけれども見込みがない場合でも清算型があると申し上げているのでございまして、清算型を目的として初めから申し立てをするというこれは申し立てておりません。しかし、私が取り扱いました事件では、開始決定の前に既に更生の見込みなしとして、清算的更生手続に入ることを前提として開始したものもございまして。

その意味におきまして、更生手続は、すべて強力な再建見込みがなければならぬという場合にはないというところを業務の例として御理解いただきたいと思います。

それから、その次に……

○高島委員長 時間が来ておりますので、簡潔に願ひます。

○清水参考人 はい。

六・六兆円の融資が前提となつていっていることとございまして、私が発表いたしましたシミュレーションでは、系統金融機関からは二・二兆円の融資をいただかなくても、系統金融機関については六千八百五十億円の三分の一を負担していただければ、一・七%の金利を払つて十分返済できる計画ができております。そしてまた、更生手続中では、回収した債権をいづれかに預金しなければなりません。それを農協に預金すれば、農協は資金繰りは足りません。預金したものは結局更生計画で返済に充てます。だから、系統金融機関は更生手続によって何ら資金的に困ることはございせん。

○錦織委員 残念ながら時間が参りましたので終わりますが、この続きはどこか別のところで徹底的に議論をさせていただきます。

ありがとうございます。

○高島委員長 これにて錦織淳君の質疑は終了いたしました。

次に、佐々木陸海君。

○佐々木陸海君 時間がありません。

○佐々木陸海委員 時間がないと思ひます。

ます。

昨年九月二十七日に金融制度調査会金融システム安定化委員会の審議経過報告が発表されました。当時、あなたはこの委員会の責任者でありました。

その報告では、住専問題の解決の基本方向についてこういうふう述べております。「経営にあつては住専自身及び母体行が主体的役割を果たし、今後の基本的な方針や債権の処理の仕方等につき合意形成を行うことが必要である。」というふうに述べられております。極めて当たり前のことで、しかし当時の住専問題解決の前提となるルールだったのではないかと思います。その点だけ確認をさせていただきたいと思います。

○館参考人 ただいまの御質問について、私、正確に今のような言葉で述べたかどうかということについては自信がございませんが、考え方としてはそのとおり、そういうふうに考えていたと思います。

○佐々木(陸)委員 今その報告から引用したのだから私は正確なものだと思っております。

そこで、高野参考人にちよつとお伺いしたいと思うのですが、この九月二十七日の時点では「経営にあつては住専自身及び母体行が主体的役割を果たし」として、住専の処理方法や「債権の処理の仕方等につき合意形成を行うことが必要である。」というふうに述べられていたのです。

しかし、あの九月から十一月にかけての経過を見ますと、母体行が本主に主体的役割を果たして合意形成を仕上げるという役割を果たしたとはとても思えないのですが、その一番の合意形成の対象になった農協系から見るとどんな状況だったか、その点を感想的にもお聞きしたいと思います。

○高野参考人 昨年何回も話し合いを行いました。母体行は大変数が多いわけございまして、私どもの印象では、私ども以上に言いますと失礼に当たりますが、なかなか母体行の方の意見調整は大変な様子だということを身にしみて感じて

おるとい状況でございます。

○佐々木(陸)委員 要するに、九月二十七日の金融制度調査会金融システム安定化委員会の報告では、母体行が主体的役割を果たして、そして合意形成し、それから母体行が農協系なり一般銀行なりに頭を下げて、そしてどういう負担をするのかというのを決めるべきだったし、私に言わせれば、主体的役割を果たすというのは、農協系も一般銀行もいろいろ出してくる、しかし、穴があいてしまふということになれば、主体的役割を果たす母体行がその穴は全部埋める、体力がある限り埋めるというのが常識の線だっただろうと思うのです。

しかし、実際の住専の処理策というのは、この九月二十七日の言っていた方向とは全く異なりまして、母体行は主体の役割を全く投げ出して、言ってみれば政府が主体になって、政府が母体行や系統などにこういうふうに出してくれないかというお願いをして、母体行は言ってみれば政府から要請を受けるお客さんになってしまった、ここにこの住専処理策の出発点の一番大きな問題点があるということを描きたいと思うのです。

なぜそうなったかという理由を論議していますと時間がかかりますから、館参考人に最後に一言だけお聞きしたいのですが、九月二十七日の言っていた方向とは違つた方向に政府の処理策がなつてしまつて、このことは間違いないことではないかと思うのですが、その確認を求めたいと思います。

○館参考人 その直後に、その文書の先のところに、話し合いがうまくつかないということがあり得るということを考えておりましたから、行政にもそれに対応して条件を整備するための努力をしてもらいたいということを申し述べていると思ひます。

○佐々木(陸)委員 最後ですが、「行政当局は当事者間における議論を踏まえつつ」というふうな合意形成を促進する必要がある。というふうな述べているだけなのです。だから、主体を全部

引き受けてしまつて、母体行をお客さんにしてるなんてことは書いていないのです。ですから、やはりこれは方向が違つてしまつたということを確認せざるを得ないということをはつきり申し上げて、質問を終わります。

○高島委員長 これにて佐々木陸海君の質疑は終了いたしました。

次に、海江田万里君。

○海江田委員 私の持ち時間は二分でございますので、よろしく御協力のほどお願い申し上げます。

きょう一日質疑をしまして、やはり一つの成果というものは、橋本全銀協会長が、金融システムの安定に貢献できるいい案があれば追加負担について検討の余地があるというような発言があつたことではないかと思ひます。ただ、この全銀協の追加負担については、やはり農林系統の追加負担も条件である、前提であると私の質問に對してはつきり答えているわけですから、この農林系統の追加負担について先ほど——これは高野さんお一人で決められることではありませぬけれども、やはり検討の余地があるのか、それとも全く検討の余地がないのか、白紙なのか、そのところをお答えいただきたいと思ひます。

○高野参考人 先ほど申し上げましたが、よい案があれば検討の可能性が生まれるという表現が本主に銀行が負担に應ずるといふ意味なのか、単に検討を表明したのか、あるいは検討の可能性に触れただけなのかかわからないわけございまして、そこら辺を十分確かめまして、私だけではいろいろ申し上げることができませんので、後日誠意を持って対応させていただきたいと考えております。

○海江田委員 私は、それは検討をするということに理解をさせていただきます。

それから、先ほど議論になりました、これは平田委員の質問に答えまして、協同住宅ローン、これは農協系統の住専でございますけれども、これは引き続き経営をしていくというお答えがありましたけれども、農協は本体でも住宅ローンをやつ

ているわけですね。今度七社全部一応、地銀生保住宅ローンも処理をするというのには、それはやはり住宅ローンそのものを本体でやり始めましたから、都市銀行だとか地方銀行だとか、住専そのものの本来の役割がもう終わっているから全部手じまうわけですね。そういうことからいつたら、協同住宅ローンをどうしても残すというのは、私どもも納得いかないのです。これは、やはりある程度時間を置いてですけれども、これはやはり当然のことながら処理をするということではないかと納得いかないと思うのですが、いかがでしょうか。

○高野参考人 母体行が個人向け住宅融資を住専とすみ分けてきちつとやつていこうと考えれば、私はできることだと思ひます。今回は母体行がそういうぐあいには考えないために整理の方向に話が向かつていくというぐあいには——七社につきましてはです。私も、やつていく、すみ分けしながらやつていくという考えでございます。

○海江田委員 はい、わかりました。ありがとうございます。

○高島委員長 これにて海江田万里君の質疑は終了いたしました。

これにて参考人に対する質疑は終了いたしました。

参考人各位におかれましては、貴重な御意見をお述べいただきまして、まことにありがとうございます。予定より三十分ほど延長いたしましたことをおわびいたします。委員会を代表いたしまして、御出席に厚く御礼を申し上げます。

次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後七時十五分散会

平成八年六月十三日印刷

平成八年六月十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局